

平成24年度

国際科学技術共同研究推進事業

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム

International Collaborative Research Program  
Science and Technology Research Partnership  
for Sustainable Development (SATREPS)

研究課題募集の案内

[公募要領]

独立行政法人科学技術振興機構（JST）

地球規模課題国際協力室

平成23年10月



## 平成24年度 研究提案にあたっての注意

この公募は、平成24年度予算が成立した後に執行する課題を公募・選考するものですが、本プログラムはODA事業との連携であり、相手国機関との調整に時間を要する場合がありますことから、できるだけ早く研究を開始するために、予算成立前に行うこととしているものです。したがって、予算成立の内容および予算成立額に応じて、研究領域の内容、委託研究費、採択件数等の変更が生じる場合や、追加資料の提出等をお願いする場合がありますをあらかじめ了承下さい。

予算関連事項の情報については変更があり次第、下記ウェブサイトに掲載しますので、適宜、参照下さい。公募受付締切後は、必要に応じてメールにて連絡いたします。

<http://www.jst.go.jp/global/index.html>

### 1. 応募方法について

平成24年度の研究提案は、府省共通研究開発管理システム（e-Rad）により行っていただきます。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ポータルサイト <http://www.e-rad.go.jp/>

受付締切：

平成23年12月8日（木）正午

### 2. 政府開発援助による技術協力要請の提出について

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムは、政府開発援助（ODA）との連携プログラムであり、JSTへの研究提案にあたって、相手国側研究者と共同研究内容を十分に調整していただくとともに、相手国研究機関から相手国の技術協力担当省庁を通じて技術協力要請（以下、協力要請）が日本の外務省に提出されることが必要です。協力要請の外務省（本省）到着締め切りは日本時間平成23年12月8日（木）を予定していますが、相手国内においてはこれより前に締め切りを設定していますので留意下さい。

なお、国内の研究機関からJSTへ応募いただいた提案課題のうち、相手国政府より技術協力プロジェクトの要請が提出されていない場合は、「要件未達」と判断し、選考を行いません。

参照

IV.3. (31 ページ)

### 3. 所属機関長\*からの承諾書の提出について(様式9)

本プログラムでは、平成23年度公募より、所属機関からの承諾書を提案書類とあわせて提出いただくことを必須としています。同承諾書が提出されていない場合は、「要件未達」と判断し、選考対象としません。

\*所属機関長とは学長、理事長等であり、部門長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織の長ではありません。

参照

様式9 (86 ページ)



## 目 次

I. プログラム概要	1
1. プログラムの趣旨	1
2. プログラムの概要	1
II. 応募・選考要領	7
1. 応募・選考の概要	7
2. 対象となる国（共同研究相手国研究機関の所属国）	7
3. 募集・選考スケジュール	8
4. 応募方法	9
5. 研究課題を募集する分野と研究領域	10
6. 選考の観点および留意事項	15
7. 選考方法等について	17
8. 研究代表者（応募者）の要件	17
9. 採択された研究代表者の責務等	19
10. 研究機関の要件・責務等	20
11. 研究期間	22
12. 研究費（JST からの委託研究費）	23
13. JST と JICA からの経費の執行区分	24
14. 研究提案書類等	26
III. JST による本プログラム推進の仕組み	27
1. 運営統括（PD：プログラムディレクター）	27
2. 研究主幹（PO：プログラムオフィサー）	27
3. 研究計画	27
4. 課題評価	27
5. 追跡評価	28
6. 研究契約と知的財産権の帰属	28
7. 日本側研究機関と相手国研究機関の取り決め	29
IV. ODA による技術協力の概要（参考）	30
1. 政府開発援助（ODA）とは	30
2. 技術協力とは	30
3. 技術協力プロジェクト実施の流れ	31
4. 技術協力プロジェクト実施体制	33
5. プログラム採択後の JICA と研究代表者所属機関の関係	34
6. ODA 事業経費について	36
7. プログラムの評価について	38
8. 科学技術研究員派遣（個別専門家派遣型）との関連性について	39
9. ODA に関する問合せ先	39

V. 応募に際しての注意事項.....	42
1. 研究提案書類記載事項等の情報の取り扱いについて.....	42
2. 不合理な重複および過度の集中.....	43
3. 研究費の不正な使用等に関する措置.....	44
4. 研究機関における研究費の適切な管理・監査の体制整備等について.....	45
5. 研究活動の不正行為に対する措置.....	46
6. その他.....	47
VI. JST 事業における重複応募について.....	51
Q & A .....	52
別添 1 ODA 技術協力の対象国.....	64
別添 2 研究提案書類様式の記入要領.....	65
別添 3 研究分野.....	87
別添 4 研究キーワード表.....	88
別添 5 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による応募について.....	90
1. 府省共通研究開発管理システム (e-Rad) について.....	90
2. e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先.....	90
3. e-Rad の使用に当たっての留意事項.....	91
4. e-Rad を利用した応募の流れおよび注意事項.....	92
5. 提案書類の注意事項.....	93
6. e-Rad への入力項目について.....	95

# I. プログラム概要

## 1. プログラムの趣旨

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム（以下、本プログラム）は、開発途上国のニーズを基に、地球規模課題\*<sup>1</sup>を対象とし、将来的な社会実装\*<sup>2</sup>の構想を有する国際共同研究を政府開発援助（ODA）と連携して推進し、地球規模課題の解決および科学技術水準の向上につながる新たな知見を獲得することを目的としています。また、その国際共同研究を通じて開発途上国の自立的な研究開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築を図ります。

\*<sup>1</sup> 地球規模課題：一国や一地域だけで解決することが困難であり、国際社会が共同で取り組むことが求められている課題

\*<sup>2</sup> 社会実装：具体的な研究成果の社会還元

## 2. プログラムの概要

### （1）本プログラムの政策的位置づけと目的

平成23年8月に閣議決定された第4期科学技術基本計画では、目指すべき国の姿として、地球温暖化や大規模な自然災害、新興・再興感染症など、地球規模で発生する深刻かつ重大な課題に対し、国際協調と協力の下、これまでの我が国の経験や実績、さらには我が国独自の知的資産と創造性をもって積極的に取り組み、貢献していくことで、その解決を先導する国となることがうたわれています。具体的には、地球規模課題の解決に向けて開発途上国との国際協力を積極的に推進し、課題を解決していくと共に、これらの国々における科学技術の発展、人材養成等に貢献していくことを強く期待されており、これは国際社会における我が国の責務でもあるとしています。これら地球規模課題への取り組みを進め、さらにアジア・アフリカ諸国をはじめとする開発途上国の自立的、持続的な発展を支えるには、日本の技術を適用、移転するという従来の手法に加え、日本と相手国の大学・研究機関等が連携して、新たな技術の開発・応用や新しい知見の獲得のための共同研究を実施し、このことを通じて課題を解決すると同時に相手国の大学・研究機関等の科学技術水準の向上と総合的な対処能力の向上を行っていくことが必要です。

また、上記基本計画では、国内外のあらゆる場で活躍できる人材、世界をリードする人材、次代を担う人材の育成と確保、キャリアパスの充実を積極的に進め、我が国の将来を担う人々が、夢と希望を抱いて科学技術イノベーションの世界に積極的に飛び込むことができるよう、取組を強化することがうたわれており、国際共同研究を通じてグローバル化に対応した我が国の人材育成にもつながることが期待されます。

本プログラムでは、JSTと独立行政法人国際協力機構（JICA）が連携して地球規模課題を対象とする開発途上国との国際共同研究を推進することにより、地球規模課題の解決および科学技術水準の向上につながる新たな知見を相手国研究機関と共同で獲得することを目指しま

す。具体的には、日本国内等、相手国内以外に必要な研究費については JST が委託研究費として支援し、相手国内で必要な経費<sup>\*3</sup>については JICA の技術協力プロジェクトの枠組みにおいて JICA が支援します。国際共同研究全体の研究開発マネジメントは、国内研究機関へのファンディングプロジェクト運営ノウハウを有する JST と、開発途上国への技術協力を実施する JICA が協力して行います。この国際共同研究の推進により日本側の研究機関はフィールドや対象物が開発途上国にある研究を効果的に行うことができ、開発途上国側の研究機関（公共性のある活動を行っている大学・研究機関等。ただし軍事関係を除く。）は研究拠点の機材整備や共同研究を通じた人材育成により、自立的・持続的活動の体制構築が可能となることが期待されます。

<sup>\*3</sup> JICA からの支援は技術協力プロジェクトの枠組みで行われ、研究に必要な施設や設備の提供、カウンターパートの配置、ローカルコスト負担、フィールド調査にかかる関係機関の許可取得等において相手国側の自助努力が求められます。経費面でいえば、相手国側研究者の person 費、相手国における事務所借上費、相手国側が使用する消耗品、相手国側研究者の相手国内旅費等は、原則として相手国側負担となります。また、研究に必要な設備・資機材についても、相手国側による負担や既存の設備・備品の活用を求め、JICA からの支援は真に必要なものに絞り込みます。技術協力プロジェクト実施に必要な日本側の投入（専門家派遣・機材供与・相手国側研究者の招へい・調査団派遣等）と経費の概略は JICA による詳細計画策定調査等を経て決定されます。

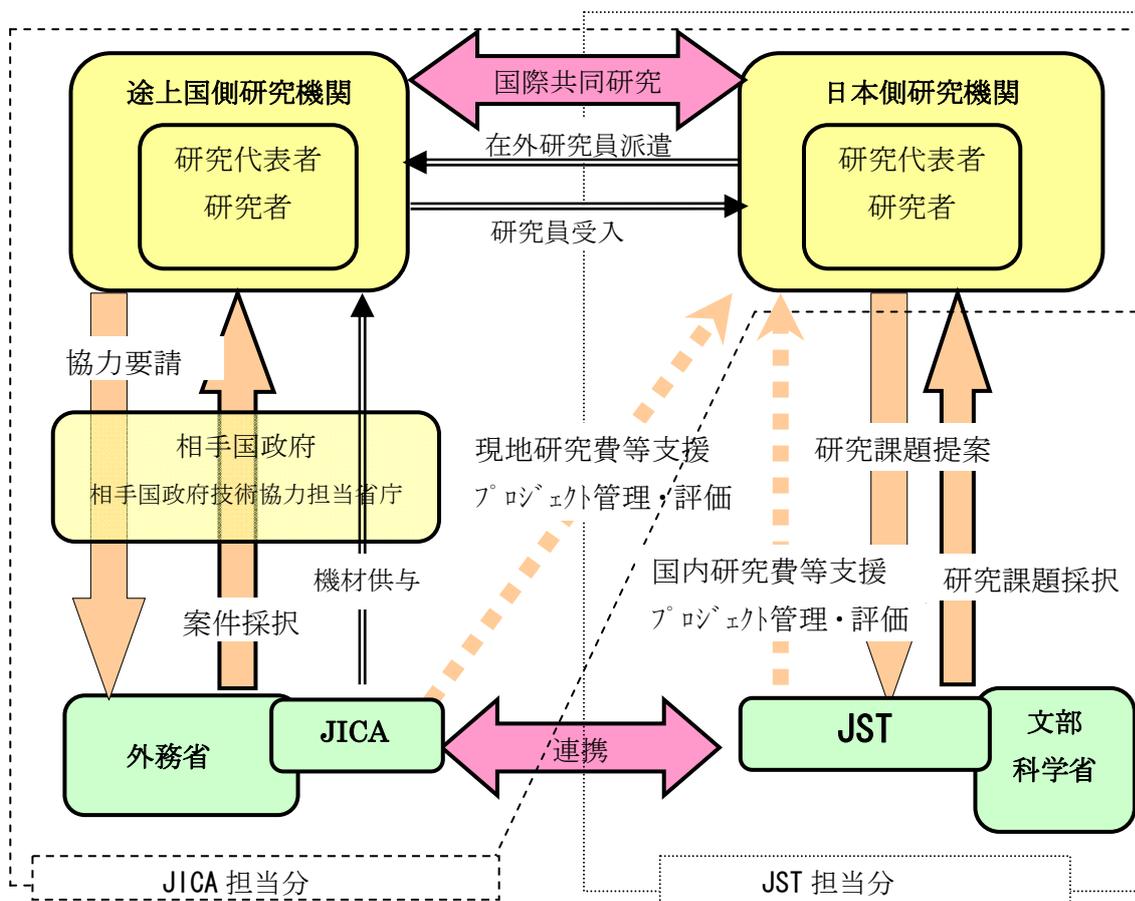


図 1：本プログラムの実施体制

(2) 本プログラムの主な流れ

a) 研究領域設定、提案・要請募集について

地球規模課題の解決のために特に重要なものとして推進すべき研究分野を国（文部科学省）が設定し、そのもとに、プログラム全体の運営のとりまとめを行う運営統括（PD：プログラムディレクター）、各研究領域における研究推進のとりまとめを行う研究主幹（PO：プログラムオフィサー）、および研究分野をさらに具体化した研究領域を JST が定めます。

JST では国内の大学、研究機関等に所属する研究者を対象に、研究領域ごとに研究提案の募集を実施し、研究主幹および外部有識者で構成される審査委員会にて研究課題を選定します。研究領域のもとで選定された研究課題の研究代表者（日本側研究チーム）は相手国研究機関と国際共同研究に従事します。

JST での公募選考と並行して外務省は、開発途上国から国際共同研究を行う技術協力プロジェクトの要請を受け、本邦にて JICA とともに内容を検討します。したがって日本側の研究代表者は JST への研究課題の応募にあたって、相手国側研究者と共同研究内容を十分に調整していただくとともに、相手国研究機関から相手国の技術協力担当省庁を通じて技術協力プロジェクトの正式要請が所定の期限までに日本の外務省に提出されること<sup>\*4</sup>が要件となります。

<sup>\*4</sup> 技術協力プロジェクト要請の相手国内の受付締め切り日は、相手国によって異なりますので注意下さい。

参照	IV. 3. (31 ページ)
----	-----------------

b) JST における研究課題の決定と、外務省/JICA における技術協力プロジェクトの決定について

JST による研究課題の選考と外務省/JICA による技術協力プロジェクトの採否検討のプロセスを連携して実施することにより、研究課題と技術協力プロジェクト要請のいずれもが採択に値すると判断された場合に、当該研究課題と技術協力プロジェクト要請が実施課題（案件）として採択されます。その決定を受けて外務省は相手国へ通報します。

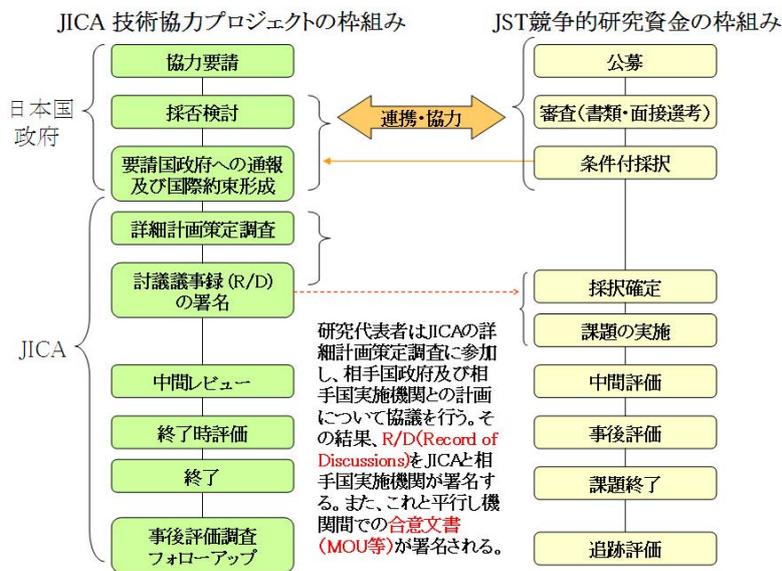


図2 本プログラムにおける公募・選考から評価までの流れ

#### c) 国際共同研究実施に向けての準備

国際共同研究を実施するにあたって、相手国研究機関等と JICA との間で技術協力プロジェクトの実施内容の合意のため、討議議事録 (R/D: Record of Discussions)、また研究機関(当事者)間で共同研究に関わる合意文書 (MOU: Memorandum of Understanding 等) が R/D および JST の委託研究契約書と整合する内容で署名されることが必要になります。

研究課題(案件)の条件付採択後、まず JST は日本側研究代表者の所属機関と暫定委託研究契約を締結します。それにより R/D の署名後速やかに国際共同研究を開始するために、R/D の署名前であっても、共同研究の準備のために必要となる日本国内側の研究費に限って、JST の支援による委託研究費を執行していただくことが可能となります。

また JICA は、要請背景や要請内容の確認および共同研究内容の協議を目的として、日本側研究代表者を含む調査団を相手国へ派遣(詳細計画策定調査)、この調査において、調査団は合意事項を協議議事録 (M/M: Minutes of Meeting) に取り纏め相手国との間で署名します。その後、JICA はこの M/M の内容を踏まえて R/D を作成し、主に JICA 在外事務所長と相手国側代表者が当該 R/D に署名することで、技術協力プロジェクトが実施に移されることとなります。

ただし、この R/D の署名に時間を要し、この署名そのものが採択年度末(2013年3月末)までになされず、また近日中に署名がなされる見通しも無い場合のほか、治安の悪化その他の事由<sup>\*5</sup>が生じた場合には、研究課題の採択決定後であっても、研究そのものが実施できなくなることで、そして案件開始に向けての準備作業が中断されることもあり得ます。最終的に R/D の署名が不可能となる場合は採択された研究課題そのものの実施ができないこととなり、JST からの委託研究費もその時点で執行できなくなることをあらかじめ承知おき下さい。

<sup>\*5</sup> 「暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、戦乱、内乱、騒擾、クーデター、テロ、侵略、外敵の行動、暴動、ストライキ、相手国政府による決定その他の自然的又は人為的な事象」、研究費の不正な使用、研究活動の不正行為等を想定しています。

#### d) 国際共同研究の実施

研究代表者は、本プログラムにおける研究課題の責任者として、かつ、JICA の技術協力プロジェクトにおける総括責任者(チームリーダー)として、国際共同研究にかかる責務を遂行していただくことになります。

日本国内等、相手国内以外での研究に必要な経費については JST が委託研究費として支援し、研究代表者はそれに応じた研究計画書・報告書等の作成、評価への対応等の責務を負っていただきます。

一方、相手国内で必要な経費については、JICA が技術協力プロジェクトの枠組みにより支援します。相手国での経費は、原則として、日本側研究チームのメンバー(業務調整員<sup>\*6</sup>を含む)が技術協力プロジェクトの JICA 専門家<sup>\*7</sup>として派遣されているときに限り支出することができます。JICA 専門家として派遣された研究メンバーには、通常の JICA 技術協力プロジェクトと同様に所得税免除や長期滞在許可等の特典が付与されます。

JICA の技術協力プロジェクトを実施する際には、JICA と研究代表者所属機関との間で「地球規模課題対応国際科学技術協力における技術協力の実施に関する取極め」(以下、取極め)<sup>\*8</sup>を初回の採択案件のR/D署名に合わせて締結します。さらに、JICA と研究代表者所属機関は、JICA が負担すべき経費の内容を明確にし、その概算額や経理手続きについて双方で確認するための文書として事業契約書を締結します。

研究代表者には上記の取極めおよび事業契約書に基づき活動していただき、技術協力プロジェクトに関する業務計画書・報告書等の作成、評価への対応、日本側投入にかかる調整・統括、日本側研究チーム内の取り纏め等、プロジェクト運営管理の全般にかかる総括としての業務遂行に責任を負っていただきます。研究代表者が共同研究期間中に必ずしも相手国に常駐する形で派遣される必要はありませんが、国際共同研究を円滑に進めるためには、日本側の研究メンバーの一人ができるだけ常駐に近い形で相手国へ派遣されることが期待されます。

<sup>\*6</sup> JICA では、通常の技術協力プロジェクトにおいて、専門家の支援や現地業務費の管理あるいは JICA 在外事務所による機材調達支援等のために、業務調整員を公募により採用して相手国側に常駐させており、本プログラムにおいても同様に業務調整員を配置することとしています。

<sup>\*7</sup> JICA 専門家（本プログラムでは「在外研究員」という）として派遣されるのは研究代表者に限られるわけではなく、共同研究に必要な日本側研究チーム内のメンバー等でもかまいません。ただし、大学院生等の学生は基本的に JICA 専門家としての派遣は認められません

参照	Q & A (54 ページ)
----	----------------

なお、研究代表者以外の研究チーム内の研究者が相手国へ派遣され、研究代表者が日本に残っている場合であっても、研究代表者が当該研究者の JICA 技術協力プロジェクトとしての相手国内での活動に対しても責任を負う「日本側研究チームの総括責任者」であることに留意下さい。

<sup>\*8</sup> 取極めは、JICA と研究代表者所属機関の権利・義務を包括的に規定するものです。

参照	Ⅲ. 5. (34, 35 ページ)
----	--------------------

### (3) 国費留学生制度等による人材育成の可能性

平成22年度より文部科学省の国費留学生制度（大学推薦）において、本プログラムの採択課題を対象に『地球規模枠』が新設されました。地球規模枠では、日本側研究機関において博士号を取得することによって、相手国において将来的に当該研究の中心的な役割を担う若手研究者を育成することを目指しています。国費留学生制度の応募は、文部科学省において実施され、本プログラムの予算とは別予算での支援となります。詳細については、国費留学生制度のウェブサイトを参照下さい。なお、予算成立の状況等により変更・調整が必要となる場合があることをあらかじめ了承下さい。

文部科学省 国費留学生制度 ウェブサイト

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ryugaku/06032818.htm)

#### (4) 招へい外国人研究員の受入

ODA 予算においても相手国側の研究者を招へいする制度（本プログラムでは「招へい外国人研究員の受入」という）があります。国際共同研究を実施している相手国共同研究機関から研究員を日本に招へいし、博士課程（もしくは修士課程）に在籍し、研究を行っていただきます。対象者は将来的に長期にわたり相手国研究機関において重要な役割を担うことが期待され、かつ共同研究推進の点からも不可欠と判断される人です。なお、招へい外国人研究員の受入は、R/D に記載された協力期間内であることが条件となりますので留意下さい。

これらの制度を効果的に活用することによって、相手国において研究を推進する中心的な人材や若手研究者の育成や日本との継続的な国際共同研究の体制強化等の相乗効果を期待しています。

## II. 応募・選考要領

### 1. 応募・選考の概要

平成24年に研究提案を募集する分野・研究領域は、下記のとおり4分野5研究領域です。

分野（研究領域数）	相手国からの協力要請	採択・選定 予定件数	研究期間	JSTからの 委託研究費
環境・エネルギー分野 （2研究領域）	必須	合計で 15件程度	3～5年	年間38百万円 【間接経費を含む】 程度 （5年計画であれば 総額1.9億円程度）
生物資源分野 （1研究領域）				
防災分野 （1研究領域）				
感染症分野 （1研究領域）				

予算概算要求段階の予定件数、委託研究費であり、厳しい財政状況の中、件数が減じられることがあります。

### 2. 対象となる国（共同研究相手国研究機関の所属国）

本プログラムの対象となっている諸国は別添1を参照下さい。アジア・アフリカを重点としています。

参照	別添1（64ページ）
----	------------

複数国と国際共同研究を実施する場合には、すべての関係各国との間で技術協力プロジェクト実施のための要請からR/Dの署名に至るプロセスを経る必要があります。そのため、国により研究開始までに非常に時間を要することがあり、場合によっては研究を開始できない可能性があります。このため、本プログラムにおいては原則1カ国と共同研究を行うこととしますが、同一年度に複数の相手国を対象とした研究提案を行う場合には、すべての相手国で同時に活動を開始することができないことも想定に入れつつ、1つの研究提案に対して、主たる相手国1カ国を指定していただきます。この場合、全ての国との間で研究を同時に開始できることも、初めは主たる相手国として指定された1カ国との間で研究を開始して順次R/D署名に至った国を追加して実施することも、最後まで主たる相手国として指定された1カ国との間での研究となる可能性もありえます（プライム・ムーバー方式）。ただし、研究の終了日は全ての国にておいて同日であることが必要です。また、複数国にまたがる課題については、関連する課題について次年度以降、二カ国目の国との共同研究を追加提案することが可能です。

なお、研究経費に関しては、申請時には全体計画を提出していただきますが、後に R/D 署名等の関係で研究相手国が限定された場合には、その分減額されることがあることをあらかじめ了承下さい。

### 3. 募集・選考スケジュール

募集・選考スケジュールは以下の通りです。

募集開始日、受付締切日は確定していますが、他の日程は全て予定です。今後変更となることもあります。詳細な日程はプログラムのサイトに掲載しますので、適宜参照下さい。

SATREPS ウェブサイト

<http://www.jst.go.jp/global/index.html>

募集開始	平成23年10月11日(火)
受付締切	平成23年12月8日(木) 正午【厳守】
書類選考期間	平成23年12月下旬～平成24年3月下旬
書類選考結果の通知	平成24年3月頃
面接選考期間	平成24年4月初旬～4月下旬
決定・通知	条件付採択決定・通知 <sup>*9</sup> ----- 平成24年5月中旬頃
国際共同研究開始	平成24年6月以降で R/D 署名後 <sup>*9</sup>

<sup>\*9</sup> 条件付採択決定とほぼ同時期に、相手国政府への JICA 技術協力プロジェクトとしての採択通知が外務省より発出されます。その後、JICA と相手国研究機関等との間で R/D の署名が成立した研究課題から正式に採択決定となり、国際共同研究が開始されます。なお、JST および JICA による条件付採択結果の公表については、原則として研究代表者への条件付採択通知以降、然るべき時期に行うことを想定しています。

条件付採択が決定した後、JICA により、相手国内における国際共同研究の調整のために詳細計画策定調査が行われます。条件付採択課題の研究代表者はこの詳細計画策定調査への参加が必要となります。また、相手国によっては R/D の署名に時間を要することがありますが、その場合は R/D の署名後速やかに国際共同研究を開始するために、R/D の署名前であっても、その準備のための日本国内側の研究費に限って、JST の支援（暫定委託研究契約の締結 6月1日を予定）による委託研究費を執行していただくことが可能です。なお、相手国研究機関等と JICA との間で合意された R/D に記載されている期間が共同研究期間となります。

参照	II. 11. (22 ページ)
----	------------------

#### 4. 応募方法

平成24年度の研究提案は、府省共通研究開発管理システム（以下、e-Rad）により行っていただきます。e-Rad とは、競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）ポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

例年、締切間際に e-Rad へアクセスし、誤操作、ファイルの不備等のトラブルに遭い、応募手続きを完了できないケースが見られます。締切後の応募は受け付けませんので、できる限り前日までに応募手続きを済まされることをお勧めします

参照	別添5 (90～96 ページ)
----	-----------------

なお、研究者が所属する研究機関の e-Rad への登録申請が困難である等 e-Rad による提案が困難な場合には、巻末の問い合わせ先までお問い合わせ下さい。

また、応募に際し研究代表者を始め研究チームに参加を予定している方（相手国研究者を含む）は、SATREPSの登録制コミュニティサイト（ソーシャルネットワーキングサービス SNS）である「Friends of SATREPS」に登録をしていただくようお願いします。また、「Friends of SATREPS」において、提案される研究課題についてコミュニティを立ち上げていただきますようお願いいたします。なお、FacebookにSATREPSファンページがあります。

登録制コミュニティサイト 「Friends of SATREPS」

<https://fos.jst.go.jp/>

コミュニティ作成の際には、コミュニティカテゴリから「F: FY2012 SATREPS Application（平成24年度 SATREPS 応募）」を選択して下さい。トピック公開範囲の設定はどちらでも構いません（例：提案内容を対外的にPRしたい場合は「全員に公開」、まだ対外的に公開したくない場合は「コミュニティ参加者のみ公開」など）。

参照	Q&A (53 ページ)
----	--------------

## 5. 研究課題を募集する分野と研究領域

今回の募集では、下記の分野・研究領域において募集を行います。また、今回の公募より複数の領域、分野にまたがる内容での研究提案は「境界領域」として受け付けます。

参照	II. 5. (5) (14 ページ)
----	---------------------

提案者は研究提案募集に対して、以下の全研究領域を通じて、研究代表者として研究課題の提案を1件のみ行うことができます。

<研究課題を募集する分野と研究領域一覧>

分野	研究領域
環境・エネルギー分野	①「地球規模の環境課題の解決に資する研究」
	②「低炭素社会の実現に向けたエネルギーシステムに関する研究」
生物資源分野	③「生物資源の持続可能な生産・利用に資する研究」
防災分野	④「開発途上国のニーズを踏まえた防災科学技術」
感染症分野	⑤「開発途上国のニーズを踏まえた感染症対策研究」

以下の研究領域の内容をよくお読みになり、本プログラムおよび研究領域にふさわしい研究提案を行って下さい。他の研究プロジェクトや研究課題等の一部だけを遂行するような研究提案や、研究の多くの部分を請負業務等により外部で実施するような研究提案は対象となりません。

### (1) 環境・エネルギー分野

開発途上国において、課題解決のための研究の実施および開発途上国研究者の能力向上に対するニーズが高く、かつ、共同研究の成果を当該開発途上国はじめ、広く社会に還元する将来構想を有する環境・エネルギー分野の研究課題を募集対象とします。日本からの単なる技術の移転・知識の提供等、共同研究を伴わない課題や、科学技術の発展に寄与しない単なる作業等は、対象外とします。

#### ① 研究領域1 「地球規模の環境課題の解決に資する研究」

気候変動、人口増、都市への人口集中、生産・消費活動の増大などにより地球規模で直面している環境・エネルギー問題を解決する技術の開発やその成果の普及は、当該国と世界全体にとって非常に重要です。なかでも気候変動に関する緩和や適応については、「気候変動に関する政府間パネル (IPCC) 第4次評価報告書」において、気候変動が水循環・生態系・食料生産・健康等に大きな影響を及ぼすと指摘されており、温室効果ガス排出の削減に向けて各国政府が利用可能な個別部門の政策措置として、エネルギー供給・運輸・建築・産業・廃棄物等の改善が挙げられています。

将来の気候変動に対応するためには、現在計画・実施されている緩和策だけでは不十分であり、一層の強化が必要です。また、現状から見て、既に長期にわたってほとんどの影響が増大すると予測されており、緩和策だけでは、気候変動の影響に対処することができません。適応

策と緩和策を組み合わせることによって、気候変動とこれに伴うリスクを低減することが必要です。

以上を踏まえて、平成24年度は、開発途上国の社会ニーズに合致し、かつ我が国の科学技術の発展に大きく結び付く地球規模の環境課題の解決に資する研究課題を募集対象とします。研究課題の例を以下に示しますが、これ以外であっても上記の趣旨に合致する課題であれば募集対象となります。また、以下に該当する研究課題であっても、低炭素社会の実現に向けたエネルギーシステムに関する研究課題（バイオマス、廃棄物利用エネルギーを含む）は研究領域2に応募下さい。

- ◆ 気候変動への適応に資する研究
- ◆ 気候変動の緩和に資する研究
- ◆ 安全な水の確保、処理に資する研究
- ◆ 化学物質リスクの安全管理に資する研究
- ◆ 循環型社会の構築に資する研究
- ◆ 生態系・生物多様性の保全・修復（バイオレメディエーションを含む）に資する研究
- ◆ 大規模災害による環境の劣化・破壊の復元・修復に資する研究

## ② 研究領域2「低炭素社会の実現に向けたエネルギーシステムに関する研究」

平成21年7月に開催されたG8ラクイラ・サミットにおいて、「産業革命前に比べ世界全体の平均気温上昇を2度以内に抑制すること。そのためには2050年までに世界全体で温室効果ガス排出量を50%以下にする必要があること。」を共通認識にすえ、首脳宣言には「2050年までに先進国全体で温室効果ガス80%削減」という長期目標を盛り込みました。我が国においても既に平成20年7月に「低炭素社会づくり行動計画」を策定し、低炭素社会の実現に向けた施策を着実に実施しているところです。

世界全体の温室効果ガス削減については、先進国のみならず開発途上国の参画も得ながら施策を推進していくことが不可欠です。さらに、低炭素社会の実現に資するエネルギーシステムは、化石エネルギー資源の節減にも結びつき、その技術開発およびその成果の普及を進めていくことが、当該国と世界全体にとって非常に有益です。

以上を踏まえて、平成24年度は、開発途上国のニーズを踏まえかつ我が国の科学技術の向上と科学技術上の成果が顕著と思われる以下のような研究課題を主な募集対象とします。ただし、下記はあくまでも例でありこれに限られるわけではありません。

- ◆ 自然エネルギーもしくは新エネルギーの利用（バイオマスのエネルギー利用を含む）に関する研究
- ◆ エネルギーの高度利用、省エネルギー、CO<sub>2</sub>の分離・貯蔵等に関する要素技術、システム化、シミュレーション等の基盤技術の研究
- ◆ 相手国の産業、運輸、民生等に係るエネルギーシステムの最適化・効率化に資する研究

## (2) 生物資源分野

### ③ 研究領域「生物資源の持続可能な生産・利用に資する研究」

古来より人類は多様な生物資源を利用し食料や薬、飼料、繊維やエネルギー源などを得てきました。G8ドーヴィルサミット等でも、世界的な人口増加や気候変動を受け、砂漠化や耕地の塩類集積、病害虫の蔓延等、生物資源の持続的な生産を脅かす事態へ対応する持続可能な農業生産のための基盤作りの重要性が指摘されています。また2010年10月に名古屋で開催された生物多様性条約第10回締約国会議等「COP10」においては、『名古屋・クアラルンプール補足議定書』を通し遺伝子組み換え作物の取り扱いについての国際的ルールを制定、『名古屋議定書』により「遺伝資源のアクセスとその利用から得られる利益の配分（ABS）」についての総合的ルールが設定され、生物多様性条約（CBD）締結国が従うべき具体的な方策が示されるなど、多様化する生物資源利用に関する環境作りが整いつつあります。

以上のような背景に支えられ、生物資源がもたらす恩恵を将来にわたって享受し続けるため生物資源の生産・利用・管理に関わる研究開発の加速と得られた研究成果の社会への還元がより求められています。

当該研究領域では、開発途上国において、研究の実施および開発途上国研究者の能力向上に対するニーズが高く、開発途上国と我が国の双方に共通し、両国の連携により一層の発展が期待される生物資源の持続可能な生産・利用に資する研究課題を対象とします。

なお、共同研究の成果を当該開発途上国はじめ、地球的規模での課題解決に向けて社会に還元する将来構想を有する研究課題を対象とし、日本からの単なる技術の移転・知識の提供等、共同研究を伴わない課題や、科学技術の発展に寄与しない単なる作業等は、対象外とします。

以上を踏まえて、平成24年度の主な募集対象となる研究課題の例を以下に示します。ただし、下記はあくまでも例でありこれに限られるわけではありません。

- ◆ 生物資源の持続的生産に資する研究開発（植物・動物・海洋生物等の育種・栽培技術などを含む）
- ◆ 生物資源の評価・利用技術に関する研究（天然物を元にした創薬など生物多様性の利活用などを含む）

<<ただし、以下の研究に重きを置く課題を除きます。>>

- ◆ 生態系・生物多様性の保全・修復に資する研究（環境・エネルギー分野 研究領域1）
- ◆ バイオマスのエネルギー利用（環境・エネルギー分野 研究領域2）
- ◆ 主として環境・エネルギーの課題解決を直接の目的とする研究（環境・エネルギー分野 研究領域1、2）

## (3) 防災分野

### ④ 研究領域「開発途上国のニーズを踏まえた防災科学技術」

開発途上国の災害にはこれまで日本が経験してきたものと共通する面が多いことから、防災分野の先進国である日本には、これまで蓄積してきた知見を応用できる場面が多くあります。一方、日本国内の防災においても、地震・津波の早期警報や気象の高精度な予測等をより一層推進することが望まれており、そのためには、国内での観測データやそれに基づく研究開発だ

けではなく、研究開発を全地球的な枠組みの中で、総合的・組織的に展開していくことが重要です。2005年1月の国連防災世界会議においても、以後10年間の世界的防災戦略である「兵庫行動枠組」として、各国での防災への重点的取り組みの必要性や開発途上国への技術的支援等がうたわれています。

2011年3月に発生した東日本大震災は、我が国に甚大な被害をもたらしましたが、「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成23年7月東日本大震災復興対策本部）では、災害の経験や復興の過程で得た知見や教訓を国際公共財として海外と共有するための国際協力を積極的に推進すること、今回の大震災に関して国際共同研究を含めた詳細な調査研究を行い今後の防災に資することなどがうたわれています。その際、地震・津波の発生メカニズムの分析・解明やこれまでの防災対策の再検証やリスクコミュニケーションの在り方の検証等も行うことが推奨されています。

当該研究領域においては、開発途上国において、研究の実施および開発途上国研究者の能力向上に対するニーズが高く、開発途上国と我が国の双方に共通し、両国の連携により一層の発展が期待される防災科学技術に関する研究課題を対象とします。具体的には地震、津波、火山噴火等の自然災害や人口が稠密な都市部における大規模な火災、化学プラントの事故、地下街の水害等の防災、減災に関する研究を対象とします。

なお、共同研究の成果を当該開発途上国はじめ、地球的規模での課題解決に向けて社会に還元する将来構想を有する研究課題を対象とし、日本からの単なる技術の移転・知識の提供等、共同研究を伴わない課題や、防災・減災への寄与が一方の国のみに限定される研究は、対象外とします。

以上を踏まえて平成24年度の主な募集対象となる研究課題の例を以下に示します。ただし、下記はあくまでも例でありこれに限られるわけではありません。

- ◆ 地震・津波・火山噴火等の自然現象の観測を通じた災害メカニズムの解明等に関する研究開発
- ◆ 災害情報を収集・整理し、効果的に提供・利用するための研究開発
- ◆ 地震・津波・洪水等の自然災害に対する被害軽減方策に関する研究開発
- ◆ 都市における大規模災害（水害、火災等）に対する被害軽減方策に関する研究開発

#### （４）感染症分野

##### ⑤ 研究領域「開発途上国のニーズを踏まえた感染症対策研究」

HIV／エイズ、マラリア、デング熱、結核、高病原性鳥インフルエンザなど新興・再興感染症は、開発途上国において健康への脅威となるだけでなく、社会・経済開発への重大な阻害要因の一つとなっており、各国間での人と物の往来が頻繁になっている現在においては、開発途上国のみの問題にとどまりません。すなわち、開発途上国の感染症状況の改善への貢献は、直ちに我が国の駐在・旅行者の健康、我が国自体への感染症の侵入を抑制し、ひいては世界全体の保健衛生の向上することにつながります。ゆえに、開発途上国と我が国が協力し、地球的規模で感染症対策研究の取り組みが行われる必要があります。

このような状況の下で平成24年度は、研究者のニーズではなく、開発途上国における感染

症の状況や相手国政府のニーズを踏まえ、開発途上国において研究の実施および開発途上国研究者の能力向上に対するニーズが高く、当該国の研究機関等と感染症の予防・診断・治療等の共同研究を実施することにより、当該国ならびに我が国の保健衛生や科学技術の向上に資する研究課題を募集します。中でも当該国の保健衛生の向上が重要であり、それに貢献する研究成果が期待できる研究課題が求められます。

なお、共同研究の成果を当該開発途上国はじめ、地球的規模での課題解決に向けて社会還元を目指した活動の将来構想を有する研究課題を対象とし、我が国が保有する技術の単なる移転等、共同研究を伴わない課題や、科学技術の発展に寄与しない単なる作業等は、対象外とします。

さらに、医薬品開発および新たな治療法の開発等の構想を含む研究課題については、本プログラムでは治験および医行為そのものは共同研究の対象としませんので留意下さい。詳しくはJICA方針を確認下さい。

参照	V. 6. (48, 49 ページ)
----	--------------------

以上を踏まえて平成24年度の主な募集対象となる研究課題の例を以下に示します。ただし、下記はあくまでも例でありこれに限られるわけではありません。

- ◆ 高病原性鳥インフルエンザ／豚インフルエンザなどの人獣共通感染症に関する研究開発
- ◆ HIV／エイズ、マラリア、デング熱、結核等の新興・再興感染症の診断、予防、治療等に関する研究開発

上記課題例は、複数の感染症に総合的に対応する提案、あるいは、ある感染症に対して診断・予防・治療というあらゆる側面から総合的に取り組む提案を推奨しているものではありません。むしろ、総花的でなく内容が絞られた提案であり、具体的でこれまでの研究の実績・成果を踏まえた提案、共同研究体制に相応の実績があり研究の円滑な遂行が期待される提案が求められます。

なお、「感染症研究国際ネットワーク推進プログラム」(文部科学省、平成22年度～)に関連した提案については、拠点における研究の単なる延長(研究の目的、対象疾患、アプローチ、代表者等が同一のもの)ではなく、これまで蓄積してきた基礎的知見・成果を更に発展させ、相手国ニーズを十分踏まえた上で、当該国の研究人材の育成を含む研究ポテンシャルの向上や研究成果の適用による保健衛生の向上を目指すなどの社会実装の構想を有する研究が提案されることを期待します。また、拠点を中核とした周辺国を含む地域連携研究の構想を含んだ提案も期待します。

#### (5) 研究分野・領域が複数にまたがる提案課題の扱い

研究提案にあたって応募する研究分野・領域が一つに定まらない境界領域の課題である場合は、従前は必ず一つの分野・領域に応募いただいていたおりましたが、今回の募集から、提案書(様式1)において複数分野を選択していただいた上で、境界領域の課題として提案を受け付けます。

参照	様式1 (68 ページ)
----	--------------

(6) 東日本大震災からの復興・再生に資する共同研究の提案にあたって

このたびの東日本大震災を受け、政府は「東日本大震災からの復興の基本方針」（平成 23 年 7 月東日本大震災復興対策本部）を定め、復興にあたっては、国際社会との絆を強化し、諸外国の様々な活力を取り込みながら、内向きでない、世界に開かれた復興を目指すことなどがうたわれています。また、「政策推進の全体像」（平成 23 年 8 月 15 日、閣議決定）において、震災復興と並び日本再生のための取組について述べられています。本プログラムにおいても、環境・エネルギーや防災等の分野において、災害の経験や復興の過程で得た知見や教訓を途上国と共有することや共同研究を進めることにより得られる研究成果を途上国だけでなく我が国の復興・再生にも資するため活用することなどが可能であると考えます。今回の募集に当たっては、このような共同研究の提案を奨励しますが、どのように復興・再生に資することが可能であるかなどその関連性について提案書に記載下さい。

参照	様式 2 (70 ページ)
----	---------------

## 6. 選考の観点および留意事項

(1) 選考の観点

- ◆ 本プログラムの趣旨および、研究分野・研究領域の趣旨に合致していること  
相手国にニーズがあり、かつ日本の相手国に対する ODA の方針にも合致していること

参照	Ⅱ. 9. (3) (40 ページ)
----	--------------------

- ◆ 国際的に高く評価される研究開発であって、科学技術水準の向上につながること
- ◆ 将来的な社会実装の構想があること（研究期間中に必ずしも取りまなければならないものではないが、研究計画において想定される研究成果を将来的に社会還元へ結び付けるための活動の道筋がはっきりしていること）
- ◆ 相手国側研究者との間で具体的な共同研究計画を有しており、相手国での研究の代表者が明確で、相手国側において研究を実施できる組織的な体制が整っていること
- ◆ 研究代表者（およびその国内共同研究者）の所属機関は、当該共同研究を担う上で必要な国際交流活動基盤を有しており、十分な支援と協力を行う意思を有していること
- ◆ 相手国研究機関との共同研究を推進する上で、研究のコストパフォーマンスも考慮された適切な研究計画（資金計画も含む）があること
- ◆ 日本における科学技術の発展、日本の若手研究者の育成、日本の科学技術の相手国および世界への効果が見込まれること
- ◆ 研究代表者が JICA の技術協力プロジェクトにおける研究チームの総括責任者として相手国側研究者とともに国際共同研究を推進する強い意志と熱意を持っており、かつ信頼に基づく強いリーダーシップを発揮できること。また、研究期間中、研究代表者自らが所属先研究機関にて本国際共同研究を実施するための体制をとれること。
- ◆ 相手国研究機関から提出された協力要請が JICA 技術協力プロジェクトにおいても採択される見込みがあること

## (2) 留意事項

- ◆ 課題の選考にあたっては、研究水準の高さとともに、研究計画が総花的でなく、内容が絞られ、かつ具体性の高い課題であって、研究成果の社会還元の時期を含めた道筋が明確である課題が高く評価されます。なお、長期的で幅広い視点（例：生物多様性の確保など）にも留意して評価します。
- ◆ 課題の選考にあたって、アフリカ地域については、人材育成、現地調査の実施と分析、そして適正技術・問題即応技術の開発・適用が重要であり、その観点からも選考を行います。
- ◆ 若手研究人材育成の重要性に鑑み、「研究代表者が45歳未満の若手研究者」又は「(研究実施期間中に研究に従事する予定の)日本側研究チーム(様式3記載分)の半数以上が35歳以下の若手研究者」を中心とした体制で構成される課題の積極的な提案を奨励します。これらの基準に沿って研究体制の構築を図っている課題については、相対的に高く評価する場合があります。

参照	様式3(76ページ)
----	------------

- ◆ 開発途上国の地域ごとの特性を生かした戦略として、過去に日本のODA等で整備された拠点(研究機関、大学等)、当該地域の優れた研究拠点の活用が期待されます。
- ◆ ODA連携であることから、相手国の開発政策等を踏まえ、相手国の行政機関等も含めた組織的な取組みが期待されます。
- ◆ 共同研究相手国や地域については、相手国や地域の適切なバランス(過度の集中が生じないことも含む)が求められる等、外交政策および科学技術政策を考慮して評価することがあります。
- ◆ 平成20年度から平成23年度までに採択されている課題と類似の研究提案については、「研究の目的、対象、アプローチ、実施地域等から判断して、研究内容に本質的な差異が認められるか」、または、「既存類似課題と競争的に研究を推進することにより、地球規模課題の解決に資するより大きな成果が期待できるか」、といった観点からも選考を行います。
- ◆ 本プログラムにおいては原則1カ国と共同研究を行うこととしますが、地球規模課題対応というプログラムの性質に鑑み、本プログラムの成果が、相手国のみならず周辺地域にも広く効果を及ぼすような課題を歓迎します。複数国間共同研究課題の選考にあたっては、複数国で実施することによる相乗効果が期待される課題が高く評価されます。(2. 対象となる国 複数国と国際共同研究を実施する場合も参照下さい)

## 7. 選考方法等について

### (1) 二段階選考

JST が選任した外部有識者で構成される審査委員会において、提出された提案書類による書類審査および面接選考を行います。

なお、国内の研究機関から JST へ応募いただいた提案課題のうち、所属機関からの承諾書が提出されていない場合や相手国政府より技術協力プロジェクトの要請が提出されていない場合は、「要件未達」と判断し、選考を行いません。

### (2) 利害関係者の排除

JST の規定に基づき、研究提案者等の利害関係者は評価に加わらないようにしています。

### (3) 採択予定課題数

採択予定課題数は、全ての研究分野・領域の合計で 15 課題程度 を予定しています。ただし、予算概算要求段階の予定件数であり、厳しい財政状況の中、件数が減じることがあります。(プログラム全体の予算や提案課題の内容・予算により変動します)。

### (4) 選考過程における外務省・文部科学省・JICA との連携

JST が文部科学省を通じ、外務省/JICA から技術協力プロジェクトの要請状況の情報提供を受けることにより、選考段階で関係機関と連携します。応募があった研究提案書類や書類選考結果・面接選考結果を JST から外務省・文部科学省・JICA に提供することをあらかじめ了承下さい。

### (5) JICA に提供する研究提案書類記載事項等の情報の取扱いについて

研究提案書類記載事項等の情報については、JST における選考への協力のための基礎資料として、あるいは外務省・文部科学省・JICA・JST において次年度に向けた制度運用のためやこの四者からの案内の発信のために、目的を限定して、活用するをあらかじめ承知おき下さい。提案者の事前承諾なしに、上記および「V. 応募に際しての注意事項」の記載内容以外の目的に研究提案書類記載事項等の情報を使用することはありません。

## 8. 研究代表者（応募者）の要件

研究代表者となる方、本人が提案して下さい。応募者の要件は以下の通りです。

本プログラムでは、国内の他の研究機関（民間企業等を含む）に所属する研究者や人文社会等他の学術分野を専門とする研究者を加えて国内で研究チームを編成した上で、相手国研究機関との共同研究のもとで当該研究課題を実施することができます。その際には以下の iv) が応募者の要件として追加されます。なお、相手国以外の第三国に所在する研究機関、またはそこに所属する研究者を国内の研究チームに加えることや、第三国に所在する研究機関との共同研

究は対象外です。

- a) 当該国際共同研究の研究代表者として、かつ、JICA 技術協力プロジェクトにおける研究チームの総括責任者としての責務を果たし、国際共同研究に従事できること。特に、条件付採択後に行われる国内における JICA との打ち合わせ（3～5 回程度）、および現地における詳細計画策定調査（平成 24 年 7 月～9 月にかけて 10～14 日間程度を想定）等へ参加できること

参照	IV. 3. (33 ページ)
----	-----------------

- b) 研究代表者自らが、国内の研究機関<sup>\*10</sup>に所属して当該研究機関において研究を実施する体制ができること。その際、所属機関長が研究実施期間中、研究代表者の身分等を保障していること。

(注) 研究実施期間中に研究代表者が定年等を迎える場合は所属機関長からの承諾書(様式 9)に学内での身分保障等を必ず明記して下さい

所属機関長とは学長、理事長等であり、部門長、学科長、センター長等のいわゆる下部組織の長ではありません。

参照	様式 9 (86 ページ)
----	---------------

- c) 研究実施期間を通じ、国際共同研究全体の責務を負うことができる研究者であること。(JICA の技術協力プロジェクトにおける研究チームの総括責任者として、日本側の投入(専門家派遣・機材供与・相手国側研究者の招へい等)の計画立案や実施にかかる調整および統括、JICA に対する定期的な活動報告、JICA が実施する評価調査等への対応、国際共同研究に従事していただきますので、定期的な相手国への渡航とプロジェクト全体の運営管理等を遂行することが必須となります。なお、研究実施期間中の研究代表者の都合による一方的な研究中止は原則として認められません)。
- d) 研究代表者自らの研究構想に基づき、当該研究課題を実施する最適な研究チームを編成し、リーダーシップを発揮しつつ、自らも当該研究課題に従事できる研究者であること。

<sup>\*10</sup>「国内の研究機関」とは、大学、公共性のある活動を行っている研究機関、公益法人等を指します。ただし、所定の要件等を満たしている必要があります。

以下のいずれかの方も、研究代表者として応募できます。

- 現在、特定の研究機関に所属していないものの、研究代表者として採択(条件付採択も含む)された場合、自らが国内の研究機関に所属して当該研究機関において研究を実施する体制をとることが可能な研究者。
- 現在海外に在住している日本人であって、研究代表者として採択(条件付採択も含む)された場合、自らが国内の研究機関に所属して当該研究機関において研究を実施する体制をとることが可能な研究者。

ただし、上記に記載のとおり、研究代表者が研究を実施する予定の所属機関は、所定の要件を満たしている必要があります。

参照	II. 10. (20～22 ページ)
----	---------------------

## 9. 採択された研究代表者の責務等

条件付採択となった時点から研究代表者には以下の責務が生じます。

下記以外に、採択された研究代表者は、JICA の技術協力プロジェクトにおける研究チームの総括責任者としての責務も負っていただくこととなります。

参照	Ⅱ. 8. (17, 18 ページ)
----	--------------------

### (1) 研究の推進および管理

- a) 研究や日本側の投入計画（専門家派遣・機材供与・相手国側研究者の招へい等）の立案とその実施に関することをはじめ、国内で研究チームを編成している場合には研究チーム全体に責任を負っていただきます。なお、研究実施期間中の研究代表者の都合による一方的な研究中止は原則として認められません。
- b) JST（研究主幹含む）・JICA に対する所要の報告書等の提出や、評価への対応をしていただきます。また随時、JST・JICA が求める共同研究進捗状況に関する報告等にも対応していただきます。
- c) 大学本部等研究機関内部の関係組織との連携、意思疎通の役割を担っていただきます。

### (2) 委託研究費の管理

研究費の管理（支出計画とその進捗等）を研究機関とともに適切に行っていただきます。また、国内で研究チームを編成している場合は、研究チーム全体の研究費の管理を適切に行っていただきます。研究代表者および主たる共同研究者は、自身のグループの研究メンバーや、特に本プログラムの委託研究費で雇用する研究員等の研究環境や勤務環境・条件に配慮して下さい。さらに、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。

### (3) 研究成果の取り扱い

- a) 国費による研究であることから、知的財産権<sup>\*11</sup>の取得に配慮しつつ、国内外での研究成果の発表を積極的に行って下さい。
- b) 研究実施に伴い得られた研究成果を論文等で発表する場合は、本プログラムの成果である旨の記述を行って下さい。
- c) 国際共同研究であることを踏まえ、相手国研究機関に不利益とならぬ範囲で知的財産権の取得を積極的に行って下さい。知的財産権は、原則として委託研究契約に基づき、所属機関から出願していただきます。
- d) JST と研究機関との間の研究契約および JST の諸規定等、JICA との取極め、相手国研究機関等と JICA が締結する R/D、研究機関間で締結する共同研究の実施に関する合意文書等の内容に従っていただきます。

参照	Ⅳ. 3. (34, 35 ページ)
----	--------------------

- e) JST が国内外で主催するワークショップやシンポジウムに研究参加者とともに参加し、研究成果を発表していただきます。

\*11 なお、知的財産権等の取り扱いについては、JICA との取極め、相手国研究機関等と締結する R/D、研究機関間で締結する共同研究の実施に関する合意文書等により、特別な取り扱いが必要となることがありますので注意下さい。

#### 4) 「国民との科学・技術対話」について

『「国民との科学・技術対話」の推進について（基本的取組方針）』（平成22年6月19日）において、「研究活動の内容や成果を社会・国民に対して分かりやすく説明する、未来への希望を抱かせる心の通った双方向コミュニケーション活動」を「国民との科学・技術対話」と位置づけています。1件あたり年間3000万円以上の公的研究費の配分を受ける場合には、「国民との科学・技術対話」への積極的な取組みが求められています。

「国民との科学・技術対話」の推進について」（基本的取組方針）

<http://www8.cao.go.jp/cstp/output/20100619taiwa.pdf>

(5) JST と研究機関との間の研究契約および JST の諸規定等、JICA との取極めおよび事業契約、相手国研究機関等と JICA が締結する R/D、研究機関間で締結する共同研究の実施に関する合意文書(MOU 等)の内容に従っていただきます。

参照	IV. 5. (34 ページ)
----	-----------------

(6) JST は、研究課題名、構成員や研究費等の所要の情報を、e-Rad および政府研究開発データベースへ提供することになりますので、あらかじめ了承下さい。また、研究代表者等に各種情報提供をお願いすることがあります。

参照	V. 1. (3) (42 ページ)
----	--------------------

(7) 本プログラムの事業評価、JST による経理の調査、国の会計検査等に対応していただきます。

(8) 研究終了後一定期間を経過した後に行われる追跡評価に際して、各種情報提供やインタビュー等に対応していただきます。

### 10. 研究機関の要件・責務等

研究機関（採択（条件付を含む）された研究課題の研究代表者およびその研究チーム内の国内研究機関に所属する研究者[主たる共同研究者]の所属機関）の要件・責務等は、以下の通りです。

下記を踏まえ、応募に際しては、**研究代表者の所属機関長からの承諾書（様式9参照）を提出**いただきます。

参照	様式9 (86 ページ)
----	--------------

なお、研究代表者は JICA 技術協力プロジェクトにおける研究チームの総括責任者としての責務も担うため、その所属機関においては、技術協力プロジェクト専門家の所属機関としての責務を負っていただくこととなります。

参照	IV. 5. (34~36 ページ)
----	--------------------

(1) 技術協力プロジェクト実施を担う機関として、JICA との取極めおよび事業契約書ならびに R/D 等に沿った活動支援（例：研究代表機関にて執行することとされた経費の執行手続き等）を行っていただく必要があります。

なお、JICA との取極めを交わすのは、原則として研究代表者の所属機関のみですが、その他の研究機関も R/D 等に沿った活動支援をしていただく必要があります。JICA と相手国研究機関等との間で R/D の署名ができない場合、また研究代表者の所属機関が、JICA との取極めに合意できない場合には、当該研究課題は実施できないこととなります。

- a) 業務契約書および JICA が定める「経費ガイドライン」に基づいて、適正な経理事務（JICA に対する所要の報告を含む）を行っていただきます。また、研究代表者所属機関に対する国の会計検査等には、研究代表者所属機関にて対応していただくこととなります。
- b) 営利機関（民間企業等）および特定非営利法人等、JICA が指定する研究機関との事業契約の前払いに際しては、金融機関等の前払い保証書等の提出が必要になります（国立大学、公立大学および公益団体は不要）。

(2) JST からの研究費は、委託研究契約に基づき、その全額を委託研究費として研究機関に執行していただきます。委託研究契約が締結できない場合には、当該研究機関では研究を実施できません。速やかな研究推進のため、円滑な委託研究契約締結手続きに協力下さい。

- a) 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）（以下、「ガイドライン」という。）に示された「競争的資金等の管理は研究機関の責任において行うべき」との原則に従い、研究機関の責任において研究費の管理を行って頂きます。なお、研究機関は、ガイドラインに従って、委託研究費の管理・監査体制を整備し、その実施状況を文部科学省へ報告するとともに、体制整備等の状況に関する現地調査に対応していただく必要があります。「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については下記ウェブサイトを参照下さい。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm)

参照	V (45～47 ページ)
----	---------------

- b) 委託研究契約書および JST が定める「委託研究契約事務処理説明書（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム）」に基づいて、研究費の柔軟で効率的な運用に配慮しつつ、適正な経理事務を行っていただきます。また、JST に対する所要の報告等、および JST による経理の調査や国の会計検査等に対応していただきます。
- c) 委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第19条（日本版バイドール条項）が適用されて研究機関に帰属した知的財産権が、出願あるいは設定登録される際は、JST に対して所要の報告をしていただきます。
- d) JST は、営利機関等（民間企業および JST が指定する研究機関）との委託研究契約に先立ち、委託の可否および委託方法に係る審査を行います。この審査の結果、JST が特に指定する委託方法に従っていただくことがあります。また、財務状況が著しく

不安定な場合等は、委託が不可能と判断され、当該研究機関では研究が実施できない場合があります、その際には研究体制の見直し等をしていただくことがあります。

(3) 研究代表者の所属する研究機関には、R/D とは別に国際共同研究の相手国研究機関との間で共同研究の実施に関する合意文書 (MOU 等) を取り交わしていただきます。合意文書においては、共同研究により生じた知的財産の取扱い、秘密情報の取扱い、成果の公表、損害が生じた場合の取扱い、相手国の生物資源等へのアクセス・持ち出し等について定めて下さい。R/D の内容と平仄をあわせるため、合意文書の取り交わしは、JICA が相手国研究機関と R/D の署名をする時期にあわせることが適切です。なお、国内の研究体制に含まれる全ての研究参加者は研究代表者所属機関が取り交わした合意文書を遵守する必要があります。

(4) JSTと委託研究契約を締結する研究機関は、その機関に所属していない研究者を本委託研究に参加させる場合は、JSTとの権利義務関係を構築するため、両研究機関間で適切な書面を取り交わすなどして、JST委託研究契約、共同研究合意文書、R/Dの内容を遵守するよう措置していただく責務があります。(例：JSTと委託研究契約関係にあるA大学の研究グループにB大学所属の研究者が加わる場合など。)

## 1.1. 研究期間

国際共同研究期間 (技術協力プロジェクトの協力期間) は原則として3～5年とします。

課題の採択は、相手国研究機関等と JICA との R/D により最終的に決定されるため、R/D に記載された期間が国際共同研究期間 (技術協力プロジェクトの協力期間) となります。なお、条件付採択時に定められた JST 委託研究費予算の範囲内で、R/D に定められた国際共同研究実施の最終年の年度末まで、JST 委託研究費による日本側での研究終了時期を延長し、JST の委託研究期間を長くとることができます (ただしこの場合も、ODA 側経費については R/D に記載の協力期間を超えて措置することはできません)。

提案課題の条件付採択後、相手国によっては R/D の署名に時間を要することがあります。その場合は R/D の署名後速やかに国際共同研究を開始するために、R/D の署名前であっても、研究準備のための日本国内側の研究費に限って、JST の支援による委託研究費を執行していただくことが可能です。

表1 研究期間の考え方



## 1 2. 研究費（JST からの委託研究費）

本プログラムでは、日本国内等、相手国内以外に必要な研究費については JST が委託研究費として支援し、相手国内に必要な経費については JICA の技術協力プロジェクト実施の枠組みにおいて支援します。

以下、(1)～(5)は JST からの研究費 について記載していることに注意下さい。なお、JICA からの経費については、ODA による技術協力の概要を参照して下さい。

参照	IV. 3. (37～39 ページ)
----	--------------------

(1) 1 課題あたりの JST からの委託研究費は、

年間 3, 800 万円【間接経費を含む】程度（5 年計画であれば総額 1. 9 億円程度）とします。以上は、あくまでも目安であり、目安の範囲外の研究費計画での応募も受け付けます。なお、予算成立の状況等により変更・調整が必要となる場合があることをあらかじめ了承下さい。

ただし、選考にあたっては、コストパフォーマンスも大きな判断材料となります。多額の研究費計画で応募された場合は、少額の提案課題と比較して、より大きな研究成果を期待する観点から審査され、同時により大きな責務を負うこととなりますので、予算策定は慎重に検討して下さい。

(2) 研究費は、原則としてその全額を委託研究費として、JST から研究代表者および主たる共同研究者の所属する研究機関に支給し、当該研究機関に執行していただきます。

(3) 直接経費の用途については、以下の通りです。

- a. 物品費 新たに設備・備品・消耗品・データ等を購入するための経費
- b. 旅費 研究代表者や研究参加者（研究チームメンバー）の旅費、当該研究課題の遂行に直接的に必要な招聘旅費等
- c. 人件費 人件費：原則として、当該研究を遂行するために新たに雇用する有期かつ常勤の年俸制等の雇用者（研究員、技術員等）で、当該研究の専任者の人件費  
謝金：データ整理等のための有期の時給制等雇用者（技術員、研究補助員等）の人件費、講演依頼謝金等
- d. その他 上記の他、共同研究を遂行するために直接的に必要な経費。  
研究成果発表費用（論文投稿料、印刷費用等）、機器リース費用、運搬費等

(4) 直接経費の 30% を上限とする間接経費を委託研究費に含めることが可能です。なお、間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、当該委託研究契約終了後 5 年間適切に保管しておくことが求められます。

参照	Q & A (56, 57 ページ)
----	--------------------

(5) JST では、大学等の非営利機関が複数年度契約を締結する場合には、研究計画の進捗状況により、当該年度中に使用されなかった委託研究費を簡便な方法により繰越すことが可能です。その他、JST委託研究費の執行に関する詳細は、下記ウェブサイト内の『平成23年度 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム 委託研究費事務処理要領』を参照下さい。

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

### 1.3. JST と JICA からの経費の執行区分

JST からの委託研究費で執行可能なものと、JICA からの経費で執行可能なものは原則として以下のように分類されます。

- a) 日本国内等、相手国内以外にて執行する研究費は JST からの委託研究費
- b) 相手国内にて執行する経費（研究活動経費・現地調達機材費等）は JICA で措置。  
（相手国から日本へ相手国側研究者を招へいする際に生じる経費も原則として JICA で措置。）
- c) 日本側研究者が相手国に出張する場合の往復旅費・滞在費（派遣期間 1 年以上の長期派遣の場合は赴任旅費・移転料・各種手当等）は JICA で措置。<sup>\*12</sup> 現地での日本側研究者の当該国際共同研究に係わる活動は、共同研究を推進するにあたって JICA と相手国研究機関等が締結する R/D 等にて規定される免税等および活動許可条項が適用されます。

参照	IV. 6. (36～38 ページ)
----	--------------------

<sup>\*12</sup> 相手国への出張に係る経費に関しては、場合により例外として JST からの委託研究費からの執行も可能です（例えば、日本においてポスドク等で雇用されている相手国の研究者）。ただし、JST 委託研究費で出張する場合は当該国際共同研究における R/D にて規定される活動とはみなされず、免税条項が適用されないこと、現地での活動許可が下りないこと等がありますので、必ず事前に JICA と相談して下さい。

JICA は、本プログラムで相手国へ派遣される専門家の国内所属先に対する人件費補てんおよび間接費ならびに国内俸（所属先はあるが無給の方に対して定額の月額を毎月直接支給するもの）は措置していません。

相手国において総括責任者を補佐し経理処理を含む事務手続きを行う者（業務調整員）を JICA において公募・選定を行い、派遣することを推奨しています。

参照	IV. 6. (5) (38 ページ)
----	---------------------

表2 JST と JICA からの経費で執行可能な経費の分類

経費	JST	JICA
A) 日本国内での研究費	●	
A) 相手国以外での研究費 (第三国出張費、現地諸経費等)	● (注1)	
B) 相手国内での研究費 (研究活動経費・現地調達機材費等)	▲ (注2)	● (注3)
B) 相手国側研究者の日本への招へいにかかる旅費		●
C) 日本側研究者の日本と相手国間の移動にかかる旅費		●

(注1) 第三国の研究機関との共同研究は対象外です。

(注2) 相手国においてJICAが負担できない研究費のうちJST委託研究費で負担可能なものに限る。(現地ポスドク、現地テクニシャン等の雇用経費についてはJST/JICAに相談して下さい。対応できるケースがあります。)

(注3) 相手国内での研究費には、日本側の研究者が国際共同研究を現地で実施する上で必要な設備・備品・消耗品費を含む。(JICAからの経費は相手国の自立発展性を重視するODA技術協力プロジェクトによる支援であるため、相手国側の自助努力が求められます。したがって、相手国側の人件費、相手国における事務所借上費、相手国側が使用する消耗品、相手国側研究者の相手国内旅費、会議日当等は、原則として相手国側負担となります。)

参照	IV. 6. (3) (37 ページ)
----	---------------------

#### 1 4. 研究提案書類等

研究代表者には相手国研究機関との調整の上、様式0から9の提案書類を作成、提出いただきます。本公募要領の別添2の研究提案書類の記入要領に従い、研究提案書類を作成して下さい。

※ 研究提案書類の様式は、e-Radよりダウンロードして下さい。

※ e-Radで応募いただく際に、応募情報として、研究提案書類に記載いただいた情報の一部を入力いただくことになります。入力する際、研究提案書類と差異がないように、別添5の対比表を参照下さい。

参照	別添5 (90～96 ページ)
----	-----------------

※ 様式9については、機関長の公印捺印の上 (PDF等のフォーマットを用いて)、様式0～8のファイルと合わせて、1つのファイルとしてe-Radより提出して下さい。

表3 研究提案書類の様式一覧

様式0	提案にあたっての調整状況の確認
様式1	提案書
様式2	研究課題構想
様式3	日本側研究実施体制
様式4	相手国研究機関実施体制
様式5	研究費計画
様式6	研究課題のキーワード
様式7	他制度での助成等の有無
様式8	研究代表者および研究代表機関事務担当者連絡先
様式9	機関長からの承諾書

### Ⅲ. JSTによる本プログラム推進の仕組み

#### 1. 運営統括 (PD: プログラムディレクター)

運営統括は、本プログラムの運営全体のとりまとめ責任者であり、本プログラム全体の推進方針決定、研究分野・研究領域間の調整、採択（条件付採択を含む）課題の決定、各研究課題マネージメントにおける重要事項の審議を行う推進委員会の委員長を務めます。なお、推進委員会は運営統括・研究主幹および外部有識者から構成されます。

#### 2. 研究主幹 (PO: プログラムオフィサー)

研究主幹は、研究領域の研究推進のとりまとめ責任者であり、採択（条件付採択を含む）課題候補を決定する審査委員会（推進委員会の分科会）を外部有識者とともに構成し、本委員会では主査または一委員となります。採択（条件付採択を含む）課題決定後は、各研究課題の研究計画（研究費、研究チーム編成を含む）の調整、研究代表者との意見交換、研究への助言、課題評価、その他必要な手段を通じて研究領域の研究マネージメントを行います。

また、研究主幹は、相手国側研究者に対しても助言を行います。

#### 3. 研究計画

- (1) 採択（条件付採択を含む）後、研究代表者は、研究課題の研究期間全体を通じた全体研究計画書を作成します。また、年度ごとに年次研究計画書を作成します。研究計画には、研究費や研究チーム構成、および国際共同研究全体の計画を含みます。
- (2) 研究計画（全体研究計画書および年次研究計画書）は、研究主幹の調整、確認を経て決定します。研究主幹は選考過程、研究代表者との意見交換、日常の研究進捗把握、課題評価の結果等をもとに、研究計画に対する助言や調整、必要に応じて指導を行います。なお、研究計画の大幅な変更等の重要な決定事項については、推進委員会の審議を経ることが必要となる場合があります。
- (3) 研究主幹は、研究領域全体の目的達成等のため、研究課題の研究計画の決定にあたって、研究課題間の調整を行う場合があります。

#### 4. 課題評価

課題の評価は、JSTとJICAが連携・協力して実施します。したがって、JSTが選任する有識者で構成される国内領域別評価会によるピアレビューだけでなく、JICAの技術協力プロジェクトとして相手国研究機関も含めた実施者としての評価も行われます。

事後評価（終了時評価<sup>\*13</sup>）は全研究課題を対象としており、国際共同研究終了日から3～6

ヶ月前を目処に実施します。

\*13 JSTにおける中間評価および事後評価は、JICAの技術協力プロジェクトの枠組みでは、中間レビューおよび終了時評価と同じ位置づけです。

参照	IV. 7. (38 ページ)
----	-----------------

## 5. 追跡評価

国際共同研究の終了後一定期間を経過した後、研究成果の発展状況や活用状況、参加研究者の活動状況等について追跡調査を行います。追跡調査結果等を基に、JST または JICA が選任する外部の専門家が追跡評価\*14を行います。

\*14 JICA の技術協力プロジェクトの枠組みでは、「事後評価」という名称を用いています。

## 6. 研究契約と知的財産権の帰属

(1) 研究課題の条件付採択後から正式採択までは、JST は研究代表者の所属する研究機関との間でのみ委託研究契約を締結しますが、JICA と相手国研究機関等との R/D の署名が成立した後（研究課題の正式採択後）、JST は研究代表者および、必要により他の国内研究機関に所属する研究者と研究チームを構成した場合には主たる共同研究者\*15の所属する研究機関との間で、委託研究契約を締結します（図3を参照）。

\*15 主たる共同研究者とは、研究チームを構成する研究者のうち、研究代表者と異なる研究機関に所属する研究者を代表する方を指します。また、主たる共同研究者のグループ（当該研究チームの研究代表者と異なる研究機関に所属する研究者らのグループ）を「共同研究グループ」と呼びます。

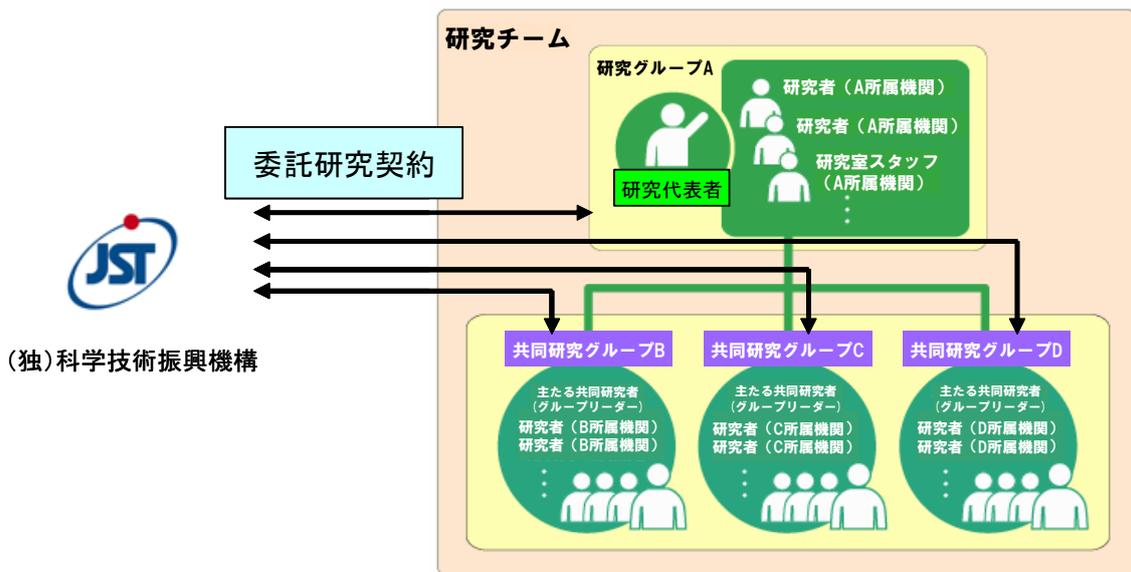


図3 JST との委託研究契約

(2) 研究機関との委託研究契約が締結できない場合、また、公的研究費の管理・監査に必要な体制等が整備できない場合、さらには、財務状況が著しく不安定である場合には、当該研究機関では研究が実施できないことがあります。

参照	II. 10. (20～22 ページ)
----	---------------------

(3) 委託研究費には、委託研究契約に基づき、研究費（直接経費）の30%を上限とする間接経費を含めることができます。

(4) 研究により生じた特許等の知的財産権は、委託研究契約に基づき、産業技術力強化法第19条(日本版バイドール条項)に掲げられた事項を研究機関が遵守すること等を条件として、研究機関に帰属します。

相手国を含めた研究機関の知的財産権等の取り扱いについては、両国の研究機関間で締結する共同研究の実施に関する合意文書（MOU等）により、取り扱いを定めることとなります。

## 7. 日本側研究機関と相手国研究機関の合意事項

研究代表者の所属する研究機関には、国際共同研究の相手国研究機関との間で、共同研究の実施に関する合意文書（MOU<sup>\*16</sup>等）を交わしていただきます。合意文書においては、共同研究により生じた知的財産の取扱い、秘密情報の取扱い、成果の公表、損害が生じた場合の取扱い、相手国の生物資源等へのアクセス・持ち出し等について定めて下さい。R/Dの内容と平仄をあわせるため、合意文書の取り交わしは、JICAが相手国研究機関とR/D署名をする時期にあわせることが適切です。なお、国内の共同研究者所属機関も研究代表者所属機関が交わした合意文書を遵守する必要があります。

<sup>\*16</sup> 日本側研究代表機関と相手国研究代表機関との合意文書作成のガイドラインを以下のサイトに掲載していますので参照下さい。

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

## IV. ODA による技術協力の概要（参考）

本プログラムは、ODA と一体となって実施されますので、以下の内容についても十分理解のうえ応募願います。

### 1. 政府開発援助（ODA）とは

政府開発援助（ODA：Official Development Assistance）とは、政府または政府の実施機関によって、開発途上国の経済社会の発展や国民の福祉向上ならびに民生の安定に寄与するために行う資金・技術提供による協力のことです。我が国は1954年のコロンボプラン<sup>\*17</sup>への加盟を機に開発援助を始め、長年開発途上国への経済・技術協力を実施してきました。

我が国政府はODA実施のための基本理念、援助実施の原則、援助政策の立案・実施体制等を、「政府開発援助大綱」（ODA大綱）に定めています。ODA大綱では、ODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」とし、ODAを一層戦略的に活用していくことを提唱しています。また、このODA大綱を踏まえ、5年程度にわたるODAの進め方を援助の質に焦点を当てて論じた政策文書として「政府開発援助に関する中期政策」（ODA中期政策）が策定され、我が国ODAの基本的な考え方、重点課題、地域的援助のあり方等が明らかにされています。いかなるODA事業もこのODA大綱およびODA中期政策に沿って実施する必要があります。

<sup>\*17</sup> 南アジア、東南アジアおよび太平洋地域諸国の経済・社会開発を促進することを目的とし、1950年1月に発足した協力機構。2011年6月現在28カ国が加盟。

### 2. 技術協力とは

JICAの業務は、開発途上地域の経済および社会の開発もしくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国および国際経済社会の健全な発展に資することを目的としており、技術協力（研修員受入、専門家派遣、機材供与等）、有償資金協力、無償資金協力、国民等の協力活動の促進・助長（青年海外協力隊派遣等）、国際緊急援助等を行っています。

技術協力は、開発途上国における制度構築、組織強化、人材育成等を通じて、当該国が諸開発課題に主体的に取り組む総合的かつ内発的な能力の開発を支援することを目的として技術の提供を行うものです。

技術協力の一形態である技術協力プロジェクトは、「一定の成果を一定の期間内に達成することを目的として、あらかじめ合意された協力計画に基づき、一体的に実施・運営される事業のこと。なお、期間内に期待する成果と、それを実現するための活動および投入の因果関係は明確かつ論理的でなければならない。」と定義されます。プロジェクト目標の達成のため、専門家派遣、研修員受入、機材供与等の投入要素から最適なものを柔軟に組み合わせ、事業計画の立案から実施・評価に至るまでの一連のプロセスを計画的かつ総合的に運営・実施すること

で、より高い成果を得ることを目指しています。

今回の地球規模課題国際科学技術協力は、我が国研究機関と相手国研究機関との共同研究をこの技術協力プロジェクトの枠組みで実施するもので、我が国研究機関と相手国研究機関が組織的に国際共同研究を実施することが期待されます。

### 3. 技術協力プロジェクト実施の流れ

#### (1) 協力要請から案件の検討・採択まで

JICA による技術協力は、開発途上国からの協力要請に始まる一連の流れを踏まえて実施されます。協力要請があった場合には、日本政府として要請された案件の実施の採否が検討され、実施に適していると判断された場合には相手国政府に対して案件採択の通知がなされ、我が国と相手国との間で国際約束が形成されます(現地日本大使館と相手国援助窓口の間での口上書交換等)。

本プログラムにかかる平成24年度の協力要請の外務省(本省) 到着締切は、**平成23年12月8日(木曜日)**を予定しています。  
**通常相手国政府では、上記の締切日よりも前に**相手国内の締切を設定しています。  
e-Rad システムによる研究提案書の受付締切と同様、上記の締切を過ぎて受領した協力要請は案件検討の対象となりませんので、あらかじめ了承下さい。

なお、平成23年度までの要望案件として協力要請が既に提出されている場合でも、今回の平成24年度採択案件に応募する場合には、相手国側は改めて協力要請を提出する必要があります。

#### (2) 詳細計画策定調査の実施

上記の国際約束に基づき、JICA はその案件の実施主体となり、詳細計画策定調査(事前調査)を実施します。詳細計画策定調査においては、協力の対象となる分野の現状と課題や協力要請の背景等について調査するとともに、プロジェクトの基本計画や実施体制および双方の負担事項等について相手国側の関係者と協議を行い、その協議内容を協議議事録(M/M: Minutes of Meeting)に取りまとめ双方で署名します。また、詳細計画策定調査においては、予想される協力効果をより明確にしたうえで、プロジェクト実施の適切性を総合的に検討するために、事前評価も併せて実施します。

#### (3) 討議議事録(R/D)の署名

詳細計画策定調査実施ののち、JICA においては、実施承認にかかる手続きを行うのと並行して、プロジェクトの実施や活動内容および必要な措置についての合意文書である討議議事録(R/D: Record of Discussions)を作成し、相手国政府との間で署名を行います。

(4) プロジェクトの開始から終了まで

R/D で定められた協力期間に基づきプロジェクトが開始され、その内容を踏まえて、プロジェクト目標を達成すべく専門家派遣等の必要な投入が行われることとなります。

また、プロジェクトの実施期間中、中間時点と終了時を目途に事業評価を行い、当初期待されていた効果の発現等に関して確認を行います（詳細は後述7. のとおり）。

以上（1）～（4）の一連の流れを図であらわすと、図4のようになります。

(5) 本プログラムの実施上の留意点

図4に示される ODA 事業の流れにおいて、今回の事業では以下の3つの時点が特に重要なタイミングとなります。

- a) 相手国政府への案件採択通報に先立ち、JST においては外務省・JICA の協力を得て本プログラムにおける条件付採択課題を決定します。
- b) 条件付採択された課題の研究代表者は、詳細計画策定調査に参加し、JICA とともに相手国関係者と協議を行い共同研究の概要（目標、活動、経費計画、研究実施体制等）をほぼ決定します。
- c) JICA と相手国研究機関等の中で R/D に署名した後に、正式に採択決定となり、国際共同研究が開始されます。

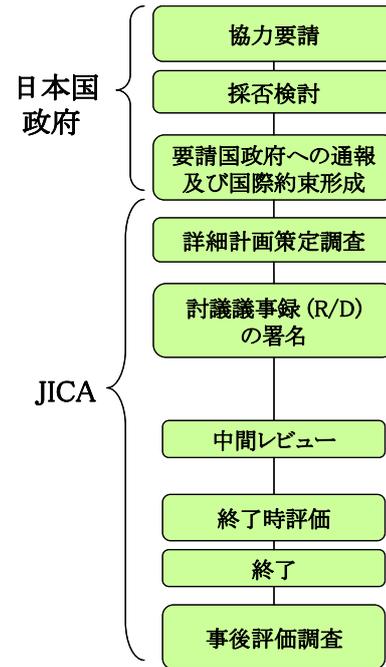


図4 相手国の要請からプログラム実施までの流れ

条件付採択課題決定後、相手国によっては R/D の署名に時間を要することがあります（条件付採択課題決定後から R/D 署名までの標準的なスケジュールは表4を参照下さい）。その場合は R/D の署名後速やかに国際共同研究を開始するために、R/D の署名前であっても、共同研究の準備のために必要となる日本国内の研究費に限って、JST の委託研究費を執行していただくことが可能です。他方、JICA 側経費は、R/D 署名後に研究代表者所属機関との間で事業契約が締結されて初めて執行可能となります。R/D 署名前は JICA から経費を支給することはできませんので留意下さい。また、JICA 側経費の支出根拠は R/D であり、R/D 記載の協力期間終了後は JICA から経費を支給することはできませんので、併せて留意願います。

なお、場合によっては最終的に R/D の署名が不可能となることがあります。その場合は条件付採択とされた研究課題そのものの実施ができなくなり、JST からの委託研究費もその時点で執行できなくなることをあらかじめ承知おき下さい。また、R/D の交渉に時間を要し、平成25年3月末までに R/D の署名がされておらず近日中に署名される見込みのない場合も同様とします。

表4 条件付採択課題決定後からR/D署名までのスケジュール

	標準的所要時間*18
詳細計画策定調査の準備（打合せ、コンサルタント契約（評価分析担当団員）、調査団派遣手続き、対処方針会議等）	2ヶ月程度
詳細計画策定調査（現地調査）、協議議事録（M/M）の署名、帰国報告会	0.5～1ヶ月程度
JICA内での事前評価	1.5ヶ月程度
討議議事録（R/D）の署名（JICA在外事務所長と相手国側所管省庁責任者や相手国側研究機関の長等との間で署名）	0.5ヶ月程度
実施承認手続、JICAと研究代表機関の取極めおよび事業契約書の締結、業務調整員の選考・派遣手続き等のプロジェクト開始に向けた準備	1～2ヶ月程度
プロジェクト開始	（条件付採択後 5.5～7ヵ月後）

\*18 実際の所要期間は案件によって異なります。

#### 4. 技術協力プロジェクト実施体制

##### （1）日本側の実施体制

相手国における日本側の実施体制は、日本大使館、JICA 在外事務所および日本側研究チームで構成されます。日本側研究チームは、代表者として総括責任者（＝研究代表者）と、総括責任者を補佐し経理処理を含む事務手続き等を行う業務調整員、そして個別の研究分野を担当する研究者から構成されます。

##### （2）相手国側の実施体制

一方、相手国側の実施体制は、ODA 担当省庁（外務省、財務省、計画省等）、研究機関管轄省庁（高等教育省、農業省、保健省、工業省等）および研究機関（大学、研究所等）から構成されます。相手国側チームは、最終責任者であるプロジェクト・ディレクター、プロジェクト活動現場の実務面での責任者であり、実質的なカウンターパートの長であるプロジェクト・マネージャー、プロジェクト活動を日本側とともに実施する人員であるカウンターパートから構成されます。

##### （3）日本側と相手国側の共同実施体制

技術協力プロジェクトは相手国との共同事業で、相手国の自立発展を促す意味で実施主体は相手国側にあるべきであり、その責任者も先方の代表者となります。また、共同研究の円滑な実施を促進するため、原則として日本側と相手国側の双方の関係者（日本側：日本大使館・JICA

在外事務所長・研究代表者（総括責任者）・研究者・業務調整員等、相手国側：援助窓口省庁・研究機関管轄省庁・関係省庁・研究機関等）から成る合同調整委員会（JCC: Joint Coordinating Committee）を設置し、定期的に会合を開催することにより、共通問題にかかる協議を行いその解決を図ることとなります。この合同調整委員会の運営は、本プログラムが国際共同研究協力であることに鑑み、日本側と相手国側の共同推進体制で行うことが適切です。

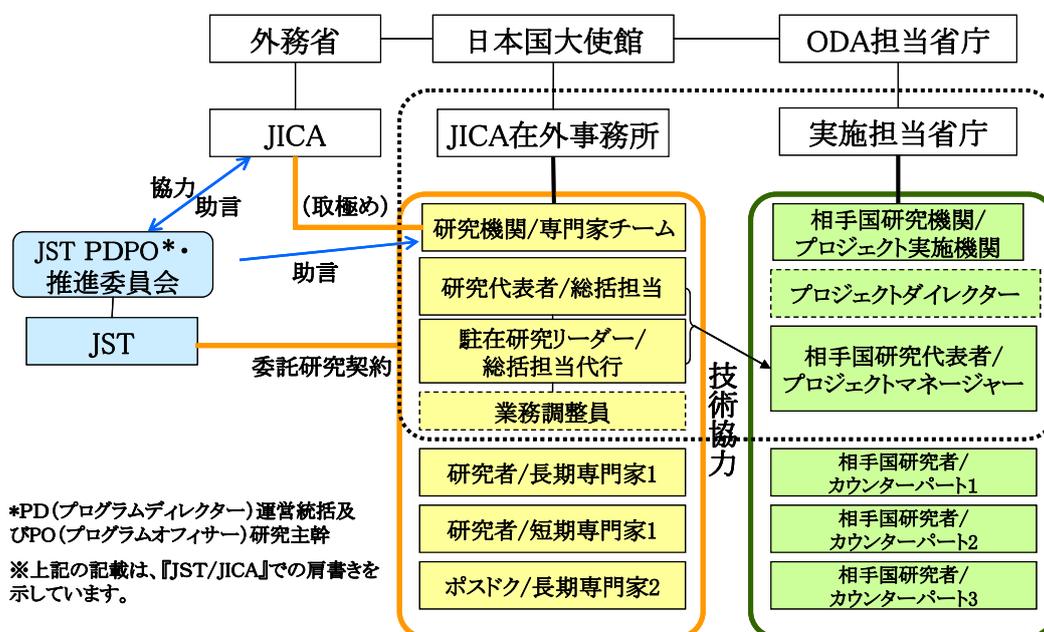


図5 技術協力プロジェクト実施の体制（例）

## 5. プログラム採択後の JICA と研究代表者所属機関の関係

本プログラムに採択された課題の研究代表者所属機関には、JST と委託研究契約を締結していただくとともに、JICA との間においても「地球規模課題対応国際科学技術協力における技術協力の実施に関する取極め」（以下、取極め）および事業契約書を交わしていただくことをあらかじめ承知おき下さい。この取極めでは、採択された案件に関する JICA および研究代表者およびその所属機関の業務内容・責務等が明記されており、開発途上国において共同研究を実施するにあたり組織としての対応をお願いするものです。

なお、取極めは研究代表者所属機関に一つです。既に取極めがなされている研究代表者所属機関では、案件実施のために取極め「本体」を新たに締結する必要はなく、別途適用範囲を定めるための「附属書」を作成することとなります。

取極め本体および附属書ならびに事業契約書の様式は、以下 URL を参照下さい。

本 体 : [http://www.jica.go.jp/science/form/pdf/A\\_1.pdf](http://www.jica.go.jp/science/form/pdf/A_1.pdf)

附 属 書 : [http://www.jica.go.jp/science/form/pdf/A\\_2.pdf](http://www.jica.go.jp/science/form/pdf/A_2.pdf)

事業契約書 : [http://www.jica.go.jp/science/form/pdf/B\\_1.pdf](http://www.jica.go.jp/science/form/pdf/B_1.pdf)

プログラムの基本的構造、取極めの内容、取極めに基づく研究代表者の責務等は以下のとおりです。

#### (1) プログラムの基本的構造

技術協力プロジェクトを研究代表者所属機関と JICA が共同で運営し、この一方の主体である研究代表者所属機関に JST が研究委託する構造です。研究代表者所属機関と JICA の共同事業であることから、在外研究員の派遣や招へい外国人研究員の受入にあたって、JICA から日本側研究機関に対する協力依頼文書等は発出しておりませんので、予め了承願います。

#### (2) 取極めの締結と適用規程

研究代表者所属機関と JICA は共同事業を実施するための基本的事項に関する取極めを締結します。その際、両機関の会計規程等関連諸規程を確認・調整の上、研究代表者所属機関自ら執行を行うものについては当該機関の規程を適用します。

#### (3) 経費執行

事業契約書は、案件実施の内容や経費負担・経理処理等について規定しているものであり、JICA と研究代表者所属機関の間で締結します。経費の執行は、この事業契約書が締結されて初めて可能となります。会計年度ごとの単年度契約、複数の会計年度に亘る複数年度契約のいずれも可能です。また、契約の期間も必ずしも1年間である必要はなく、必要に応じて複数年度に及ぶ契約期間の設定が可能となっています。

事業契約に含める経費の対象は、短期在外研究員派遣（航空賃、日当・宿泊代、旅行雑費等）、相手国研究者の招へい（短期、長期）、現地で使用する機材の購入費用および業務諸費（国内の事務管理のためのアルバイト雇用経費、消耗品代等）が基本となり、研究代表者所属機関の積算を受けて JICA が確認します。

本邦における執行経費は、原則として研究代表者所属機関が当該機関の諸規程に基づき執行し精算します。JICA から半期ごとの概算前払い（初回は契約金額の半額程度まで）および最終精算前の支出済み分の中間払いができます。前払いに際しては、金融機関等の前払い保証書等の提出が必要になります（国立大学、公立大学および公益団体は不要）。前払いを受けた資金の管理および会計処理ならびに領収書等の支出証拠書類の管理・保管は研究代表者所属機関が行い、JICA に対しては、支出状況報告書、証拠書類の写しおよび原本証明書等を提出していただきます。

また、在外における執行経費（現地活動経費や現地調達機材費）は、基本的には JICA がプロジェクトサイトの業務調整員を通じて JICA 規程に基づいて執行しますが、要望がある場合には研究代表者所属機関による執行も検討可能ですので、JICA に予め相談下さい。

#### (4) 事務手続きの簡素化

日本への JICA 研修員（本プログラムでは「招へい外国人研究員」という。）受入にかかる経費を「国立大学等の授業料その他の費用に関する省令（平成十六年三月三十一日文部科学省令

第十六号)」を準用して定額化するほか、JICA 専門家（本プログラムでは「在外研究員」という。）の旅券や航空券の手配等の派遣手続きについては、通常は JICA の規程により実施するところを研究代表者所属機関の規程による当該機関の事務とする等、本プログラムでは双方の事務負担を極力軽減しています。

#### （５）プロジェクトの計画策定

プロジェクトの開始に当たり双方協議の上で予算を含む全体計画および年次計画を策定するとともに、半期ごとにプロジェクトの進捗に合わせて当該計画を変更します。なお、プロジェクトにかかる経費については、全て研究代表者所属機関において責任を持って積算いただき、JICA と協議のうえ決定することとなりますので留意下さい。

#### （６）研究代表者の責務

研究代表者には取極めおよび事業契約書に基づき活動していただき、技術協力プロジェクトに関する業務計画書・報告書等の作成、評価への対応、日本側研究チーム内の統括・調整、相手国側研究者の招へいにかかる対応、機材調達にかかる計画立案および調達、予算管理等、総括責任者として全体的な調整および管理にかかる責務を負っていただきます。

また、本プログラムは ODA の技術協力プロジェクトの枠組みで実施されるものであり、開発途上国における制度構築、組織強化、人材育成等を通じて、相手国の自立的な発展を支援することを目的としています。したがって、プロジェクトの実施にあたっては、相手国側の能力向上を念頭に、相手国側研究者と共同して研究を遂行いただくよう留意下さい。こうした人材育成の観点から著しく欠け開発効果が認められない案件については、関係者との協議を経たうえで案件自体の中止を検討する場合がありますので、予め承知おき願います。

### 6. ODA 事業経費について

#### （１）経費の目安額

1 課題あたりの経費は年間 6 千万円程度を上限の目安とし、国際共同研究期間中の経費総額は 1.8 億円（3 年間）～ 3.0 億円（5 年間）程度を想定していますが、この目安額は研究期間および内容によって異なります。また、具体的な ODA 事業経費の予算額は、条件付採択後の詳細計画策定調査以降に活動内容が定まったところでその計画に沿って決まることとなります。上記の目安額には、在外研究員派遣（短期・長期）、招へい外国人研究員の受入、機材供与、現地における研究活動にかかる経費は含まれていますが、業務調整員派遣経費および各種調査団派遣経費（詳細計画策定調査、運営指導調査、中間レビュー調査、終了時評価調査等）は含まれていません。業務調整員や調査団の派遣を行う必要が生じた場合は、上記の目安額に当該経費を加算します。

参照	IV. 6. (4) (5) (38 ページ)
----	-------------------------

なお、本プログラムは予算成立前に公募等を行っているものです。したがって、予算成立の内容および予算成立額に応じて 1 課題あたりの経費目安が変更される場合があることをあらかじめ了承下さい。

## (2) 支出可能な経費

ODA 事業経費は、主として相手国内における共同研究に必要となる経費に関して支出が可能です。相手国研究機関と合意した R/D および R/D 内容に基づく全体計画又は年度計画に基づき、本プログラムの趣旨である国際共同研究を目的とした活動に係る経費のうち、①在外研究員<sup>\*18</sup>（日本側研究者）の派遣にかかる経費、②招へい外国人研究員（相手国側研究者）の受入にかかる経費、③共同研究に必要な機材の供与にかかる経費、④相手国内での共同研究活動にかかる経費に対してのみ支出することができます。

表 5 JICA が支援する経費

①在外研究員（日本側研究者） <sup>*19</sup> の日本から相手国への派遣にかかる経費	航空賃、日当・宿泊費、旅行雑費等（派遣期間 1 年以上の長期派遣者の場合は赴任旅費、移転料、各種手当等）
②招へい外国人研究員（相手国側研究者）の相手国から日本への受入にかかる経費	航空賃、日当・宿泊費、研修経費等
③ 同研究に必要な機材の供与にかかる経費	先方政府に供与される機材 <sup>*20</sup> の購入費、据付・調整費
④ 手国内での共同研究活動にかかる経費	傭人費、工事費、施設維持管理費、機材保守・管理費、物品購入費（単価 50 万円未満）、旅費・交通費、通信運搬費、資料等作成費、会議費等

<sup>\*19</sup> 日本側の研究チームのメンバーであっても、学部や大学院等の学生は基本的に JICA 専門家としては派遣できません。

<sup>\*20</sup> 日本側研究機関に資産計上され、先方政府に供与されない機材は、ODA 経費では負担できません。日本国内での研究費となりますので、JST 委託研究費からの支出を検討下さい。

## (3) 相手国負担の原則

ODA 事業においては、相手国側の自助努力や案件終了後の自立発展性を重視し、原則相手国側負担と定めている経費があります。ODA による国際協力の一環である本プログラムにおいても、この基本方針を踏まえ、特に上記④の経費の支出に際しては、**必要な経費の全てを JICA が支援するのではなく、相手国側の自助努力を促していく必要がある点に留意下さい。**以下は本来相手国側に負担を求める経費の例です。

- a) 本プログラムに携わる相手国研究機関研究者および関係者並びに当該研究機関が直接雇用している人員にかかる人件費
- b) 相手国研究機関との活動拠点となるプロジェクト事務所の借上費および光熱水料
- c) 相手国研究機関研究者および関係者による通常業務や研究上必要な相手国内出張にかかる交通費・旅費（日当・宿泊費）および会議日当
- d) 日本側研究者が関与しない、相手国研究機関のみで実施される研究活動に使用される備品・消耗品および設備費

なお、研究に必要な設備・備品についても、相手国側による負担や既存の設備・備品の活用を求め、真に必要な支援に絞り込みます。

#### (4) 経費管理体制

ODA 事業経費に関しては、JICA が支出する現地にて必要な経費を除き、日本側研究代表機関と JICA が締結する取極めおよび事業契約書に従い、原則、日本側研究代表機関に管理していただきます。ODA 技術協力プロジェクトはインカインド・エイド (In-Kind Aid) であり、相手国に対して、資金の直接供与ではなくヒトやモノの提供の形で支援が行われます。したがって、相手国研究機関が資金の供与を受け管理することはできませんし、全体計画又は年度計画に定めのない相手国研究機関独自の事業活動等に対する支援もできません。また、各経費の支出に関して特に JICA のルールが定められている場合には、それに準拠することとなりますのであらかじめ了承下さい。特に、相手国研究機関に直接プロジェクト経費が配分されることはない点について、相手国研究機関が誤解しているケースも散見されることから、相手国側には必ず事前に説明願います。

#### (5) 業務調整員について

JICA では、上述のような現地における経費の管理（予算執行を含む）のほか、在外研究員（日本側研究者）の派遣および招へい外国人研究員（相手国側研究者）の受入に関する相手国政府との事務的なやりとりや諸手続き、あるいは機材の現地調達にかかる在外事務所との連絡調整等を行う人員（JICA 専門家）として、原則として業務調整員を公募により確保し現地に配置することとしています。業務調整員は、R/D 締結後、日本側研究員の派遣前にできるだけ早いタイミングで相手国に派遣されることが望ましく、JICA の技術協力プロジェクトに精通した者を配置することとなります。

### 7. プログラムの評価について

図4にて記載のとおり、技術協力プロジェクトでは、共同研究期間の中間時点で実施する中間レビュー、終了3～6ヶ月前を目途に実施する終了時評価、終了後3年以内に実施する事後評価があります。中間レビューおよび事後評価は必要と判断された案件について、終了時評価は全案件を対象に実施します。

評価に際しては、相手国内の JICA 関係者にて実施する場合や、日本から評価のための調査団が派遣されて実施する場合があります。いずれの場合においても技術協力プロジェクトの実施期間中における評価は運営管理の一環として行われることから、相手国研究機関、採択された研究機関の協力を得て実施されます。なお、本プログラムにおいては、JICA と JST が連携・協力して評価を実施します。

その他 JICA 事業の評価については以下のサイトを参考にして下さい。

<http://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/pdf/guideline.pdf>

## 8. 科学技術研究員派遣（個別専門家派遣型）との関連性について

地球規模課題に対応する科学技術協力の取り組みの一つとして、本プログラムとは別に科学技術研究員派遣制度があります。これは、外務省、JICA、文部科学省、独立行政法人日本学術振興会（JSPS）の4機関が連携して実施するものです。本制度では、本邦国内研究機関等に所属する優れた研究者を開発途上国に派遣し、開発途上国側の研究者と小規模な共同研究を行い、開発途上国の大学・研究機関等のキャパシティ・ビルディングを支援することを目的としています。地球規模課題の解決に向けた取り組みである限りにおいて研究対象分野は特に限定されません。実施にあたっては、相手国からの人員派遣の要請に基づき、日本国内の研究者ネットワークを有する JSPS がマッチングおよび派遣候補者の選定を行い、文部科学省を通じて正式に推薦された候補者を JICA が個別専門家として派遣します。原則として相手国側研究者の招へいはできず、業務調整員の配置もありません。なお、この科学技術研究員派遣と重複する共同研究内容で本プログラムを同時期に実施することはできません。

科学技術研究員派遣制度

<http://www.jsps.go.jp/j-oda/index.html>

## 9. ODA に関する問合せ先

### （1）JICA 本部

JICA 本部での本プログラムに関する窓口は、国際科学技術協力室です。ODA による技術協力の枠組みに関しては、以下へお問い合わせ願います。

独立行政法人国際協力機構（JICA）国際科学技術協力室

E-mail : [eigst@jica.go.jp](mailto:eigst@jica.go.jp)

Tel : 03-5226-8105

### （2）JICA の国内、海外拠点

JICA 国内事務所一覧

<http://www.jica.go.jp/about/structure/organization/domestic.html>

を参照下さい。

JICA 在外事務所一覧

<http://www.jica.go.jp/about/structure/organization/oversea/index.html>

を参照下さい。

相手国研究者と研究のグランドデザインを十分に練って頂いた上で、お問い合わせ願います。公募要領の内容に関するお問合せについては JICA 在外事務所では受け付けておりませんので、了承下さい。

### （3）ODA・技術協力の概要に関する参照サイト

外務省 ODA サイト

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/index.html>

ODA 国別地域別政策・情報

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/index.html>

JICA 「技術協力プロジェクト」 サイト

<http://www.jica.go.jp/project/index.html>

(財) 国際協力推進協会 「経済協力参加 への手引き II章 技術協力」

<http://www.apic.or.jp/plaza/tebiki/contents/chapter2.html>

JICA 「科学技術協力」 サイト

<http://www.jica.go.jp/science/index.html>

### <ODA に関する用語解説>

#### **ODA 担当省庁：**

相手国政府において海外からの援助の窓口業務を担当している省庁。担当省庁は国によって異なるが、外務省、財務省、計画省等。

#### **技術協力要請：**

相手国政府（ODA 担当省庁）より日本政府に対して提出される技術協力にかかる要請。外務省および JICA は、毎年夏から秋にかけて翌年度に実施する案件に関し、相手国政府からの要望を聴取している。相手国政府からの協力要請は、現地の日本大使館を通して本邦の外務省に提出される。

#### **国際約束：**

国または国際機関が主体となり、国際法上の権利義務関係を設定するもの。「条約」として国会の承認を必要とするものと、「外交関係の処理」として行政府限りで締結される行政取極に分類されるものがある。通常は閣議決定を要するが、これらの正式な国際約束の他に、閣議決定を経ずに外務省限りで取り交わされるものについても、実務上は国際約束の一種として取り扱われており、本プログラムでいう国際約束はこれを指している。

#### **技術協力プロジェクト：**

開発途上国の抱える課題に対し、「専門家派遣」、「研修員受入」、「機材供与」の3つの協力手段（協力ツール）を組み合わせ、一つのプロジェクトとして、特定の目標のもとに一定の期間に実施される活動。本プロジェクトでは、「専門家派遣」を「在外研究員派遣」、「研修員受入」を「招へい外国人研究員受入」と称している。

#### **専門家派遣：**

技術協力プロジェクト等の対象となる行政官や技術者（カウンターパート）に対して、技術移転、政策面のアドバイス、プロジェクトのマネジメント等を行うための人材を、日本から相手国へ派遣すること。本プロジェクトでは、相手国において研究を行う日本側研究者を「在外研究員」と称し、1回の派遣期間（本邦出発日から帰国日まで）が1年以上の者を「長期在外研究員」、1年未満の者を「短期在外研究員」として JICA 専門家

の枠組みで派遣する。ただし、日本側の研究チームのメンバーとして参加していても、大学院等の学生は専門家には含まれない。なお、短期在外研究員の派遣にかかる諸手続きは研究代表者所属機関が行う（経費も JICA と研究代表者所属機関の間で締結する事業契約経費に含める）が、長期在外研究員については JICA 直営により派遣手続きを行う（経費は事業契約経費に含めない）。

#### **研修員受入：**

開発途上国よりカウンターパートを研修員として日本や第三国に受け入れ、各分野で専門的知識や技術を移転することにより人材育成支援を行うもの。本プロジェクトでは、相手国から招へいする共同研究者を「招へい外国人研究員」と称し、JICA 研修員の枠組みで受け入れを行う。

#### **事前評価：**

協力実施前に、実施の優先度や必要性を確認し、協力内容や予想される協力効果を明らかにした上で、協力実施の適切性を総合的に判断するもの。事前評価の段階で策定した評価指標は、各段階の評価において、協力の進捗状況と効果を測定する基準として活用される。

#### **インカインド・エイド：**

現物支給のこと。開発援助の場合には、専門家派遣や機材供与等資金供与以外の方法で行う支援を指す。

#### **ローカルコスト：**

プロジェクトの実施運営に際し、相手国が負担すべき費用。人件費、土地取得の経費、供与機材の引き取り・輸送に必要な経費、リカレント・コスト（＝建設された施設や供与された機材の運営・維持管理や要員の雇用等のために継続的に必要となる経費）等。

#### **キャパシティ・ディベロップメント：**

開発課題に対処するための能力（キャパシティ）を途上国自身が強化していくこと。キャパシティ・ビルディングが外からの能力構築を指すのに対して、キャパシティ・ディベロップメントは、途上国のキャパシティを個人・組織・制度・社会と複層レベルで包括的に捉え、途上国側で主体的にキャパシティを向上させていくプロセスを指す。JICA の協力は、途上国のキャパシティ・ディベロップメントを側面的に支援するファシリテーターとしての役割を担っている。詳細は以下 URL 参照。

[http://www.jica.go.jp/jica-ri/publication/archives/jica/field/200809\\_aid.html](http://www.jica.go.jp/jica-ri/publication/archives/jica/field/200809_aid.html)

## V. 応募に際しての注意事項

### 1. 研究提案書類記載事項等の情報の取り扱いについて

#### (1) 研究提案書類等の管理について

提案者の利益の維持、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」の遵守その他の観点から、研究提案書類記載事項の情報を事前承諾なしに選考や各種案内以外の目的に使用することはありません。応募内容に関する秘密は厳守いたします。詳しくは下記ウェブサイトを参照下さい。

<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/H15/H15H0059.html>

なお、本プログラムにおいては、選考のために外務省・文部科学省・JICA に研究提案書類や書類選考結果・面接選考結果を提供します。

また、本プログラムにおいて外務省・文部科学省・JICA に提供した情報は、JST における選考への協力のための基礎資料として、あるいは外務省・文部科学省・JICA・JST において次年度に向けた制度運用のための統計データとして、目的を限定して活用することをあらかじめ承知おき下さい。提案者の事前承諾なしに、上記および本項の記載内容以外の目的に研究提案書類記載事項等の情報を使用することはありません。

#### (2) 採択（条件付採択を含む）された課題に関する情報の取扱い

採択（条件付採択を含む）された個々の課題に関する情報（制度名、研究課題名、所属研究機関名、研究代表者名、予算額および実施期間）については、「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律」（平成13年法律第140号）第5条第1号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとします。

条件付採択決定後然るべき時期に、研究者の氏名、所属、研究課題名、研究課題要旨、国際共同研究相手国名、および相手国機関名を公表する予定です。また、採択者（条件付採択を含む）の提案書類は、採択後の研究推進のために JST が使用することがあります。

#### (3) e-Rad からの政府研究開発データベースへの情報提供等

文部科学省が管理運用する e-Rad を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがあります。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等について協力いただくことがあります。

※ 国の資金による研究開発について適切に評価し、効果的・効率的に総合戦略、資源配分等の方針の企画立案を行うため、内閣府総合科学技術会議が各種情報について、一元的・網羅的に把握し、必要情報を検索・分析できるデータベースを構築しています。

## 2. 不合理な重複および過度の集中

不合理な重複・過度の集中を排除するために必要な範囲内で、応募（又は採択課題・プログラム）内容の一部に関する情報を、e-Rad等を通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当部門に情報提供する場合があります。（また、他の競争的資金制度におけるこれらの重複応募等の確認を求められた際に、同様に情報提供を行う場合があります。）

### （1）不合理な重複に対する措置

研究者が、同一の研究者による同一の研究課題（競争的資金が配分される研究の名称およびその内容をいう。以下同じ。）に対して、複数の競争的資金が不必要に重ねて配分される状態であって次のいずれかに該当する場合、本プログラムにおいて、審査対象からの除外、採択の取消し、又は研究費の減額（以下、採択の決定の取消し等）を行うことがあります。

- ・ 実質的に同一（相当程度重なる場合を含む。以下同じ）の研究課題について、複数の競争的資金に対して同時に応募があり、重複して採択された場合
- ・ 既に採択され、配分済の競争的資金と実質的に同一の研究課題について、重ねて応募があった場合
- ・ 複数の研究課題の間で、研究費の用途について重複がある場合
- ・ その他これらに準ずる場合

なお、本プログラムへの申請段階において、他の競争的資金制度等への提案を制限するものではありませんが、他の競争的資金制度等に採択された場合には速やかに本プログラムの事務担当に報告して下さい。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択（条件付採択も含む）の決定の取消し等を行う可能性があります。

### （2）過度の集中に対する措置

本プログラムに提案された研究内容と、他の競争的資金制度等を活用して実施している研究内容が異なる場合においても、当該研究者又は研究グループ（以下、研究者等）に当該年度に配分される研究費全体が効果的・効率的に使用できる限度を超え、その研究期間内で使い切れない程の状態であって、次のいずれかに該当する場合には、本プログラムにおいて、採択（条件付採択も含む）の決定の取消し等を行うことがあります。

- ・ 研究者等の能力や研究方法等に照らして、過大な研究費が配分されている場合
- ・ 当該研究課題に配分されるエフォート（研究者の全仕事時間に対する当該研究の実施に必要とする時間の配分割合（%））に比べ過大な研究費が配分されている場合
- ・ 不必要に高額な研究設備の購入等を行う場合
- ・ その他これらに準ずる場合

このため、本プログラムへの提案書類の提出後に、他の競争的資金制度等に申請し採択された場合等、記載内容に変更が生じた場合は、速やかに巻末の問合せ先に報告して下さい。この報告に漏れがあった場合、本プログラムにおいて、採択（条件付採択も含む）の決定の取消し等を行う可能性があります。

（「競争的研究資金の適正な執行に関する指針」（平成21年3月27日改正競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ）より）

科学研究費補助金等、国や独立行政法人が運用する競争的資金や、その他の研究助成等を受けている場合（応募中のものを含む）には、研究提案書の様式に従ってその内容を記載して頂きます。

参照	様式1（68ページ）
----	------------

これらの研究提案内容やエフォート（研究充当率）等の情報に基づき、競争的資金等の不合理な重複および過度の集中があった場合、研究提案が不採択、採択取り消し、又は研究費が減額配分となる場合があります。また、これらの情報に関して不実記載があった場合も、研究提案が不採択、採択取り消し又は研究費が減額配分となる場合があります。

上記の、不合理な重複や過度の集中の排除の趣旨等から、国や独立行政法人が運用する、他の競争的資金制度等やその他の研究助成等を受けている場合、および採択が決定している場合、同一課題名または内容で本プログラムに応募することはできません。

※ 総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に基づきます。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事を指します。

### 3. 研究費の不正な使用等に関する措置

(1) 本プログラムにおいて、研究費を他の用途に使用したり、JSTから研究費を支出する際に付した条件に違反したり、あるいは不正な手段を用いて研究費を受給する等、本プログラムの趣旨に反する研究費の不正な使用等が行われた場合には、当該研究に関して、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、研究費の不正な使用等を行った研究者等（共謀した研究者等を含む）は、一定期間、本プログラムへの応募および新たな参加が制限されます。

(2) 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度、JSTが所掌する競争的資金制度以外の事業いずれかにおいて、研究費の不正な使用等を行った研究者であって、当該制度において申請および参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本プログラムへの応募および新たな参加の資格が制限されます。（遡及して適用することがあります）。

現在、具体的に対象となる制度については下記ウェブサイトを参照下さい(平成23年度版)。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/10ichiran.pdf>

その他、平成24年度に公募を開始する制度も含まれます。なお、上記の取扱および対象制度は変更される場合がありますので、適宜文部科学省およびJSTのウェブサイト等で確認下さい。

(3) 本プログラムにおいて研究費の不正な使用等を行った場合、当該研究者およびそれに共謀した研究者の不正の内容を、他の競争的資金制度担当者（独立行政法人を含む）に対して情

報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度において申請および参加が制限される場合があります。

なお、本プログラムにおいて、この不正使用等を行った研究者およびそれに共謀した研究者に対しては、不正の程度により、申請および参加の期間が以下のように制限されます。制限の期間は、原則として、委託費等を返還した年度の翌年度以降2年から5年間とします。ただし、「申請および参加」とは、新規課題の提案、応募、申請を行うこと、また共同研究者として新たに研究に参加することを指します。

- 単純な事務処理の誤りである場合、申請および参加を制限しない
- 本プログラムによる業務以外の用途への使用がない場合、2年間
- 本プログラムによる業務以外の用途への使用がある場合、2～5年間とし、程度に応じて個別に判断される
- 提案書類における虚偽申告等、不正な行為による受給である場合、5年間

#### 4. 研究機関における研究費の適切な管理・監査の体制整備等について

(1) 研究機関は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日 文部科学大臣決定）に基づき、研究機関における委託研究費の管理・監査体制を整備していただく必要があります。

なお、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」については、下記のサイトを参照下さい。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/gijyutu/008/houkoku/07020815.htm)

(2) 研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」の提出について

本プログラムの契約に当たり、各研究機関\*では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、およびその実施状況等についての実施状況報告書を提出すること、およびその状況等についての報告書である「体制整備等自己評価チェックリスト」（以下、チェックリスト）が提出されていることが必要です。（チェックリストの提出がない場合の研究実施は認められません。）

このため、下記ウェブサイトの様式に基づいて、原則として研究開始（契約締結日）までに、各研究機関から文部科学省研究振興局振興企画課競争的資金調整室に、e-Radを利用して、チェックリストが提出されていることが必要です。

ただし、平成23年9月、別途の機会ではチェックリスト又は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドラインに基づく体制整備の実施状況報告書」を提出している場合は、今回新たにチェックリストを提出する必要はありません。

チェックリストの提出方法の詳細については、下記文部科学省ウェブサイトを参照下さい。

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/houkoku/1310314.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/houkoku/1310314.htm)

なお、提出には、e-Rad の利用可能な環境が整っていることが必須となりますので、e-Rad への研究機関の登録手続きを行っていない機関にあつては、早急に手続きをお願いします。登録には通常 2 週間程度を要しますので十分注意下さい。e-Rad 利用に係る手続きの詳細については、上記ウェブサイトを示された提出方法の詳細とあわせ、下記ウェブサイトを参照下さい。

<http://www.e-rad.go.jp/shozoku/system/index.html>

本プログラムでは、研究代表者が所属する研究機関のみでなく、研究費の配分を受ける主たる共同研究者が所属する研究機関も対象となります。チェックリストの提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含みます）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがあります。

また、チェックリストの内容に関して、平成 19 年 5 月 31 日付け科学技術・学術製作局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である当の問題が解消されないと判断される場合には、研究費を交付しないことがあります。

## 5. 研究活動の不正行為に対する措置

(1) 研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用等）への措置については、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」（平成 18 年 8 月 8 日科学技術・学術審議会研究活動に関する特別委員会）等に基づき、以下の通りとします。なお、「研究活動の不正行為への対応のガイドライン」については、下記ウェブサイトを参照下さい。

[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gi\\_jyutu/gi\\_jyutu12/houkoku/06082316.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gi_jyutu/gi_jyutu12/houkoku/06082316.htm)

(2) 本プログラムの研究課題に関して、研究活動の不正行為が認められた場合には、研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置を取ることがあります。また、以下の者について、一定期間、本プログラムへの応募および新たな参加の資格が制限されます。

- ◆ 不正行為があったと認定された研究にかかる論文等の不正行為に関与したと認定された著者・共著者および当該不正行為に関与したと認定された者：不正が認定された年度の翌年から 2～10 年  
不正行為に関与したとまでは認定されないものの、不正行為があったと認定された研究に係る論文等の内容について責任を負う者として認定された著者：不正が認定された年度の翌年から 1～3 年

(3) 国または独立行政法人が運用する他の競争的資金制度・JST が所掌する競争的資金制度以外の事業のいずれかにおいて、研究活動の不正行為で処分を受けた研究者であつて、当該制度において申請および参加資格の制限が適用された研究者については、一定期間、本プログラムへの応募および新たな参加の資格が制限されます。（遡及して適用することがあります）。

(4) 本プログラムにおいて、研究活動の不正行為があったと認定された場合、当該研究者の不正行為の内容を、他の競争的資金担当者（独立行政法人を含む）に対して情報提供を行います。その結果、他の競争的資金制度\*において申請および参加が制限される場合があります。他の具体的な対象制度については下記ウェブサイトを参照下さい。

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/10ichiran.pdf>

その他、平成24年度に公募を開始する制度も含まれます。なお、上記の取扱および対象制度は変更される場合がありますので、適宜文部科学省およびJSTのウェブサイト等で確認下さい。

## 6. その他

### (1) 男女共同参画について

JSTでは、科学技術分野における男女共同参画を推進しています。

総合科学技術会議は、平成22年度までに国として取り組むべき科学技術の施策を盛り込んだ第3期科学技術基本計画において、「女性研究者の活躍促進」について盛り込みました。日本の科学技術の将来は、活躍する人の力にかかっており、多様多才な個々人が意欲と能力を発揮できる環境を形成する必要があります。平成23年度から始まる第4期科学技術基本計画では、「自然科学系全体で25%という第3期基本計画における女性研究者の採用割合に関する数値目標を早期に達成するとともに、さらに30%まで高めることを目指し、関連する取組を促進する」としています。

JSTでは、事業を推進する際の活動理念の1つとして、「JST 業務に係わる男女共同参画推進計画を策定し、女性研究者等多様な研究人材が能力を発揮できる環境づくりを率先して進めていくこと」を掲げています。新規課題の募集・審査に際しては、男女共同参画の観点を踏まえて進めていきます。

男女ともに参画し活躍する研究構想の提案をお待ちしております。

研究者の皆様、男性も女性も積極的にご応募いただければ幸いです。

独立行政法人科学技術振興機構 理事長

中村 道治

### さらなる飛躍に向けて

女性研究者の皆さん、さらなる飛躍に向けて、この機会に応募してみましょう。

研究者に占める女性の割合は、13.6%（平成21年度末現在。平成22年科学技術研究調査報告（総務省）より）。上昇傾向にあるもののまだまだとても低い数字です。女性研究者が少ない理由としては、出産・育児・介護で研究の継続が難しいことや、女性を採用する受け入れ体制が整備されていないこと、自然科学系の女子学生が少なく女性の専攻学科に偏りがあることなどがあげられています。

このそれぞれの課題に対しては、国としても取り組みが行われています。同時に、女性自身の意識改革も必要であると思います。「もうこれ以上は無理」、「もうこのくらいで良い」とあきらめたりせず、ステップアップに向けてチャレンジして欲しいと思います。

この機会に応募して、自らの研究アイデアを発展させ、研究者として輝き、後に続く後輩達を勇気づけるロール・モデルとなっていただければと願っています。

独立行政法人科学技術振興機構男女共同参画主監

JSTでは、研究とライフイベント（出産・育児・介護）との両立支援策を実施しています。詳しくは JST 男女共同参画ホームページを参照下さい。

<http://www.jst.go.jp/gender/torikumi.html>

（２）本事業においては、相手国への研究機材等の輸出が見込まれますが、研究機材の輸出のみならず、技術データや技術支援についても輸出規制の対象となり得ることがあります。これらの国外持ち出しにあたっては、当該国の法律、制度に留意するのみならず、以下の URL に掲載されているガイダンス等を遵守して下さい。

<http://www.meti.go.jp/policy/ampo/index.html>

「経済産業省では、文部科学省などと協力し、先端的な研究開発を行う大学や研究機関についても実効的な安全保障貿易管理が必要であるとの共通認識の下、説明会や注意喚起を実施しているところです。近年の国際的な人的交流の活発化、海外との共同研究の進展、その他技術流出事案の続発といった状況を踏まえると、大学・研究機関における自主的かつ効果的な管理の必要性は以前にも増して高まってきていると考えています。」（同 URL に掲載の「安全保障貿易管理に係る機微技術管理ガイダンス（平成 22 年 2 月）」より抜粋）

なお、相手国からの情報や資料、サンプルの持ち帰りについても、国際ルール（外国為替法、安全保障貿易管理、生物多様性条約等）に配慮し、相手国の法令に従って下さい。また、研究計画上、相手国における生物遺伝資源等を利用する場合には、当該国の関連条約等（生物多様性条約、バイオセイフティに関するカルタヘナ議定書）の批准、コンプライアンス状況等について、あらかじめ確認をお願いします。なお、生物遺伝資源へのアクセス、および生物多様性条約の詳細については、下記ウェブサイトを参照下さい。

<http://www.mabs.jp/index.html>（財団法人バイオインダストリー協会）

<http://www.cbd.int/>（Convention on Biological Diversity）

（３）ライフサイエンスに関する研究については、生命倫理および安全の確保に関し、各府省が定める法令・省令・倫理指針等を遵守して下さい。研究者が所属する機関の長等の承認・届出・確認等が必要な研究については、必ず所定の手続きを行って下さい。

各府省が定める法令等の主なものは以下の通りですが、このほかにも研究内容によって法令等が定められている場合がありますので、留意下さい。

- ヒトに関するクローン技術等の規制に関する法律（平成 12 年法律第 146 号）
- 特定胚の取扱いに関する指針（平成 21 年文部科学省告示第 83 号）
- ヒト ES 細胞の樹立および分配に関する指針（平成 21 年文部科学省告示第 156 号）
- ヒト ES 細胞の使用に関する指針（平成 22 年文部科学省告示第 87 号）
- ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成 16 年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第 1 号）
- 医薬品の臨床試験の実施の基準に関する省令（平成 21 年厚生省令第 68 号）
- 手術等で摘出されたヒト組織を用いた研究開発の在り方について（平成 10 年厚生科

学審議会答申)

- 疫学研究に関する倫理指針（平成19年文部科学省・厚生労働省告示第1号）
- 遺伝子治療臨床研究に関する指針（平成16年文部科学省・厚生労働省告示第2号）
- 臨床研究に関する倫理指針（平成20年厚生労働省告示第415号）
- 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律（平成15年法律第97号）

なお、文部科学省における生命倫理および安全の確保について、詳しくは下記の URL を参照下さい。

ライフサイエンスの広場「生命倫理・安全に対する取組」ウェブサイト  
<http://www.lifescience.mext.go.jp/bioethics/index.html>

さらに、本プログラムの実施にあたり、(a) 医薬品・医療機器の開発・製造・販売を目的とする治験 (Clinical Trial) および人体に侵襲を加える、あるいはプライバシーを侵害する臨床試験（以下「治験等」という）の扱い、(b) 医行為、ならびに、(c) 研究事業実施に関する安全策および倫理的配慮について、JICA の対応方針は以下のとおりとなりますので留意下さい。

a) 治験等の扱い

治験等は、JICA 事業として実施しません。ただし、治験等の実施につながる相手国カウンターパート機関および医療従事者等の準備的研究活動、能力強化についてはその限りではありません。

b) 医行為の扱い

医行為は、JICA 事業として実施しません。技術移転を目的とする JICA 専門家は医行為を実施する目的では派遣されていないこと、相手国の医師免許を有さないこと、医行為の結果に対する責任を JICA が負うことは適当でないのがその理由です。

c) 研究事業実施に関する安全策および倫理的配慮

研究事業は、日本国および相手国の倫理指針等を遵守し、相手国側の倫理委員会にて審査を経た上で、事業に直接あるいは間接的に関わる全関係者および環境に対する安全が確保されたのちに実施する方針となります。

(4) 研究計画上、相手国におけるサンプルや試料を必要とする研究又は調査を含む場合は、生物資源等の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行って下さい。

(5) 研究計画上、相手方の同意・協力や社会的コンセンサスを必要とする研究又は調査を含む場合には、人権および利益の保護の取扱いについて、必ず応募に先立って適切な対応を行って下さい。

(6) 社会・倫理面等の観点から、研究計画上および実施の過程で、国内外において容認されがたいと認められる研究については、選考の段階で不採択となります。また、上記の注意事項に違反した場合、その他何らかの不適切な行為が行われた場合には、採択の取り消し又は研究の中止、研究費等の全部または一部の返還、ならびに事実の公表の措置等を取ることがあります。

(7) 関係法令・指針等に違反し、研究を実施した場合には、研究費の配分の停止や、研究費の配分決定を取り消すことがあります。

## VI. JST 事業における重複応募について

1) 今回の研究提案募集に対して、研究代表者は今回対象とする全研究領域を通じて、研究提案の応募を JST へは 1 件のみ行うことができます。

2) 今回の本プログラムへの応募が採択候補となった結果、JST が運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としての研究課題等への参加が複数となった場合には、研究テーマの内容如何により、研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を 1 件選択する等の調整を行うことがあります。(平成 22 年度以前に採択された研究課題等で当該研究期間等が、平成 23 年度内に終了する場合を除きます。)

## Q & A

Q & Aについては、以下のウェブサイトも参照下さい。

<http://www.jst.go.jp/global/faq.html>

府省開発共通研究管理システム（e-Rad）の運用、所属研究機関・研究者の登録および e-Rad の操作等に関しては、以下のウェブサイトを参照下さい。

<http://www.e-rad.go.jp/>

### 1. プログラムの目的・趣旨に関する Q&A

Q 本プログラムの目的と求める研究成果を教えてください。

A 本プログラムは、開発途上国（相手国）のニーズを基に、地球規模課題（※1）を対象とした将来的社会実装（※2）の構想を有する国際共同研究を政府開発援助と連携して推進し、地球規模課題の解決および我が国の科学技術水準の向上につながる新たな知見を獲得することを目的としています。また、その国際共同研究を通じて開発途上国の自立的開発能力の向上と課題解決に資する持続的活動体制の構築を図ります。よって、日本が保有する技術の単なる移転等、共同研究を伴わない課題や、科学技術の発展に寄与しない単なる作業等は、本プログラムの目的から外れます。

※1 地球規模課題：一国や一地域だけで解決することが困難であり、国際社会が共同で取り組むことが求められている課題

※2 社会実装：具体的な研究成果の社会還元

Q これまでどのような課題が採択されていますか。

A 平成20年度は12課題、平成21年度は20課題、平成22年度は17課題、平成23年度は11課題の合計60課題の国際共同研究を採択しています。採択課題の概要等については、事業紹介パンフレットや下記のウェブサイトに掲載していますので、参照下さい。

<http://www.jst.go.jp/global/kadai.html>

Q 平成24年度の公募要領の主な変更点を教えてください。

A 平成24年度の公募要領の主な変更のポイントは下記のウェブサイトに別紙として掲載していますので、そちらを参照下さい。

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

Q 「開発途上国のニーズ」は、どのように把握したらよいでしょうか。

A 本プログラムでは開発途上国のニーズに則した研究提案になっているか否かが課題選考における重要な視点となっています。したがって、事前の研究交流等を通じて十分に相手国のニーズを把握した提案が望まれます。また、将来の社会実装を目指す国際共同研究の実施のためには、相手国においても相手国の行政機関等を含めた組織的な取組みが求められ、その体制が十分に整っているかどうかも選考の際に考慮されます。案件の形成にあたっては、相手国にある日本大使館および JICA 在外事務所にも事前に情報共有いただくことをお勧めします。

参照	IV. 9. (39, 40 ページ)
----	---------------------

Q 政府開発援助と連携することになっていますが、研究代表者は JICA 専門家として相手国に常駐しなければならないのでしょうか。

A 必ずしも研究代表者が相手国に常駐する必要はありません。最近の技術協力プロジェクトでは、「短期シャトル型の専門家」という形態で柔軟に対応している事例もあります。ただし、相手国内における研究活動経費を支出する際には、いずれかの共同研究チームのメンバー（業務調整員を含む）が JICA 専門家として派遣されていること、共同研究を通して相手国の自立的な研究開発能力の向上に寄与することが日本側研究者には求められていること、および研究代表者が総括責任者として当該国際共同研究における JICA 専門家派遣の責任者であることに留意のうえ、専門家派遣計画を検討下さい。

参照

I. 2. (2).d (4,5 ページ)

Q 研究代表者に限らず、日本側研究者が JICA 専門家として相手国に常駐しなければならないのでしょうか。

A 必ずしも日本側研究者が常駐しなければならないというわけではありません。しかし、開発途上国である相手国との共同研究を円滑に推進するため、また、その共同研究を通じて相手国のキャパシティ・ディベロップメントを図るということも事業の趣旨であるため、常駐ではなくとも、例えば現地勤務3ヶ月日本勤務1ヶ月を繰り返すなど現地における研究に重きを置いて継続的に派遣されることが望ましいと言えます。選考にあたっては、提案内容における日本側実施体制も踏まえて総合的に評価します。

参照

I. 2. (2).d (4,5 ページ)

Q 総括責任者とは何ですか。

A 当該国際共同研究における日本側研究チーム内の責任者のことをいい、研究代表者にはその責務も担っていただきます。なお、研究代表者以外の研究チーム内の研究者が相手国へ派遣され、研究代表者が日本に残っている場合であっても、当該研究者の相手国内での活動に対しては研究代表者が総括として責任を負うことに留意下さい。なお、総括責任者は条件付採択後の JICA 詳細計画策定調査（平成24年7月～9月頃に10～14日間程度を想定）に参加いただく等、国際共同研究を実施する際に度々相手国を訪問いただく必要があります。

Q 本プログラムへの、一機関あたりの応募数制限はありますか。

A **機関ごとの応募件数の制限はありません。**ただし、一機関から2件以上応募いただく場合でも、原則、1件の提案書類ごとに研究代表者所属機関の長（学長、理事長等）からの承諾書が必要です。

Q Friends of SATREPS について教えてください。

A 地球規模の国際科学技術協力に向け、SATREPS の研究者や関係者だけでなく、国際共同研究あるいは途上国等の開発問題に関心のある研究者・学生、企業、NPO、個人、団体等、誰でも参加できる登録制コミュニティサイト（ソーシャル・ネットワーク・サービス：SNS）です。既存プロジェクトとの連携、新規課題応募に向けたプロジェクトチームの形成、ニュースやイベント情報の配信、受け取り、その他情報交換をコミュニティ等を通じて行うことができます。今回の公募から、研究代表者を始め研究チームに参加を予定している方（相手国研究者を含む）へ、Friends of SATREPS への登録、提案課題に関するコミュニティの作成をお願いしていま

すので協力をお願いします (URL <https://fos.jst.go.jp/>)。

## 2. 主に JST が担当する業務に対する Q&A (主に日本国内における選考～研究実施に関する Q&A)

### (1) 対象分野・領域について

Q 応募課題内容が融合的で複数の研究領域にまたがる場合はどうすればよいですか。

A 研究提案にあたって応募する研究分野・領域が一つに定まらない境界領域の課題である場合、従前は必ず一つの分野・領域に応募いただいていたのですが、今回の募集から、提案書(様式1)において複数分野を選択していただいた上で、境界領域の課題として提案を受け付けます。なお、審査では、応募内容に適切な知識をお持ちと思われる外部有識者により、書類の査読、および面接審査をおこないます。

### (2) 応募の要件等について

Q 民間企業等に所属する研究者を研究代表者として応募することはできますか。

A 一定の要件を満足する民間企業等に所属する者であれば研究代表者となることを排除しません。ただし、研究代表者は、公共性のある活動を行っている研究機関等に所属する研究者であることが必要です。なお、民間企業等との委託研究契約を締結する場合であっても、すでに当該民間企業等に所属する者への人件費は支援できませんので、あらかじめ了承下さい。また、大学等の公的研究機関を代表機関とし、民間企業等は共同研究機関として参加する形態についても検討下さい。

Q 日本国内の研究チームに民間企業等を含めることは可能ですか。

A 可能です。ただし、本プログラムは相手国との共同研究が前提であり、研究の実施に加え、研究成果の公表や知的財産権の共有、相手国からのサンプルや情報の持ち帰り等において支障がないことをあらかじめ確認願います。

Q ポスドクは研究代表者として申請できますか。

A ポスドクは、研究代表者、あるいは主たる共同研究者(日本国内で研究チームを構成する研究者のうち、研究代表者と異なる研究機関に所属する研究者を代表する方)として申請することはできません。

Q ポスドクおよび大学院等在籍の学生は研究プロジェクトに参加できますか。

A ポスドクおよび大学院生については、研究プロジェクトを進めるに当たり一定の役割を担っていること、かつ研究計画書に研究参加者として登録することにより、プロジェクトの一員として参加することができます。学部生についても、日本における優れた研究者育成の一環として同様の条件の下に研究に参加することができます。なお、大学院生および学部生は JICA 専門家として派遣することはできませんが、所定の条件(所属機関と雇用契約を締結していること、JICA 専門家が同行することなど)を満たす場合は、学生の RA 雇用経費や旅費を JST 経費で支出することができます。詳細については、事務処理要領等を参照下さい。

Q 外国人は研究代表者として申請できますか。

A 国内の研究機関に所属していれば、外国籍研究者も研究代表者として応募することは可能

です。また、研究参加者として参画することも可能です。ただし、外国籍の方の場合は、免税・訴追免除等、相手国との協定等により付与されるべき特権・免除事項が適用されない場合がありますので、いずれの場合も相手国に出張する場合は別途 JICA に事前に相談いただく必要があります。

※ 本プログラムでは、日本による技術協力の実施意義や先方政府との関係等から、日本国籍を有する研究者の派遣を原則とします。ただし、その研究に必須の技能を持つ人材が他になく、研究事業遂行のため余人をもって代えがたいときで、かつ、当該人が外国籍を持つときには別途 JICA と相談していただいて派遣が可能となる場合もあります(JICA の専門家として派遣できない場合でも、JST の委託研究費による出張は原則可能ですが、前述の特権・免除事項が適用されません)。

Q (相手国でない) 第三国に所在するの研究機関に所属する研究者の参加は可能ですか？

A 第三国に所在する研究機関に所属する研究者が共同研究に参加することは原則できません。ただし、ワークショップ等に招聘することは可能です。また共同研究参加機関(代表研究機関を含む)での身分(客員研究員等)を有し、その所属機関の管轄下で研究に参加することは可能です。

Q 相手国研究機関は公的研究機関でなくても良いですか。

A 公共性のある活動を行っている大学・研究機関等を想定しています。公的でない研究機関の場合、提案内容とともに相手国政府からの要請内容が ODA 事業としてふさわしい公共的な性格を有する研究事業かどうか等の観点からも適否の検討がなされます。

Q 相手国研究機関で研究を実施することを前提に、海外在住の日本人研究者が、研究代表者として申請できますか。

A 日本に研究拠点を持つ研究代表者とその所属機関、相手国に研究拠点を持つ相手国の研究代表者とその所属機関との間の共同研究を想定しているため、原則として、認めておりません。

Q 非常勤の職員(客員研究員等)でも応募は可能ですか。また、研究期間中に定年退職を迎える場合でも応募は可能ですか。

A 研究期間中、日本国内の研究機関において自らが研究実施体制をとれるのであれば可能です。

Q 応募の際に、所属機関(日本側)の承諾書が必要ですか。

A 日本側の研究代表者は、自身の所属機関の機関長(学長、理事長等)からの承諾書(様式 9)を提出いただく必要があります。機関長からの承諾書(公印捺印文書)を、提案書類の様式 0~8 と合わせて 1 つのファイルとして e-Rad より提出して下さい。また、JST との委託研究契約並びに JICA との取極めおよび事業契約書は、研究者個人ではなく組織として締結いただくため、署名者は所属機関における当該契約の権限者となることを事前に所属機関の関係者へ説明願います。

参照

II.8 (17, 18 ページ)

(3) JST からの委託研究費について

Q 間接経費は、研究契約を締結する全ての研究機関に支払われるのですか。

A 間接経費は、委託研究費である直接経費の30%を上限として、委託研究契約を締結する全ての研究機関に対してお支払いします。

Q 間接経費の使途について制限はありますか。

A 間接経費は、本プログラムに採択された研究課題に参加する研究者の研究環境の改善や、研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費に対して、研究機関が充当する為の資金です。間接経費の主な使途として、「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成21年3月27日、競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ)では、以下のように例示されています。

○管理部門に係る経費

－管理施設・設備の整備、維持および運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費 など

○研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持および運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持および運営経費

－研究者交流施設の整備、維持および運営経費

－設備の整備、維持および運営経費

－ネットワークの整備、維持および運営経費

－大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持および運営経費

－大型計算機棟の整備、維持および運営経費

－図書館の整備、維持および運営経費

－ほ場の整備、維持および運営経費 など

○その他の関連する事業部門に係る経費

－研究成果展開事業に係る経費

－広報事業に係る経費 など

上記以外であっても、競争的資金を獲得した研究者の研究開発環境の改善や研究機関全体の機能の向上に活用するために必要となる経費等で、研究機関の長が必要な経費と判断した場合は、間接経費を執

行することができます。ただし、直接経費として充当すべきものは対象外とします。

なお、間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類（※）を、当該委託研究契約の終了後5年間適切に保管しておく必要があります。また、間接経費の配分を受けた研究機関の長は、毎年度の間接経費使用実績を翌年度の6月30日までに指定した書式によりJSTへの報告が必要となります。

※証拠書類は他の公的研究資金の間接経費と合算したもので構いません（契約単位ごとの区分経理は必要ありません）。

詳しくは、JSTが別途定める委託研究契約事務処理説明書を参照下さい。

Q 研究機関が出願する特許出願経費は、本プログラムの直接経費から支出することができますか。

A 出願費用、審査請求費用、維持費用、弁理士費用等については、直接経費からは支出することができませんが、研究機関に間接経費をお支払いしていますので、そこから充当することができないか所属機関に相談下さい。

Q 委託研究契約事務処理説明書（地球規模課題対応国際科学技術協力プログラム）はどこに掲載されていますか。

A 下記 URL に掲載しています。

<http://www.jst.go.jp/global/itaku.html>

Q JICAによる詳細計画策定調査の結果やR/D締結の内容に合わせて、JST予算も連動して変わるのですか。

A 予算変更の可能性はあります。

#### （4）研究実施体制・予算配分について

Q 採択後、日本国内の研究チーム内での研究費の配分はどのように決めるのですか。

A チーム内での研究費の配分は、採択後に毎年度策定する研究計画書によって決定します。

参照

Ⅲ. 3. (27 ページ)

Q 研究実施体制の共同研究グループの編成および共同研究グループへの予算配分に関して、適切とは認められない例を教えてください。

A 提案されている研究構想に対して、研究代表者の研究グループが担う役割が中心的ではないような研究実施体制、研究の多くの部分を請負業務等で外部へ委託するような研究実施体制、研究構想における共同研究グループの役割・位置づけが不明な研究実施体制、共同研究グループの役割・位置づけを勘案することなく研究費が均等割にされている予算計画、等が考えられます。

Q 研究提案書類に記載した研究実施体制を、面接時あるいは採択後に変更することはできますか。

A 研究提案書類に記載された内容で選考を行いますので、不必要な変更が生じることはないよう、研究提案時に慎重に検討下さい。なお、研究主幹（PO）の承認のもとでの調整等、もし

くは国際共同研究開始に先立って JICA が相手国研究機関と R/D を締結する過程で、変更をお願いすることはあります。

#### (5) 重複応募について

Q 現在、JST (CREST 等) や他機関 (振興調整費等) が募集している事業へ応募しているのですが、採択されるどうか分かりません。このような場合、これと類似したテーマで本プログラムに応募することは可能ですか。

A 応募いただくことは可能です。ただし、今回の本プログラムへの応募が採択候補となった結果、JST が運用する全ての競争的資金制度を通じて、研究代表者等や研究参加者等としての研究課題等への参加が複数となった場合には、研究テーマの内容如何により研究費の減額や、当該研究者が実施する研究を 1 件選択する等の調整を行うことがあります。

#### (6) 採択後の異動について

Q 研究実施中に研究代表者の人事異動 (昇格・所属機関の異動等) が発生した場合も研究を継続できますか。

A 異動先において、相手国側との関係も含め当該研究が支障なく継続でき、かつ JST との委託研究契約、JICA との取極め、および相手国研究機関との合意文書 (MOU 等) を異動先機関が交わすことができるという条件で研究の継続は可能です。なお、異動に伴い研究代表者が交代する場合には、異動後の実施体制について、事前に JST まで相談下さい。

Q 研究実施中に移籍等の事由により所属研究機関が変更となった場合、委託研究費で取得した設備等を変更後の研究機関に移動することはできますか。

A 委託研究費 (直接経費) により取得した設備等については、移籍先の研究機関へ譲渡等により移動することが可能となっています。なお、当該国際共同研究を推進する上で、当該設備等を移動することが適切か否かを検討いたしますので、事前に JST まで相談下さい。当該設備等を移設しない方が適切と判断した場合には移設できないこともあります。

#### (7) 選考について

Q 面接選考の日程はいつ確定しますか。

A 面接選考会の日程は、後日、本プログラムのウェブサイトに掲載いたします。面接選考の詳細の日時は、面接選考会の日から 2 週間程度前に電話またはメールにて面接対象となった提案課題の研究代表者へ連絡いたします。

Q 面接選考会の日の都合がつかない場合、代理に面接選考を受けさせてもいいですか。あるいは、面接選考の日程を変更してもらうことはできますか。

A 面接選考時の代理は原則、お断りしていますが、どうしても都合がつかない場合には JST まで相談下さい。また、多くの評価者の日程を調整した結果決定された日程ですので、日程の再調整はできません。

Q 面接選考会に、共同研究の相手となる相手国研究機関の研究代表者の出席は必要ですか。

A 必要ではありません。

#### (8) 研究契約について

Q 日本国内の「主たる共同研究者」が所属する研究機関の研究契約は、研究代表者の所属機関を介した「再委託」(注)の形式をとるのですか。

(注) 研究契約における「再委託」とは、研究代表者の所属機関とのみ JST が締結し、その所属機関と共同研究者の所属機関が研究契約を締結する形式のこと。

A 本プログラムでは、研究契約は「再委託」の形式はとっておりません。JST は、研究代表者および主たる共同研究者が所属する研究機関のそれぞれと個別に研究契約を締結します。

#### (9) 研究の評価について

Q 研究の評価はどのように行い、それをどのように活かしていますか。

A 研究課題の評価において、JST は課題における成果目標の達成度、研究運営体制、科学技術の発展と今後の展望、持続的研究活動等への貢献の観点から日本国内および相手国を含めた国際共同研究全体の評価を行います。また、JICA はプロジェクト運営管理の一環として、研究代表者を始め相手国機関研究者・政府関係者等と共同で ODA 事業として相手国における人材育成、能力強化および開発課題に対する貢献の観点からの評価を実施します(終了後の事後評価を除く)。評価は、1) 国際共同研究期間の中間年を目処(5年間の場合は3年目)に中間評価(JICA では中間レビューという)、2) 研究期間終了前に行われる事後評価(JICA では終了時評価という)、3) 研究終了後一定期間を経過した後に行う追跡評価(JICA では事後評価という)があります。評価結果は、報告書やウェブサイト等にて公表します。

特に、中間評価の結果は、以後の研究計画の調整、資源配分(研究費の増額・減額や研究チーム構成の見直し等を含む)に反映します。場合によっては、研究課題間の調整や研究課題の中止等の措置を行うことがあります。実施期間が5年未満の課題の中間評価については、課題(案件)ごとに評価実施の必要性を関係者間で協議し実施の是非を決定します。

Q 中間評価、事後評価等は、JST と JICA で別々にされるのでしょうか。

A 本プログラムでは、評価の位置付けに違いはあるものの、評価による負担を軽減するために、JST、JICA が連携・協力して評価を進めています。

### 3. JICA (ODA) との連携に関する Q&A (主に相手国内における研究実施に関する Q&A)

#### (1) 国際共同研究対象国について

Q ODA 対象国であれば、どこの国と共同研究してもよいのでしょうか。

A 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムの対象国に関しては、別添 1 を参照下さい。

Q 相手国の複数の研究機関との共同研究を実施することは可能ですか。

A 相手国 1 カ国の中で複数の研究機関との共同研究を実施することは可能です。その場合においては、相手国内で共同研究において主体となる研究機関が特定されることが必要です。

Q 複数の国の研究機関との複数国共同研究を実施することは可能ですか。

A 所要の条件を満たした場合には可能です。

参照

II. 2. (7 ページ)

## (2) 開発途上国の ODA 申請について

Q JST への提案書類提出に合わせて、相手国の共同研究機関の働きかけによって、相手国の ODA 担当官庁が、ODA の技術協力プロジェクト実施を申請（協力要請の提出）する必要があるのでしょうか。

A JST への研究課題の提案書類提出に合わせて、相手国側による ODA 要請書の提出が必須です。所定の期限までに研究提案書と ODA 要請書の双方が提出された案件のみ審査の対象となります。どちらか一方が所定の期限までに提出されていない案件はその時点で不採択となりますので注意下さい。

Q ODA 要請書の提出のプロセスについて教えてください。

A ODA には翌年度以降の実施開始を要望する新規案件を前年度に募集する「要望調査」というプロセスがあります。具体的には、相手国研究機関が要請書を作成、所管省庁の承認後、相手国の ODA 担当省庁を通じて日本大使館に提出し、大使館が外務省（本省）に要請書等の必要書類を送付します。JICA 在外事務所がある場合は、案件リストを記載した口上書は外交ルート（大使館→外務省（本省））、個別の要請書は JICA ルート（JICA 在外事務所→JICA 本部）という 2 つのルートで送付されます。相手国側研究機関が要請書を提出する場合の提出先や締切等は相手国によって異なりますので、詳細は相手国側研究機関を通じて ODA 担当省庁に確認下さい。上記の正規のルートで要請書が提出されることが要件であり、この要件を満たしていない案件は正式要請として認められませんので注意下さい。

なお、要請書の提出にあたっては、相手国にある日本大使館および JICA 在外事務所にも事前に情報共有いただくことをお勧めします。

参照	II. 9. (39,40 ページ)
----	--------------------

Q JST への提案書類申請時まで、相手国での技術協力プロジェクト実施の要請内容（要請書）を確定させておく必要がありますか。

A 相手国と要請内容について調整いただいた上で、相手国から要請書を提出いただくことが必要です。特に、提案様式にも記載あるとおり、「研究課題名（英文）」、「目的」、「最終的な到達目標（上位概念・社会実装の構想）」、「研究内容」、「研究体制」、「機材・人員等のおおよその投入規模」、「研究期間」等については、日本と相手国側で情報共有されていることが明確になっていることが必要です。なお、条件付採択が決定した後、JICA では、相手国機関と R/D を署名するために詳細計画策定調査を行います。その結果を反映して、提案の研究計画を修正いただく可能性もあることを了承下さい。

※ 「研究課題名（英文）」については、相手国研究機関と十分調整して下さい。ODA 技術協力プロジェクト実施要請の案件名と同じ課題名であることが求められます。

Q 開発途上国における ODA 申請窓口（担当省庁と担当者連絡先）を教えてください。

A 国ごとに ODA 担当省庁が異なるため、一概にはお答えできません。現地の研究機関、日本国大使館又は JICA 事務所と相談下さい。現地の研究者に所管官庁を通じて確認いただくことが最も確実と考えられます。

Q ODA 要請書の様式は、どこかで入手できますか。

A ODA の要請書は、研究機関が原案を作成するものであり、相手国研究機関が所管省庁または ODA 担当省庁に照会して様式を入手することが可能です。

Q 要請書の提出に先立ち、現地の JICA 事務所へ相談することは可能ですか。

A 可能です。ただし、相手国研究者と、研究のグランドデザインを十分に練っていただいた上でコンタクト願います。

Q JICA から開発途上国各国に本プログラムについて、その趣旨・仕組みを含めて周知されているのでしょうか。(提案書様式 0 の 1. ～ 6. のような対応を応募者が行う必要があるのでしょうか。)

A 対象となる開発途上国各国の ODA 担当省庁には外務省/JICA から周知しています。しかしながら、日本側の応募者のカウンターパートとなる相手国研究者まで周知が行き届いているかどうかは各国の国内事情にもよりますので、応募者におかれては、その点理解のうえ相手国研究者（およびその所属機関）との事前調整を十分に行ってください。

(3) 対象となる相手国研究機関、相手国研究者およびそれらとの関係について

Q 海外企業・海外 NGO 等の参画は認められますか。

A ODA 事業の相手先としては公共性のある活動を行っている研究機関等（軍事関係は除く）を対象としていますので、海外企業・海外 NGO 等であっても公共性のある活動を行っている組織であれば、参画を排除はしません。

※ 第 3 国に属する企業・NGO 等については、日本側の研究者との研究交流費等 JICA 技術協力の枠外の活動に限って、限定的に参画いただくことが可能です(ただし、軍関係は除きます)。

Q 国際機関の参画は認められますか。

A 開発途上国にある地域国際機関であれば、参画も排除はしませんが、その場合には、「ODA 要請書の提出プロセス」にかかる Q & A で説明のとおり、当該国際機関を受け入れ特権免除を付与している相手国の所管省庁および ODA 担当省庁を通じて ODA 要請書が日本大使館に提出される正規のルートで提出され、本プログラムの専門家、機材等にも免税等の特権・免除が担保されること、加えて、共同研究の実施に必要な人員および経費を自ら確保することが前提条件となります。知的財産権の取り扱いについても留意下さい。

Q 相手国研究機関の研究代表者の身分が、准教授や助教でも大丈夫ですか。

A 研究期間中に、相手国に研究拠点を持ち研究実施体制をとることができ、研究分担を遂行することができるのであれば可能です。また、実施にあたっては JICA と相手国研究機関等との間で R/D の署名を行い、その中で技術協力プロジェクトの対象として当該研究機関が位置づけられることになるため、相手国研究機関の長が研究実施に関して了解していることが前提となります。

Q 相手国研究機関とどの程度調整することが求められますか。

A 研究課題を申請する際は、相手国研究者および当該研究者所属機関と共同研究を実施するための調整が必要です(相手国関係省庁との調整までは必ずしも求めません)。相手国研究機関との調整事項については様式 0 「提案にあたっての調整状況の確認」を確認下さい。なお、

提案書類様式4の相手国研究機関の「ODA 事業への申請内容」はあくまでも参考であり、必ずしも記載いただく必要はありません。

Q 条件付採択から R/D 署名までどの程度の時間を要しますか。

A 通常、早くとも半年（6ヶ月）程度を要するとお考え下さい。これは、相手国と国際共同研究の実施内容を協議し、合意するための詳細計画策定調査を実施するために3ヶ月程度、JICA における討議議事録（R/D：Record of Discussions）の検討、署名および交換までに3ヶ月程度を要するためです。

参照	II. 3. (32, 33 ページ)
----	---------------------

Q 詳細計画策定調査は誰が実施するのですか。

A JICA において調査団を編成し派遣します。この調査団には、JICA 職員やコンサルタント（JICA との契約により傭上）の他に、**研究代表者にも必ず参加**いただきます。よって、**詳細計画策定調査は、JICA と研究代表者が中心になって実施**することとなります（JST の課題担当者等も同行します）。

Q 日本の研究代表者が所属する研究機関自体が、既に相手国政府や研究機関と協定等を締結している場合、この事業実施のために、JICA が相手国側と協定の類を改めて締結する必要があるのでしょうか。

A 必要です。本プログラムは ODA との連携事業であり、二国間の国際約束に基づく JICA の技術協力プロジェクトとして実施されます。従って国際約束に基づき、JICA は相手国側と R/D 等の文書を締結する必要があります。

#### （4）ODA 事業経費について

Q 研究代表者所属機関と JICA との間で締結される取極めおよび事業契約書の署名者はどの程度の職位の者を想定すればよいですか。

A 取極めのうち、本体（一つの研究代表者所属機関につき初回のみ締結）については、研究代表者所属機関は本部の総務または国際担当の理事、JICA は科学技術協力担当理事を想定しています。取極めの附属書（各案件につき締結）については、研究代表者所属機関は研究部局の長（学部長等）、JICA は案件担当部長を想定しています。事業契約書は、研究代表者所属機関は契約権限のある役職者、JICA は契約担当理事を想定しています。

Q 民間企業との連携による活動費は JICA から支出が可能ですか。

A 共同研究者であれば相手国への渡航にかかる旅費の支払いは可能です。人件費、所属先人件費補てん、間接費の支払いはできません。

Q 相手国研究機関において現地スタッフを ODA 事業経費で雇用することはできますか。

A 相手国側の研究代表者および研究者を ODA 事業経費で雇用することはできません。ODA では、プロジェクト終了後に自立的かつ持続的に当該研究を担うべき人材が相手国研究機関に存在し、かつ相手国研究機関がその人件費を負担することが前提となっているためです。

Q 相手国研究機関においてポスドクを ODA 事業経費で雇用することはできますか。

A プロジェクト終了後に相手国研究機関の自立的かつ継続的活動が求められることから、相手国側の機関に所属するポスドクを ODA 事業経費で雇用することはできません。ただし、当該

プロジェクトに必要な研究を補助する者をパートタイムとして ODA 事業経費により新たに雇用することは可能です。

Q 相手国内の研究実施場所の賃借料や光熱水料を ODA 事業経費で支出することはできますか。

A 原則として ODA 事業経費から支出することはできません。相手国側の自助努力や案件終了後の自立発展性を重視し、当該経費については相手国側負担を原則としています。

参照	II. 6. (3) (37 ページ)
----	---------------------

Q 相手国内で ODA 事業経費ではなく JST の委託研究費を使用することはできますか。

A 原則としてできません。ただし、参照の通り例外はあります。

参照	II. 13. (24, 25 ページ)
----	----------------------

Q ODA 事業経費の予算執行のために、相手国において経理担当者を別途雇用できますか。

A 業務調整員として、JICA の予算で本邦より派遣することが可能です。相手国における予算執行に際しては、JICA で定めているルールに準拠する必要があるところ、経理担当者は JICA 事業や ODA 経費の基本的な考え方に精通した者であることが望まれます。このため、JICA は、原則として公募により確保した適格な人材を業務調整員として派遣、JICA より当該調整員に現地業務費等の経理業務を委嘱します。

Q 相手国側研究者を日本の研究機関に招へいできますか。

A できます。相手国側研究者の招へいには、受入れ期間により、短期（1 年未満）と長期（1 年以上）があります。長期研究員は共同研究期間内（=R/D に定められたプロジェクト実施期間内）であることが受入条件であるため、研究代表機関においては、候補者選定の段階から計画的に準備を進めていただきます。以上のような本邦での共同研究を目的とする短期および長期の研究員受入のほか、相手国政府からの要請によらず、研究にかかる打合せ等を目的とする、短期滞在（数日から一週間程度）の日本への出張も可能です。

別添1 地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムの対象国

No.	地域	国名等	No.	地域	国名等	No.	地域	国名等
1		アゼルバイジャン	37		アンゴラ	84		アルゼンチン
2		アルメニア	38		ウガンダ	85		アンティグア・バブダ
3		インド	39		エチオピア	86		ウルグアイ
4		インドネシア	40		エリトリア	87		エクアドル
5		ウズベキスタン	41		ガーナ	88		エルサルバドル
6		カザフスタン	42		カボベルデ	89		ガイアナ
7		カンボジア	43		ガボン	90		キューバ
8		キルギス	44		カメルーン	91		グアテマラ
9		グルジア	45		ガンビア	92		グレナダ
10		スリランカ	46		ギニア	93		コスタリカ
11		タイ	47		ギニアビサウ	94		コロンビア
12	アジア	タジキスタン	48		ケニア	95		ジャマイカ
13		トルクメニスタン	49		コートジボワール	96		スリナム
14		ネパール	50		コモロ	97	北・中南米	セントクリストファー・ネービス
15		パキスタン	51		コンゴ共和国	98		セントビンセント
16		バングラデシュ	52		コンゴ民主共和国	99		セントルシア
17		東ティモール	53		サントメ・プリンシペ	100		チリ
18		フィリピン	54		ザンビア	101		ドミニカ
19		ブータン	55		シエラレオネ	102		ドミニカ共和国
20		ベトナム	56		ジブチ	103		トリニダード・トバゴ
21		マレーシア	57		ジンバブエ	104		ニカラグア
22		ミャンマー	58	アフリカ	スーダン	105		ハイチ
23		モルディブ	59		スワジランド	106		パナマ
24		モンゴル	60		セーシェル	107		パラグアイ
25		ラオス	61		赤道ギニア	108		バルバドス
26		アフガニスタン	62		セネガル	109		ブラジル
27		アルジェリア	63		タンザニア	110		ベネズエラ
28		イラク	64		チャド	111		ペリース
29		イラン	65		中央アフリカ	112		ペルー
30	中東	エジプト	66		トゴ	113		ボリビア
31		チュニジア	67		ナイジェリア	114		ホンジュラス
32		トルコ	68		ナミビア	115		メキシコ
33		パレスチナ	69		ニジェール	116		アルバニア
34		モロッコ	70		ブルキナファソ	117		ウクライナ
35		ヨルダン	71		ブルンジ	118	欧州	コンボ共和国
36		レバノン	72		ベナン	119		セルビア
			73		ボツワナ	120		ボスニア・ヘルツェゴビナ
			74		マラウイ	121		マケドニア
			75		マリ	122		モルドバ
			76		南アフリカ共和国	123		モンテネグロ
			77		南スーダン	124	大洋州	キリバス
			78		モリシャス	125		クック諸島
			79		モリタニア	126		サモア
			80		モザンビーク	127		ソロモン諸島
			81		リベリア	128		ツバル
			82		ルワンダ	129		トンガ
			83		レソト	130		ナウル
						131		ニウエ
						132		バヌアツ
						133		バプアニューギニア
						134		パラオ
						135		フィジー
						136		マーシャル
						137		ミクロネシア

注1：情勢により対象国は変更されることがあります。

## 別添 2 研究提案書類様式の記入要領

※ 必要十分な記述が重要ですので、研究提案書類のページ数の制限はありません。研究提案書類の様式ごとに記載している目安の枚数は、参考として活用下さい。

※ 研究提案書類の様式は、e-Radよりダウンロードして下さい。また様式2内の成果目標シート(参照：71ページ)についての作成要領、またe-Radの操作マニュアル(本プログラム提案者用補足資料)も参照下さい。

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

様式0（別添） 提案にあたっての調整状況の確認

- ・ 以下、“はい”または“いいえ”の当てはまる方に“○”をして下さい。
- ・ 必ずしも、すべての回答が“はい”でなければ採択されないというわけではありません。提案内容と調整状況を総合的に判断して選考を行います。

<相手国との調整状況>

1	研究計画（日本国内、相手国内いずれにおける実施も含めた全体の計画）について、本プログラムの趣旨、応募しようとする研究領域の趣旨を踏まえて相手国研究者とともに検討し、計画内容について大枠で合意をしていますか？	はい いいえ
2	相手国側から ODA 協力要請を、ODA 担当省庁を通じて日本政府に提出する必要がありますが、相手国研究者が相手国内で定められた期限までにその手配を行うことを確認していますか？	はい いいえ
3	ODA による支援は技術協力プロジェクトの枠組の中で行われること、特に“相手国負担の原則”が適用される経費が存在すること、を相手国研究者が理解していることを確認していますか？	はい いいえ
4	本プログラムが単なる技術移転を実施するプロジェクトではなく、共同研究を実施するプロジェクトであることを相手国研究者が理解していることを確認していますか？	はい いいえ
5	社会実装を目指した活動構想の検討において、相手国側研究者の意見にとどまらず相手国の関係省庁や政府機関の政策を踏まえていますか？ （本プログラムは必ずしも研究期間中の社会実装活動までは求めています。）	はい いいえ
6	本プログラムにおいて相手国研究機関の組織的な対応が必要となることについて、相手国研究者は理解し、必要な行動を取っていることについて確認しましたか？	はい いいえ

<日本国内共同研究者との調整状況>

7	通常の競争的資金制度と異なり、ODA との連携事業であることから、共同研究を通じた相手国機関のキャパシティ・ディベロップメントが本プログラムには含まれるものである点について、共同研究者が理解していることを確認しましたか？	はい いいえ
---	--	-----------

<所属機関との調整状況>

8	本プログラムでは、相手国機関との共同研究の実施に関する合意文書の締結、JICA との技術協力プロジェクトに関する取極めの締結等、通常の競争的資金制度にはない責務があります。この点を含め、提案にあたって所属機関と相談し機関長からの承諾書（様式9）を用意しましたか？	はい いいえ
---	---	-----------

<研究代表者本人の他業務との調整状況>

9	本プログラムでは、通常の競争的資金制度以上に研究代表者のマネージメントとそれに要するエフォートが求められます。特に R/D 署名までは、日本国内および相手国との調整に時間を要します。採択となった場合にはその点を踏まえて対応すべくエフォートを検討しましたか？	はい いいえ
---	--	-----------

<Friends of SATREPS への登録状況>

1 0	J S T の運営する登録制コミュニティサイト「Friends of SATREPS」への参加研究者の登録および提案課題のコミュニティの作成は済んでいますか？	はい いいえ
--------	---	-----------

- ・様式1の情報は採択後に一般に公開される予定です。A4用紙2～3枚程度以内で記載下さい。
- ・(a)～(j)の項目はe-Radへ直接入力いただく必要がある項目です。詳細は、(別添5)の6. e-Radへの入力項目について(95～96ページ)を参照下さい。
- ・日本国内並びに相手国研究機関が複数参画する場合は、全ての機関名および各機関の役割を次頁の実施体制概念図に明確に示して下さい。

研究分野・領域(環境、低炭素エネルギー、防災、感染症、生物資源、境界領域)

※提案課題の該当する分野・領域に○を付けて下さい(原則1つですが、1つに絞れない場合は複数選択し、かつ境界領域を選択して下さい)

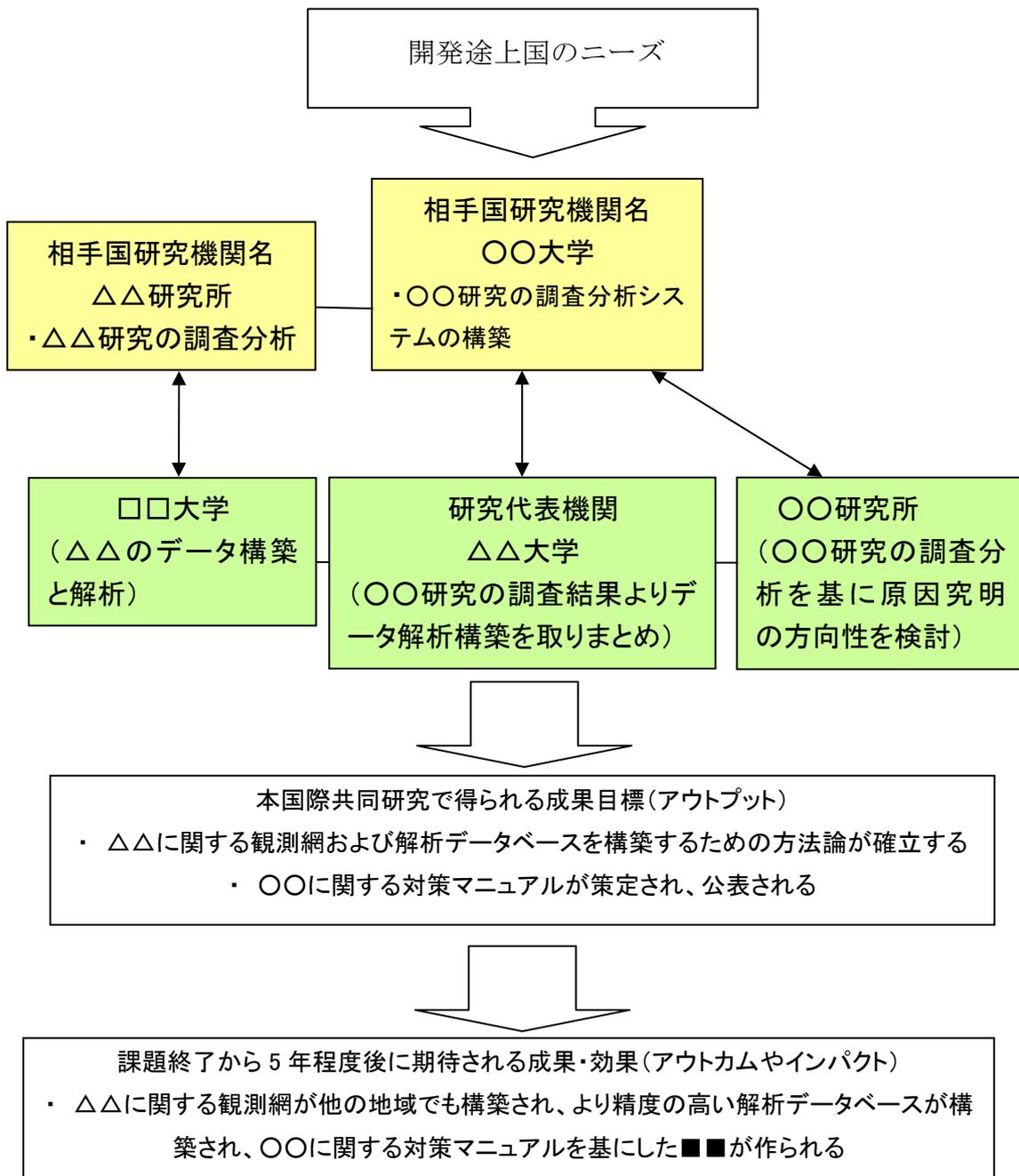
(a) 提案課題名(日本語)	提案課題名にサブタイトルはつけないで下さい。
(英語)	英語での課題名は相手国研究機関と十分調整いただき、 <b>相手国からの ODA 技術協力の案件名と同じ課題名</b> を記載下さい。
(b) 研究期間	年間 相手国研究機関と調整した共同研究期間を記載下さい。この期間には、R/D署名までの期間(半年程度)は含まれません。
(c) 研究費総額 (日本側;JST委託研究費)	小数点は四捨五入して千円単位で記載下さい。 総額 千円(間接経費込)
(相手国側;ODA事業経費)	総額 千円(間接経費なし)
(d) 研究代表者名および役職	研究代表者名と役職を記載下さい。
(e) 研究代表者所属名	研究代表者の所属機関名、専攻/研究室まで記載下さい。
(f) 国内参画機関名	参画する研究者全ての所属機関名、専攻/研究室を記載下さい。
(g) 相手国名	国名を日本語又は英語で記載下さい。
(h) 相手国研究機関名	相手機関名を日本語・英語併記で記載下さい。日本語の対訳がない場合は、英語名のみで構いません(英語限定)。相手国研究機関が複数の場合は、代表機関、協力機関の順に記載下さい。
(i) 研究課題の目的	(200字程度) ※英語で記載をする場合は、日本語の対訳を併記下さい。
(j) 研究課題の概要	(200字程度) ※英語で記載をする場合は、日本語の対訳を併記下さい。
共同研究の役割分担	(日本側) ※日本語または英語で記載下さい。  (相手国側) ※日本語または英語で記載下さい。

(前ページより続く)

## 実施体制概念図

下記の点が明確に示されるように留意いただき、研究課題の実施体制を図表等で記入下さい。

- ・ 開発途上国のニーズ等
- ・ 日本側研究機関と相手国機関の役割分担と連携体制
- ・ 国際共同研究によって得られる成果や社会実装の構想等



- ・評価者が理解しやすいように記述して下さい。必要に応じて図や表も用いて下さい。
- ・A4用紙 5枚程度を目安としますが、必要十分な記述が重要ですので、分量は定めません。
- ・これまでの研究成果論文等を引用される場合は、代表的な論文を最大5編まで記載下さい。

## 1. 研究の背景

### (1) 地球規模の課題解決に資する研究課題の背景

- ・本研究構想が対象としている国際的な課題を具体的に記載下さい。また、本研究構想が、その課題の解決へ貢献するためにどのような役割を果たすか、具体的に記載下さい。
- ・本研究構想が対象としている分野や関連分野の国際的な動向等も含めて具体的に記載下さい。

### (2) 相手国のニーズ

- ・本研究構想が、相手国のどのようなニーズに対して貢献することが可能か、相手国の科学技術や社会・経済上の背景を踏まえた現状等も含めて具体的に記載下さい。
- ・相手国以外でも貢献することが期待される場合は、その内容を具体的に記載下さい。

## 2. 研究の目的

- ・本研究構想の目的を具体的に記載下さい。
- ・研究期間終了から5～10年後に実現することが期待される科学技術の発展、新産業創出、社会貢献等を含めた本研究構想の社会実装の実現性について、研究提案者が想定し得る範囲で記載下さい。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

### 3. 研究の成果達成目標

評価者等が理解しやすいように、提案課題について科学技術的観点からの成果を記載した『成果目標シート』を作成下さい。

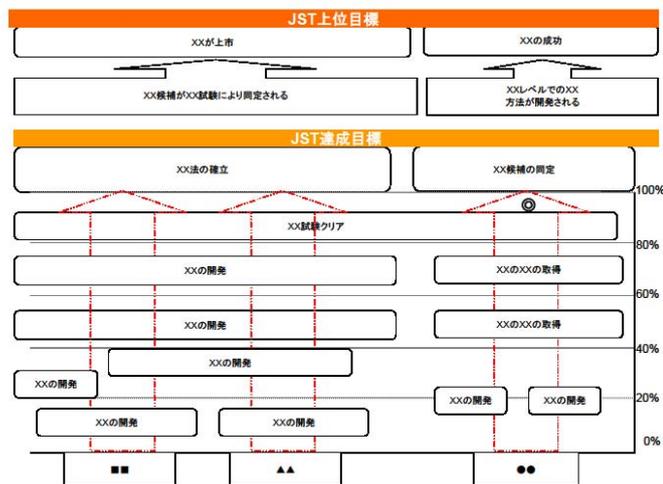
成果目標シートについての作成要領（各項目についての説明と雛形）は下記のURLよりダウンロードして下さい。

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

雛形に記入後、以下の例のように様式2の一部として（PDF等のフォーマットを用いて）、貼付下さい。

#### (1) JST上位目標と達成目標

例)



上の成果目標シートについて補足事項があれば、以下に記載下さい。

#### (2) JST従たる評価項目

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

#### 4. 研究を当該相手国研究機関と共同で実施する意義

・本研究構想において、当該開発途上国と共同で研究を実施する重要性および意義を記載下さい。

##### (1) ODA の技術協力プロジェクトと連携して実施する意義

・本研究構想を相手国研究機関と共同で ODA の枠組みにより実施する必要性 (ODA からの支援がない他制度/他事業では対応できない理由) および国際的な課題解決への貢献に資する点について記載下さい。

##### (2) 相手国研究機関と共同で研究を実施する意義

・本研究構想を提案している相手国研究機関と共同で実施することによる日本の科学技術の発展、若手研究者の育成、日本の科学技術が相手国および世界へもたらす効果などの科学技術政策上の観点からのメリット、および共同研究による国際的な課題解決への貢献に資する点について記載下さい。

#### ※主な科学技術政策

- 「科学・技術外交戦略タスクフォース 報告書」(平成 22 年 2 月、総合科学技術会議)  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/sonota/kagigaiko/8kai/siry01-1.pdf>
- 「第 4 期科学技術基本計画」(平成 23 年 8 月 19 日、閣議決定)  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/kihonkeikaku/4honbun.pdf>
- 「科学技術に関する予算等の資源配分方針」(平成 23 年 7 月 29 日、総合科学技術会議)  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/budget/iken20110729.pdf>
- 「平成 24 年度科学技術重要施策アクションプラン」(平成 23 年 7 月 21 日、科学技術政策担当大臣・総合科学技術会議有識者議員)  
<http://www8.cao.go.jp/cstp/budget/h24ap/honbun.pdf>
- 「宇宙基本計画」(平成 21 年 6 月 2 日、宇宙開発戦略本部)  
[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/keikaku/keikaku\\_honbun.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/utyuu/keikaku/keikaku_honbun.pdf)

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

(3) 共同研究を通じた復興・再生への貢献について

・本研究構想において、今般の東日本大震災における災害の経験や復興の過程で得た知見や教訓を途上国と共有することや共同研究を進めることにより得られる研究成果を途上国だけでなく我が国の復興・再生にも資するため活用することなど、共同研究を通じて復興・再生への貢献が可能であると考えられる場合は、どのように復興・再生に貢献することが可能であるかなど、下記の資料の関連する記載を引用しつつ、その関連性について記載下さい。

(参考)

- ・「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日、東日本大震災復興対策本部)  
<http://www.reconstruction.go.jp/topics/doc/20110729houshin.pdf>
- ・「日本再生のための戦略に向けて」(平成23年8月5日、閣議決定)  
<http://www.npu.go.jp/policy/policy04/pdf/20110805/20110805.pdf>
- ・「政策推進の全体像」(平成23年8月15日、閣議決定)  
<http://www.npu.go.jp/policy/pdf/20110815.pdf>

5. 研究計画とその進め方

(1) 全体の研究内容および研究計画(以下の表を活用して作成下さい)

- ・具体的な研究項目および研究目標を記載下さい。
- ・「2. 研究の目的」を達成するための各研究項目のマイルストーン(研究期間途上での研究の達成度の判断基準と時期)を含めて、タイムスケジュールの大枠を示して下さい。
- ・「2. 研究の目的」を達成するにあたって現時点で予想される問題点とその解決策案も記載下さい。

研究題目・活動	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
1. 研究題目1【成果1】 1-1 研究活動1-1【活動1-1】 1-2 研究活動1-2【活動1-2】			〇〇の実現 ▼		〇〇の達成 ▼
2. 研究題目2【成果2】 2-1 研究活動2-1【活動2-1】 2-2 研究活動2-2【活動2-2】				〇〇の実現 ▼	〇〇の開発 ▼
3. 研究題目3【成果3】 3-1 研究活動3-1【活動3-1】 3-2 研究活動3-2【活動3-2】 3-3 研究活動3-3【活動3-3】		〇〇方策の提示		〇〇の確立 ▼	〇〇の達成 ▼

(2) 相手国研究機関との共同研究実施計画

・上記の研究題目ごとに、日本側研究機関と相手国研究機関の役割と共同で実施する予定の研究内容とその計画を記載下さい。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

### (3) アウトリーチ活動計画

・本研究構想において、アウトリーチ活動(※)計画について具体的に記載下さい。

※アウトリーチ活動についての詳細は、Ⅱ. 9. (4) 「国民との科学・技術対話」についてを参照下さい。

### (4) 相手国への渡航計画

#### (4-1) 研究代表者自身の渡航計画

・1年目：〇〇日×〇回、2年目：〇〇日×〇回、・・・のように記載下さい。

#### (4-2) 相手国に常駐またはそれに近い形で滞在する研究者

・氏名/所属/役職/年齢/専門分野、滞在予定〇〇日/年 のように記載して下さい(複数名記載いただいてもかまいません。該当者がいない場合は、“該当なし”と記載下さい)。

#### (4-3) 上記(4-1), (4-2)以外の研究者の渡航計画

・相手国への渡航計画(滞在期間や人数等)を可能な範囲で記載下さい。

### (5) 相手国からの招へい計画

・相手国からの招へい計画(滞在期間や人数等)を可能な範囲で記載下さい。

・特に、国費留学生制度やJICA長期研修制度等による博士課程の留学生受け入れなどの長期的な招へいを計画している場合も記載下さい。

(次ページへ続く)

(前ページより続く)

## 6. 研究基盤および準備状況

### (1) これまでの研究基盤

・本研究構想を推進するために基盤となる、これまでの国内外の研究成果や研究提案者自身（および必要に応じて研究参加者）のこれまでの研究の経緯と成果等を記載下さい。

### (2) 相手国研究機関との準備状況

・相手国研究機関のインフラ整備状況や相手国研究機関の選定理由等相手国研究機関の研究基盤および相手国機関との連絡状況や予算獲得見込み等国际共同研究に向けた準備状況を記載下さい。

・既に、大学間や研究機関等で相手国研究機関と協定を締結し、交流を行っている場合には、締結年月、協定の内容および協定に基づく交流状況等を記載下さい。

### (3) 倫理的配慮

・本研究が実施される国（相手国あるいは日本国）の倫理基準への適合性審査の状況を記載下さい。

### (4) 生物資源・知的財産等の取扱いについての検討状況

・研究成果の帰属、研究成果の実施、研究用試料の持ち込み、持ち出し等についての相手国研究機関との打ち合わせ状況を記載下さい。

生物資源へのアクセス等に関する情報は、(財) バイオインダストリー協会 (JBA) のウェブサイトを参照下さい。

<http://www.mabs.jp/index.html>

様式3 日本側研究実施体制

日本側から研究チームに参加予定の主な研究者<sup>\*1</sup>の氏名、研究者番号、所属、役職、エフォート（研究充当率）、担当する研究の概要について記述して下さい。

氏名 (研究者番号 <sup>*2</sup> )	所属機関名 (国名)	現在の 役職等	年齢 ※2012年4月1 日現在の年齢	エフォート <sup>*3</sup> (研究充当率)	担当する研究の概 要
〇〇 〇〇〇 (XXXXXXXX)	△△大学 △△△学部 △△△学科	教授		〇〇%	研究全体の総括お よび□□の××
〇〇 〇〇〇 (XXXXXXXX)	□□大学	准教授		〇〇%	
〇〇 〇〇〇 (XXXXXXXX)	〇〇研究所	主任研究 員		〇〇%	
研究員 A (XXXXXXXX <sup>*4</sup> )	△△大学 △△△学部 △△△学科	ポスドク	<sup>*4</sup>	100%	□□の××

<sup>\*1</sup> 本様式には e-Rad 上に登録し、研究者番号をお持ちの研究者のみについて記載して下さい。

<sup>\*2</sup> 研究者番号は、e-Rad 上に登録している研究者番号を記入下さい。なお、JST との委託研究契約を予定している主たる共同研究者は、委託研究契約までに研究者番号を取得して下さい。

<sup>\*3</sup> 総合科学技術会議におけるエフォートの定義「研究者の年間の全仕事を 100%とした場合、そのうち当該研究の実施に必要となる時間の配分率(%)」に従い記入して下さい。なお、「全仕事時間」とは研究活動の時間のみを指すのではなく、教育・医療活動等を含めた実質的な全仕事時間を指します。

<sup>\*4</sup> 応募段階で確定していない研究者について、研究者 A、B、C 等で記載することが可能です。その場合、その方について研究者番号、所属機関また現在の役職等に関しては空欄としていただいても結構ですが、その他（年齢、エフォート、担当する研究の概要）についてはそのポストに想定される条件として記載して下さい。採択された段階で、ここに記載されたスペック（特に年齢）と合致する人材の研究参加が採択の条件となりえます。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究の相手国、相手国研究機関、研究実施場所、相手側研究代表者氏名および役職、相手側研究代表者の略歴、研究内容と共同研究での役割等について可能な範囲で記述して下さい。</li> <li>・相手国研究機関が協力申請を検討している内容も含めて相手国研究機関との協力関係等についても可能な範囲で簡潔に記載下さい。</li> <li>・各相手国研究機関についての概要はA4用紙1枚程度を目安としますが、必要十分な記述が重要ですので、分量は定めません。</li> <li>・相手国1カ国の中で複数の研究機関との共同研究を実施する場合は、相手国内で共同研究主体となる研究機関が特定されることが必要であることから、主体となる研究機関を『代表機関』とそれ以外を『協力機関』としてそれぞれの相手国の研究機関ごとに情報を記載下さい。原則、相手国研究機関につき1名の研究者の情報を記載下さい。</li> <li>・複数国との共同研究を実施する場合は、<u>主体となる相手国が特定されることが必要であることから、主体となる相手国の代表機関とそれ以外の国における代表機関（『協力機関』）の情報をそれぞれ記載下さい。</u></li> <li>・相手国研究機関が3機関以上の場合は、表を追加して記載下さい。</li> </ul>
---

1. 主体となる相手国研究機関（相手国の研究代表機関）の研究代表者

氏名	※英語で必ず記載下さい。		国籍	
所属機関名	(日本語) ※日本語名がある場合のみ記載下さい。			
	(英語) ※英語名は必ず記載下さい。			
	国名		役職	
職歴等	最終学歴	年 大学 学部卒業 西暦で記載下さい。		
	学位	年 PhD (〇〇学) 取得 (〇〇大学) 西暦で記載下さい。		
	主な職歴と研究内容等	(記述例) 西暦で記載下さい。 19〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部助手 〇〇〇〇〇〇について研究 20〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 研究員 〇〇〇〇〇〇〇〇に関する研究に従事		
共同研究における役割				
【参考】 相手国研究機関との協	・相手国研究機関との間で現在までに構築されている協力関係について、具体的に記述して下さい。			

力関係	
【参考】 相手国研究 機関からの 協力要請	・相手国研究機関より提出される ODA 協力の要請の内容について、可能な範囲で記載 下さい。

## 2. その他の相手国研究機関（相手国の協力機関またはその他の国の代表機関）の研究者

氏名	※英語で必ず記載下さい。	国籍	
所属機関名	（日本語）※日本語名がある場合のみ記載下さい。		
	（英語）※英語名は必ず記載下さい。なお、協力機関に所属している研究者の場合 は「協力機関」と明記下さい。		
	国名		役職
職歴等	最終学歴	年 大学 学部卒業 西暦で記載下さい。	
	学位	年 PhD（〇〇学）取得（〇〇大学）西暦で記載下さい。	
	主な職歴 と 研究内容 等	（記述例） 西暦で記載下さい。 19〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部助手 〇〇〇〇〇〇について研究 20〇〇年～〇〇年 〇〇大学〇〇学部 研究員 〇〇〇〇〇〇〇〇に関する研究に従事	
共同研究に おける役割	・共同研究の役割を具体的に記述して下さい。		
【参考】 相手国研究 機関との協 力関係	・相手国研究機関との間で現在までに構築されている協力関係について、具体的に記 述して下さい。		
【参考】 相手国研究 機関からの 協力要請	・複数の国との共同研究を実施する場合は、それぞれの相手国の研究機関より提出さ れる ODA 協力の要請の内容について、可能な範囲で記載下さい。		

- ・費目別の JST からの委託研究費計画を記入して下さい。
- ・研究期間については公募要領 22 ページに記載のように、いつ R/D が署名されるかにより、研究開始時期が変動します。したがって下表は年度にこだわらずに記載して下さい。
- ・JST 委託研究費で執行可能な用途については、23～25 ページを参照して下さい。
- ・日本側で研究グループを形成する場合は、研究グループ別の研究費計画を記入して下さい。
- ・採択された場合、記載された研究費計画で研究を行うこととは限りません。あくまでも応募時の計画であり、相手国研究機関への支援等も含めて採択された後に調整することになります。

1. 研究グループ全体の JST 委託研究費計画

		1年目※1	2年目	3年目	4年目	5年目	合計 (千円)
物品費	設備費						
	材料・消耗品費						
旅費							
人件費・謝金							
その他							
直接経費合計(千円)							
経費総額【間接経費を含む ※2】(千円)							

※1 1年目は R/D 署名までの経費も含まれます。

※2 間接経費は、直接経費の 30% を上限として、委託研究費に含めることが可能です。

その場合、(間接経費) = (直接経費) × 0.3 で算出下さい。

2. 研究グループ別の JST 委託研究費計画

●研究代表者グループ

研究代表者氏名 (所属・役職) : ○○ ○○ (○○大学○○研究科)

		1年目※1	2年目	3年目	4年目	5年目	合計 (千円)
物品費	設備費						
	材料・消耗品費						
旅費							
人件費・謝金							
その他							

直接経費合計(千円)						
経費総額【間接経費を含む※2】(千円)						

●共同研究グループ(2)

主たる共同研究者氏名(所属・役職): ○○ ○○ (○○大学○○研究科)

		1年目※1	2年目	3年目	4年目	5年目	合計 (千円)
物品費	設備費						
	材料・消耗品費						
旅費							
人件費・謝金							
その他							
直接経費合計(千円)							
経費総額【間接経費を含む※2】(千円)							

※1 1年目はR/D署名までの経費も含まれます。

※2 間接経費は、直接経費の30%を上限として、委託研究費に含めることが可能です。  
その場合、(間接経費) = (直接経費) × 0.3 で算出下さい。

3.【参考】相手国研究機関の研究費計画(申請予定を含む)

●共同研究に関する技術協力要請(ODA)の研究費計画

相手国代表機関名 (国名)	相手国政府技術協力担当省庁名 または科学技術担当省庁名 (協力要請を提出している省庁)	技術協力要請(予定)の 研究費総額 (=ODA事業経費予算)
		現地通貨  日本円換算額 千円

- ・複数の国との共同研究を実施する場合は、上記に行を追加して記載下さい。
- ・ODA事業経費は、採択後JICAによる詳細計画策定調査を経て決定されるため、ここでは【参考】として記載して下さい。
- ・通常のJICA技術協力プロジェクトにおいては、開発途上国側で必要な経費すべてをODAで負担するわけではありません。自立的持続的発展を促すためにも、開発途上国側に対して、応分の負担を求めます。したがって、相手国側の人件費、相手国における事務所借上費、相手国側が使用する消耗品、相手国側研究者の相手国内旅費等は、原則として相手国側負担となります。その点、本プログラムでも同様であるため、上記の金額が、ODAによって提供さ

れるわけではなく、JICA による詳細計画策定調査において、相手国内における研究実施場所の確保、相手国側の研究者の人件費等、相手国側で応分の負担として負担すべき費用を整理する交渉もなされます。そのため、ODA 事業経費の予算は採択後の詳細計画策定調査を経て決定されるものであるということをあらかじめ承知おき下さい。

●上記の ODA 技術協力プロジェクト以外に相手国研究機関が獲得している（する予定）の研究費計画

相手国代表機関 または協力機関名 (国名)	相手国において研究費を支援している機関名	支援されている研究の概要	支援されている研究費の総額
			現地通貨  日本円換算額 千円
			現地通貨  日本円換算額 千円

・前述の“相手国側負担”分の原資になりうる予算を記載して下さい。相手国側政府自身からの補助金や、ファンディングエージェンシーなどからのファンディングを想定しています。

- ・A4用紙1枚以内に記載下さい。
- ・様式6は e-Rad での提案書類応募に際して入力が必要な項目のため、念のため提案書類として提出いただきます。
- ・研究内容に関するキーワードおよび分野は、もっとも近いと思われるものを記載下さい。

### 1. 分野

・研究課題の分類される分野に関し、巻末（別添3）の研究分野表から最も近いと思われるものについて、主分野は1個、副分野は1～3個以内を選び、“番号”と“研究区分”を記入下さい。

	番号	研究区分
記入例→	主分野	No. 0101
記入例→	副分野	No. 0102
		ゲノム
		医学・医療

### 2. 提案内容に関するキーワード

・研究課題を理解する上で有効なものについて、巻末（別添4）のキーワード表から最も近いと思われるものを5つまで選び、“番号”と“キーワード”を記入下さい。キーワード表に該当するものがない場合は、番号の欄に“\*”をつけ、独自にキーワードを記入して下さい。

	番号	キーワード
記入例→	No. 00 1	遺伝子
記入例→	*	〇〇〇

・研究代表者および主たる共同研究者が、現在受けている、あるいは申請中・申請予定の国の競争的資金制度やその他の研究助成等制度での助成等について、制度名ごとに、研究課題名、研究期間、研究費の額、役割、提案課題との相違点・関連性等を明記して下さい。記入内容が事実と異なる場合には、本プログラムに採択されても後日取り消しとなる場合があります。

研究代表者（研究提案者）：氏名 ○○ ○○

制度名 <sup>1)</sup>	研究課題名	①研究費 <sup>3)</sup> (期間全体) ② 〃 (H25年度) ③ 〃 (H24年度) (千円)	研究 期間	役割 <sup>2)</sup> (代表者/ 分担者)	エフォート <sup>4)</sup> (研究充 当率)	ステータス	提案課題との相違点・関連性
地球規模課題対応国際科学協力プログラム	○○○○○	①150,000千円 ② 千円 ③30,000千円	H24 — H29	代表	30	申請中	—
科学研究費補助金 基盤研究(S)	○○○○○	①100,000千円 ②25,000千円 ③20,000千円	H21 — H25	代表	10	実施中	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○
科学技術振興調整費	○○○○○	①32,000千円 ②8,000千円 ③8,000千円	H22 — H25	分担	5	実施中	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○

- 1) 現在受けている、又は採択が決定している助成等について、研究費（期間全体）が多い順に記載して下さい。その後、申請中・申請予定の助成等を記載して下さい（「ステータス」の欄に「(申請中)」等と明記して下さい）。
- 2) 「役割」は、代表又は分担等を記載して下さい。
- 3) 「研究費」は、本人が受給している金額（直接経費）を記載して下さい。
- 4) 「エフォート」は、年間の全仕事時間（研究活動の時間のみならず教育・医療活動等を含む）を100%とした場合、そのうち当該研究の実施に

必要となる時間の配分率 (%) を記載して下さい【総合科学技術会議における定義による】。本プログラムに採択されると想定した場合のエフォートを記載して下さい。

※上記記入内容について、事実と異なる記載をした場合は、研究課題の不採択、採択取消し又は減額配分とすることがあります。

主たる共同研究者：氏名 ○○ ○○

制度名 <sup>1)</sup>	研究課題名	①研究費 <sup>3)</sup> (期間全体) ② 〃 (H25年度) ③ 〃 (H24年度) (千円)	研究 期間	役割 <sup>2)</sup> (代表者/ 分担者)	エフォート <sup>4)</sup> (研究充 当率)	ステータス	提案課題との相違点・関連性
地球規模課題対応国際科学協力プログラム	○○○○○	①150,000 千円 ② 千円 ③30,000 千円	H24 — H27	分担者	30	申請中	—
科学研究費補助金 基盤研究(S)	○○○○○	①100,000 千円 ②25,000 千円 ③20,000 千円	H21 — H25	代表	10	実施中	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○○○○○○○○○○○○○○○
科学技術振興調整費	○○○○○	①32,000 千円 ②8,000 千円 ③8,000 千円	H22 — H25	分担	5	実施中	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ ○○○○

様式 8 研究代表者および研究代表機関事務担当者連絡先

・研究代表者の連絡先は審査関係の連絡先となりますので、間違いがないように留意下さい。  
研究代表者が不在の際は、事務担当者へ連絡いたします。

研究代表者	氏名 (フリガナ)		生年 月日	西暦 19 年 月 日	
	氏名 (漢字)			( 歳) ※2012年4月1日現在の年齢	
	研究者番号	e-Rad に登録している研究者番号を記載下さい。		性別	
	機関・所属部署名				
	役職名				
	所属研究機関 コード	e-Rad に登録している所属機関コードを記載下さい。			
	フリガナ 所在地	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇			
	TEL.			FAX.	
	E-mail:				
所属機関 の産学官	所属機関が「産」「学」「官」のいずれに該当するか記述して下さい。(独法、国研＝「官」、大学＝「学」、民間＝「産」)				
研究代表機関 事務連絡担当者	フリガナ 担当者名			役職名	
	機関・所属部署名				
	事務 連絡先	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇-〇〇〇-〇			
		TEL.			FAX.
E-mail:					

## 承 諾 書

独立行政法人科学技術振興機構  
独立行政法人国際協力機構 御中

(研究代表機関)

機関名

機関長名

公印

地球規模課題対応国際科学技術協力プログラムに提案しています、下記の研究提案について、採択された場合には、機関として国際共同研究の支援を行うことを確認します。具体的には、以下について機関からの支援を行います。

- 研究課題名 「 」  
○研究代表者名

### <機関からの主な支援の例>

- ・ 相手国研究機関との国際共同研究の実施に関する合意文書の取り交しの支援
- ・ JICAとの取極めおよび経費管理の支援
- ・ 研究実施期間中の研究代表者を中心とした研究体制の確保

(注) 研究実施期間中に研究代表者が定年等を迎える場合は学内での身分保障等を必ず明記して下さい。

- ・ 若手研究者育成の一環として大学院生や学部生の海外派遣に関する安全管理および責任体制の構築
- ・ その他、国際共同研究を実施するために必要な手続き等の支援

別添 3 研究分野

番号	重点研究分野	研究区分
0101	ライフサイエンス	ゲノム
0102	ライフサイエンス	医学・医療
0103	ライフサイエンス	食料科学・技術
0104	ライフサイエンス	脳科学
0105	ライフサイエンス	バイオインフォマティクス
0106	ライフサイエンス	環境・生態
0107	ライフサイエンス	物質生産
0189	ライフサイエンス	共通基礎研究
0199	ライフサイエンス	その他
0201	情報通信	高速ネットワーク
0202	情報通信	セキュリティ
0203	情報通信	サービス・アプリケーション
0204	情報通信	家電ネットワーク
0205	情報通信	高速コンピューティング
0206	情報通信	シミュレーション
0207	情報通信	大容量・高速記憶装置
0208	情報通信	入出力 *1
0209	情報通信	認識・意味理解
0210	情報通信	センサ
0211	情報通信	ヒューマンインターフェイス評価
0212	情報通信	ソフトウェア
0213	情報通信	デバイス
0289	情報通信	共通基礎研究
0299	情報通信	その他
0301	環境	地球環境
0302	環境	地域環境
0303	環境	環境リスク
0304	環境	循環型社会システム
0305	環境	生物多様性
0389	環境	共通基礎研究
0399	環境	その他
0401	ナノテク・材料	ナノ物質・材料（電子・磁気・光学応用等）
0402	ナノテク・材料	ナノ物質・材料（構造材料応用等）
0403	ナノテク・材料	ナノ情報デバイス
0404	ナノテク・材料	ナノ医療
0405	ナノテク・材料	ナノバイオロジー
0406	ナノテク・材料	エネルギー・環境応用
0407	ナノテク・材料	表面・界面
0408	ナノテク・材料	計測技術・標準
0409	ナノテク・材料	加工・合成・プロセス
0410	ナノテク・材料	基礎物性
0411	ナノテク・材料	計算・理論・シミュレーション
0412	ナノテク・材料	安全空間創成材料
0489	ナノテク・材料	共通基礎研究
0499	ナノテク・材料	その他

番号	重点研究分野	研究区分
0501	エネルギー	化石燃料・加工燃料
0502	エネルギー	原子力エネルギー
0503	エネルギー	自然エネルギー
0504	エネルギー	省エネルギー・エネルギー利用技術
0505	エネルギー	環境に対する負荷の軽減
0506	エネルギー	国際社会への協力と貢献
0589	エネルギー	共通基礎研究
0599	エネルギー	その他
0601	ものづくり技術	高精度技術
0602	ものづくり技術	精密部品加工
0603	ものづくり技術	高付加価値極限技術(マイクロマシン等)
0604	ものづくり技術	環境負荷最小化
0605	ものづくり技術	品質管理・製造現場安全確保
0606	ものづくり技術	先進的ものづくり
0607	ものづくり技術	医療・福祉機器
0608	ものづくり技術	アセンブリープロセス
0609	ものづくり技術	システム
0689	ものづくり技術	共通基礎研究
0699	ものづくり技術	その他
0701	社会基盤	異常自然現象発生メカニズムの研究と予測技術
0702	社会基盤	災害被害最小化応用技術研究
0703	社会基盤	超高度防災支援システム
0704	社会基盤	事故対策技術
0705	社会基盤	社会基盤の劣化対策
0706	社会基盤	有害危険・危惧物質等安全対策
0721	社会基盤	自然と共生した美しい生活空間の再構築
0722	社会基盤	広域地域研究
0723	社会基盤	水循環系健全化・総合水管理
0724	社会基盤	新しい人と物の流れに対応する交通システム
0725	社会基盤	バリアフリー
0726	社会基盤	ユニバーサルデザイン化
0789	社会基盤	共通基礎研究
0799	社会基盤	その他
0801	フロンティア	宇宙科学（天文を含む）
0802	フロンティア	宇宙開発利用
0821	フロンティア	海洋科学
0822	フロンティア	海洋開発
0889	フロンティア	共通基礎研究
0899	フロンティア	その他
0900	人文・社会	
1000	自然科学一般	

\*1：情報通信システムとの入出力を容易にする技術。ただし、研究区分番号0209～0211を除く。

別添4 研究キーワード表

番号	キーワード
001	遺伝子
002	ゲノム
003	蛋白質
004	糖
005	脂質
006	核酸
007	細胞・組織
008	生体分子
009	生体機能利用
010	発生・分化
011	脳・神経
012	動物
013	植物
014	微生物
015	ウイルス
016	行動学
017	進化
018	情報工学
019	プロテオーム
020	トランスレーショナルリサーチ
021	移植・再生医療
022	医療・福祉
023	再生医学
024	食品
025	農林水産物
026	組換え食品
027	バイオテクノロジー
028	痴呆
029	癌
030	糖尿病
031	循環器・高血圧
032	アレルギー・ぜんそく
033	感染症
034	脳神経疾患
035	老化
036	薬剤反応性
037	バイオ関連機器
038	フォトニックネットワーク
039	先端的通信
040	有線アクセス
041	インターネット高度化
042	移動体通信
043	衛星利用ネットワーク

番号	キーワード
044	暗号・認証等
045	セキュア・ネットワーク
046	高信頼性ネットワーク
047	著作権・コンテンツ保護
048	ハイパフォーマンス・コンピューティング
049	ディペンダブル・コンピューティング
050	アルゴリズム
051	モデル化
052	可視化
053	解析・評価
054	記憶方式
055	データストレージ
056	大規模ファイルシステム
057	マルチモーダルインターフェース
058	画像・文章・音声等認識
059	多言語処理
060	自動タブ付け
061	バーチャルリアリティ
062	エージェント
063	スマートセンサ情報システム
064	ソフトウェア開発効率化・安定化
065	ディレクトリ・情報検索
066	コンテンツ・アーカイブ
067	システムオンチップ
068	デバイス設計・製造プロセス
069	高密度実装
070	先端機能デバイス
071	低消費電力・高エネルギー密度
072	ディスプレイ
073	リモートセンシング
074	モニタリング(リモートセンシング以外)
075	大気現象
076	気候変動
077	水圏現象
078	土壌圏現象
079	生物圏現象
080	環境質定量化・予測
081	環境変動
082	有害化学物質
083	廃棄物処理
084	廃棄物再資源化
085	大気汚染防止・浄化
086	水質汚濁・土壌汚染防止・浄化

番号	キーワード
087	環境分析
088	公害防止・対策
089	生態系修復・整備
090	環境調和型農林水産
091	環境調和型都市基盤整備・建築
092	自然共生
093	政策研究
094	磁気記録
095	半導体超微細化
096	超高速情報処理
097	原子分子処理
098	走査プローブ顕微鏡(STM、AFM、STS、SNOM、他)
099	量子ドット
100	量子細線
101	量子井戸
102	超格子
103	分子機械
104	ナノマシン
105	トンネル現象
106	量子コンピュータ
107	DNAコンピュータ
108	スピントロニクス
109	強相関エレクトロニクス
110	ナノチューブ・フラレーン
111	量子閉じ込め
112	自己組織化
113	分子認識
114	少数電子素子
115	高性能レーザー
116	超伝導材料・素子
117	高効率太陽光発電材料・素子
118	量子ビーム
119	光スイッチ
120	フォトニック結晶
121	微小共振器
122	テラヘルツ/赤外材料・素子
123	ナノコンタクト
124	超分子化学
125	MBE、エピタキシャル
126	1分子計測(SMD)
127	光ピンセット
128	(分子)モーター
129	酵素反応

番号	キーワード
130	共焦点顕微鏡
131	電子顕微鏡
132	超薄膜
133	エネルギー全般
134	再生可能エネルギー
135	原子力エネルギー
136	太陽電池
137	太陽光発電
138	風力
139	地熱
140	廃熱利用
141	コージェネレーション
142	メタンハイドレート
143	バイオマス
144	天然ガス
145	省エネルギー
146	新エネルギー
147	エネルギー効率化
148	二酸化炭素排出削減
149	地球温暖化ガス排出削減
150	燃料電池
151	水素
152	電気自動車
153	LNG車
154	ハイブリッド車
155	超精密計測
156	光源技術
157	精密研磨
158	プラズマ加工
159	マイクロマシン
160	精密部品加工
161	高速プロトタイプング
162	超精密金型転写
163	射出成型
164	高速組立成型
165	高速伝送回路設計
166	微細接続
167	
168	ヒューマンセンタード生産
169	複数企業共同生産システム
170	品質管理システム
171	低エントロピー化指向製造システム
172	地球変動予測
173	地震
174	火山
175	津波
176	土砂災害

番号	キーワード
177	集中豪雨
178	高潮
179	洪水
180	火災
181	自然災害
182	自然現象観測・予測
183	耐震
184	制震
185	免震
186	防災
187	防災ロボット
188	減災
189	復旧・復興
190	救命
191	消防
192	海上安全
193	非常時通信
194	危機管理
195	リアルタイムマネジメント
196	国土開発
197	国土整備
198	国土保全
199	広域地域
200	生活空間
201	都市整備
202	過密都市
203	水資源
204	水循環
205	流域圏
206	水管理
207	淡水製造
208	渇水
209	延命化
210	長寿命化
211	コスト縮減
212	環境対応
213	建設機械
214	建設マネジメント
215	国際協力
216	国際貢献
217	地理情報システム (GIS)
218	交通事故
219	物流
220	次世代交通システム
221	高度道路交通システム (ITS)
222	走行支援道路システム (AHS)
223	交通需要マネジメント

番号	キーワード
224	バリアフリー
225	ユニバーサルデザイン
226	輸送機器
227	電子航法
228	管制
229	ロケット
230	人工衛星
231	再使用型輸送系
232	宇宙インフラ
233	宇宙環境利用
234	衛星通信・放送
235	衛星測位
236	国際宇宙ステーション (ISS)
237	地球観測
238	惑星探査
239	天文
240	宇宙科学
241	上空利用
242	海洋科学
243	海洋開発
244	海洋微生物
245	海洋探査
246	海洋利用
247	海洋保全
248	海洋資源
249	深海環境
250	海洋生態
251	大陸棚
252	極地
253	哲学
254	心理学
255	社会学
256	教育学
257	文化人類学
258	史学
259	文学
260	法学
261	経済学

## 別添5 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）による応募について

### 1. 府省共通研究開発管理システム（e-Rad）について

府省共通研究開発管理システム（e-Rad）とは、各府省が所管する競争的資金制度を中心として研究開発管理に係る一連のプロセス（応募受付→審査→採択→採択課題管理→成果報告等）をオンライン化する府省横断的なシステムです。

「e-Rad」とは、府省共通研究開発管理システムの愛称で、Research and Development（科学技術のための研究開発）の頭文字に、Electric（電子）の頭文字を冠したものです。

### 2. e-Rad の操作方法に関する問い合わせ先

本制度に関する問い合わせは、従来通り JST にて受け付けます。e-Rad の操作方法に関する問い合わせは、e-Rad ヘルプデスクにて受け付けます。

JST の研究提案募集ウェブサイトおよび e-Rad のポータルサイト（以下、「ポータルサイト」という。）をよく確認の上、問い合わせして下さい。

なお、審査状況、採否に関する問い合わせには一切回答できません。

JST 研究提案募集ウェブサイト

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

e-Rad ポータルサイト

<http://www.e-rad.go.jp/>

(問い合わせ先一覧)

制度・事業に関する 問い合わせおよび 提出書類の作成・提出 に関する手続き 等に関する問い合わせ	JST 国際科学技術部 地球規模課題国際協力室	<お問い合わせはなるべく電子メールでお願い します（お急ぎの場合を除く）> E-mail: <a href="mailto:global@jst.go.jp">global@jst.go.jp</a> [募集専用] 電話番号: 03-5214-8085 (受付時間: 10:00~12:00/13:00~17:00※) ※ 土曜日、日曜日、祝祭日を除く
e-Rad の操作に関する お問い合わせ	e-Rad ヘルプデスク	電話番号: 0120-066-877 (フリーダイヤル) 受付時間: 午前 9:30~午後 5:30※ ※ 土曜日、日曜日、国民の祝日および年末 年始 (12月29日~1月3日) を除く

### 3. e-Rad の使用に当たっての留意事項

#### ① システムによる応募

システムによる応募は、平成20年1月より稼働のe-Radにて受け付けます。

一般的な操作方法に関するマニュアルは、e-Radポータルサイトから参照またはダウンロードすることができます。システム利用規約に同意の上、応募して下さい。

#### ② e-Radシステムの利用可能時間帯

(月～金) 午前6:00から翌午前2:00まで

(日曜日) 午後6:00から翌午前2:00まで

土曜日は運用停止とします。なお、祝祭日であっても上記の時間帯は利用可能です。

ただし、上記利用可能時間内であっても保守・点検を行う場合、e-Radシステムの運用を停止することがあります。e-Radの運用を停止する場合は、e-Radポータルサイトにて予めお知らせします。

#### ③ 研究機関の登録

研究者が研究機関を経由して応募する場合、研究代表者が所属する研究機関は、応募時までに登録されていることが必要となります。

研究機関の登録方法については、e-Radポータルサイトを参照して下さい。登録手続きに日数を要する場合がありますので、2週間以上の余裕をもって登録手続きをして下さい。なお、一度登録が完了すれば、他制度・事業の応募の際に再度登録する必要はありません。また、他制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はありません。

なお、ここで登録された研究機関を所属研究機関と称します。

#### ④ 研究者情報の登録

本プログラムに応募する研究代表者および研究に参画する主たる共同研究者は研究者情報を登録し、システムログインID、パスワードを取得することが必要となります。

所属研究機関に所属している研究者の情報は所属研究機関が登録します。なお、過去に文部科学省の科学研究費補助金制度で登録されていた研究者情報は、既にこのシステムに登録されています。研究者番号等を確認の上、所属情報の追加を行って下さい。

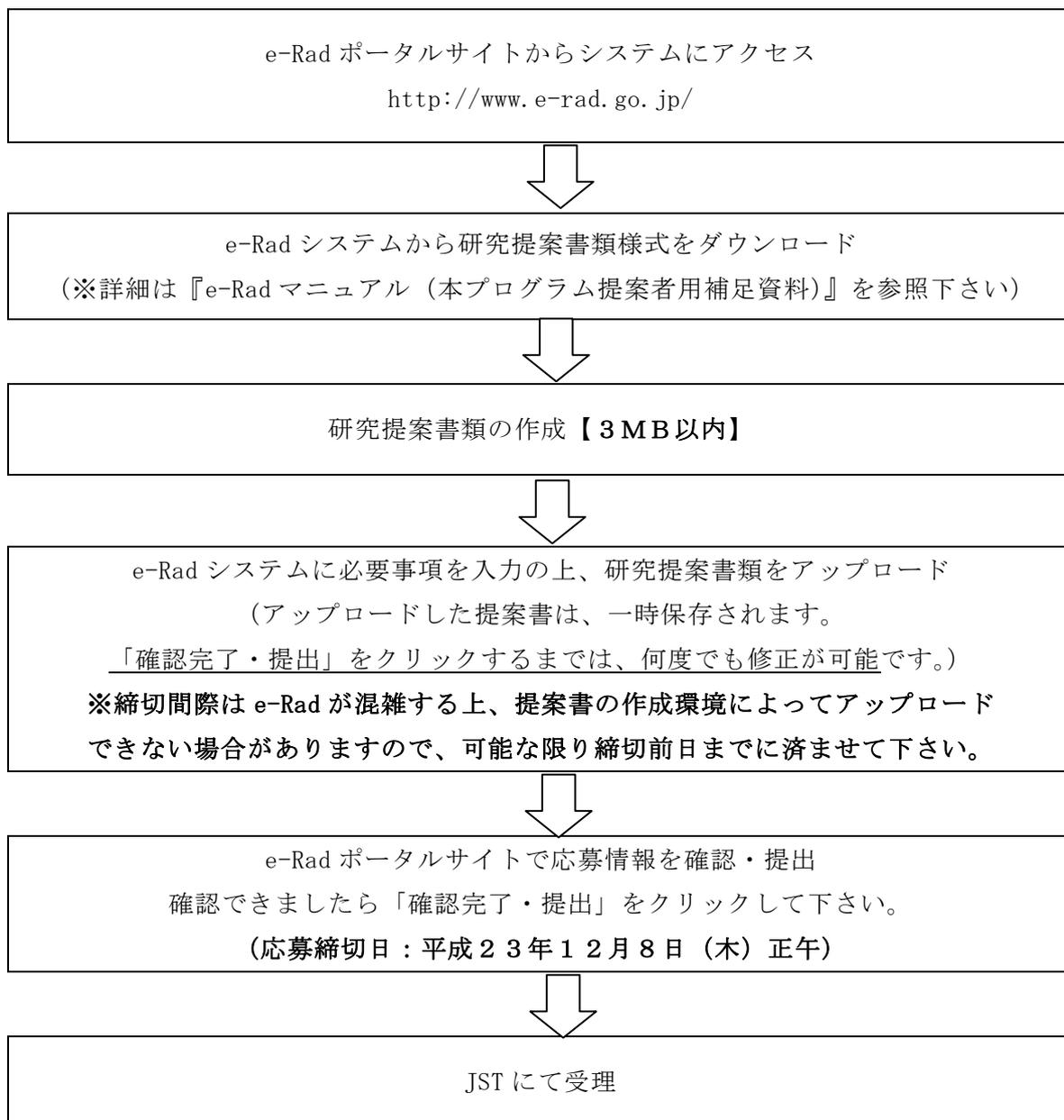
所属研究機関に所属していない研究者の情報は、e-Rad管理システム運用担当で登録します。必要な手続きはe-Radポータルサイトを参照して下さい。

#### ⑤ 個人情報の取扱い

応募書類等に含まれる個人情報は、不合理な重複や過度の集中の排除のため、他府省・独立行政法人を含む他の研究資金制度・事業の業務においても必要な範囲で利用（データの電算処理および管理を外部の民間企業に委託して行わせるための個人情報の提供を含む）する他、e-Rad、内閣府の「政府研究開発データベース」へ提供します。

#### 4. e-Rad を利用した応募の流れおよび注意事項

<e-Rad を利用した応募の流れ>



なお、提案書類のアップロード後は、システムにて提案書類受理状況が確認できます。

- ※ 応募締切日までに応募状況が「配分機関受付中」とならない研究提案書類は無効となります。
- ※ JSTにて応募情報が受理されると、e-Radシステムの「受付状況一覧画面」の応募情報の状態が「配分機関受付中」から「処理中」に変更されます。(受理作業は応募締切日の14日後(平成23年12月22日まで)に行います。)
- ※ JSTから文書またはメールでの受理通知は行いませんので、応募締切日の14日後以降、e-Radの応募情報の状態が「処理中」になっていることを必ず確認して下さい。

## 5. 提案書類の注意事項

ポータルサイト	http://www.e-rad.go.jp/
提出締切日	平成23年12月8日(木) 正午 <b>【厳守】</b>
注意事項 ・ e-Rad の利用方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ e-Rad を利用の上、提出して下さい。e-Rad の操作マニュアルは、上記ポータルサイトよりダウンロードできます。</li> <li>・ 本プログラム内容を確認の上、<u>所定の提案書類の様式ファイルをダウンロードして下さい。</u></li> <li>・ 提案書類 (アップロードファイル) は Word、一太郎、PDF のいずれかの形式にて作成し、応募して下さい。なお、Word、一太郎、PDF は以下のバージョンで作成されたものでないと、アップロードがうまく出来ない場合がありますので注意下さい。 <ul style="list-style-type: none"> <li>○Word 2000 以降</li> <li>○一太郎 Ver. 12 以降</li> <li>○Adobe Acrobat Reader (Adobe Reader) 5.0 以降</li> </ul> </li> <li>・ 提案書に貼り付ける画像ファイルの種類は「GIF」、「BMP」、「JPEG」、「PNG」形式のみとして下さい。それ以外の画像データ (例えば、CAD やスキャナ、PostScript や DTP ソフトなど別のアプリケーションで作成した画像等) を貼り付けた場合、正しく PDF 形式に変換されません。画像データの貼り付け方については、操作マニュアル「3.4 画像を貼り付ける方法」を参照して下さい。</li> <li>・ アップロードできる <u>ファイルの最大容量は 3 MB</u> までです。複数のファイルをアップロードすることはできません。</li> <li>・ 提案書類は、アップロードを行うと、自動的に PDF ファイルに変換します。</li> <li>・ 外字や特殊文字等を使用した場合、文字化けする可能性がありますので、<u>変換された PDF ファイルの内容をシステムで必ず確認</u>して下さい。利用可能な文字に関しては、操作マニュアル「1.7 システムの基本的な操作方法」を参照して下さい。</li> <li>・ 提案書類はアップロード後、研究者が JST へ提出するまでは提案内容を修正することが可能です。JST へ提出した時点で修正することができません。<u>修正する場合は、巻末の問合せ先へ修正したい旨を連絡して下さい。</u></li> <li>・ 提出締切日までにシステムの「受付状況一覧画面」の受付状況が「配分機関受付中」となっていない提案書類は無効となります。提出締切日までに「配分機関受付中」にならなかった場合は、所属研究機関まで至急連絡して下さい。所属研究機関に所属していない研究者は、<u>巻末の問合せ先まで連絡して下さい。</u></li> <li>・ 提案書類の受理状況は、「受付状況一覧画面」から確認することが</li> </ul>

	<p>できます。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>• 上記以外の注意事項や内容の詳細については、e-Rad ポータルサイト（研究者向けページ）に随時掲載していますので、確認下さい。</li></ul>
--	--

## 6. e-Rad への入力項目について

e-Rad で応募いただく際に、1) Web で直接入力が必要な内容と、2) ポータルに掲載されている電子媒体の所定の様式に記入し、当該ファイルを添付するものがあり、それぞれ、入力、作成が必要です。1) については、研究者が、e-Rad にログイン後、応募情報登録画面において、以下の項目を入力することが必要になります。入力する際、提案書類と差異がないように下記の対比表を参照下さい。

e-Rad 入力項目	提案書類の項目	備考	
研究共通情報	新規継続区分	—	新規を選択下さい。
	課題 ID	—	記入不要
	研究開発課題名	様式 1 (a) 研究課題名	
	研究期間	様式 1 (b) 研究期間	
	主分野	様式 6 1. 分野	
	副分野 1~3	様式 6 1. 分野	
	研究キーワード 1~5	様式 6 2. 研究キーワード	
	研究目的	様式 1 (i) 研究課題の目的	
	研究概要	様式 1 (j) 研究課題の概要	
研究個別情報	研究課題名【英語】	様式 1 (a) 研究課題名 (英語)	ODA 事業名と同じ課題名が求められます
	研究期間	様式 1 (b) 研究期間	3~5 年間より選択
	研究費総額【JST 委託研究】	様式 1 (c) 研究費総額 (JST)	間接経費 30% を含む。単位：千円
	研究費総額【ODA 事業経費】	様式 1 (c) ODA 事業経費総額 (相手国側)	間接経費なし。単位：千円
	国内参画機関名	様式 1 (f) 国内参画機関名	複数機関可。
	相手国の地域	—	別添 1 の 6 つの地域より選択下さい。
	相手国名	様式 1 (g) 相手国	複数国可 (*)
	相手国研究機関名	様式 1 (h) 相手国研究機関名	複数機関可。
	研究代表者の連絡先 (郵便番号)	様式 8 研究代表者の連絡先郵便番号	選考に関する全ての情報は、入力いただきました連絡先へ通知いたしますので入力ミス等がないようお願いいたします。
	研究代表者の連絡先 (住所)	様式 8 研究代表者の連絡先住所	
	研究代表者の連絡先 (電話番号)	様式 8 研究代表者の連絡先の電話番号	
	研究代表者のメールアドレス	様式 8 研究代表者のメールアドレス	
代表研究機関の事務連絡先のメールアドレス	様式 8 代表研究機関の事務連絡担当のメールアドレス		

(次ページへ続きます)

(前ページからの続きです)

e-Rad 入力項目		提案書類の項目	備考
応募時予算額	直接経費総額	様式5 1. 研究グループ全体のJST 研究費計画 『直接経費合計』	年度ごと。単位：千円
研究組織情報	研究者情報、直接経費、エフォート	様式3 日本側研究体制 『研究者名』他	研究代表者の情報のみを入力下さい。
応募受入状況	助成の有無、配分機関コード、事業コード、研究開発課題名、研究期間、予算額、エフォート	様式7 『制度名、研究課題名、研究費、研究期間、エフォート』	研究組織情報に登録した研究者代表者の情報のみを入力下さい。

\*複数国間での共同研究として応募される場合にのみ、参画される国すべてを記載して下さい。なお、その場合は、7ページ等の記述をよく確認下さい。

**【お問い合わせ先】**

お問い合わせはなるべく電子メールでお願いします（お急ぎの場合を除く）。

また、研究提案募集ウェブサイト

<http://www.jst.go.jp/global/koubo.html>

に最新の情報を掲載しますので、あわせて参照下さい。

独立行政法人 科学技術振興機構

国際科学技術部 地球規模課題国際協力室

〒102-8666 東京都千代田区 四番町 5 番地 3

E-mail : [global@jst.go.jp](mailto:global@jst.go.jp) [募集専用]

電話 : 03-5214-8085 (月曜～金曜 10:00～12:00 / 13:00～17:00※)

※祝祭日を除く